

平成 2 1 年旭市議会第 4 回定例会会議録目次

第 1 号 (11月5日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	2
説明のため出席した者.....	2
事務局職員出席者.....	3
開 会.....	4
議長報告事項.....	4
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定.....	5
議案上程.....	5
議案第 1 号 平成 2 1 年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 2 号 平成 2 1 年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について	
議案第 3 号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	
議案第 4 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 5 号 旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて	
議案第 6 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 7 号 旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 8 号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 9 号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 1 0 号 財産の取得について	
議案第 1 1 号 工事請負契約の締結について	
議案第 1 2 号 市道路線の廃止について	
提案理由の説明並びに政務報告.....	6
議案の補足説明.....	1 3

発議案上程.....	2 4
発議第 1 号 旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
提案理由の説明.....	2 4
質疑、討論、採決.....	2 5
散 会.....	2 5

第 2 号 (11月9日)

議事日程.....	2 7
本日の会議に付した事件.....	2 7
出席議員.....	2 7
欠席議員.....	2 7
説明のため出席した者.....	2 8
事務局職員出席者.....	2 8
開 議.....	2 9
議案質疑.....	2 9
常任委員会議案付託.....	3 5
常任委員会陳情付託.....	3 5
散 会.....	3 6

第 3 号 (11月11日)

議事日程.....	3 7
本日の会議に付した事件.....	3 7
出席議員.....	3 7
欠席議員.....	3 7
説明のため出席した者.....	3 8
事務局職員出席者.....	3 8
開 議.....	3 9
一般質問.....	3 9
8 番 滑 川 公 英.....	3 9
6 番 向 後 悦 世.....	4 9

4番 伊藤 房代.....	63
1番 伊藤 保.....	69
11番 木内 欽市.....	79
24番 神子 功.....	99
議案上程.....	111
議案第13号 財産の取得について	
提案理由の説明.....	111
議案の補足説明.....	111
議案質疑.....	112
常任委員会議案付託.....	113
散 会.....	114

第 4 号 (11月19日)

議事日程.....	115
本日の会議に付した事件.....	115
出席議員.....	115
欠席議員.....	116
説明のため出席した者.....	116
事務局職員出席者.....	116
開 議.....	117
常任委員長報告.....	117
質疑、討論、採決.....	122
常任委員長陳情報告.....	125
質疑、討論、採決.....	126
発議案上程.....	127
提案理由の説明.....	128
質疑、討論、採決.....	129
事務報告.....	130
閉 会.....	130

平成21年旭市議会第4回定例会会議録

議事日程（第1号）

平成21年11月5日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案上程
- 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 7 議案の補足説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案上程
- 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 7 議案の補足説明
- 追加日程第1 発議案上程
- 追加日程第2 提案理由の説明
- 追加日程第3 質疑、討論、採決

出席議員（21名）

1番	伊 藤 保	2番	島 田 和 雄
3番	平 野 忠 作	4番	伊 藤 房 代
5番	林 七 巳	6番	向 後 悦 世
7番	景 山 岩三郎	8番	滑 川 公 英

9番 嶋田哲純
 11番 木内欽市
 13番 日下昭治
 15番 林俊介
 18番 高木武雄
 20番 向後和夫
 26番 林一哉

10番 柴田徹也
 12番 佐久間茂樹
 14番 平野浩
 17番 林一雄
 19番 嶋田茂樹
 22番 林正一郎

欠席議員（1名）

24番 神子功

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	増田雅男
教育長	多田哲雄	病院事務部長	渡辺清一
総務課長	平野哲也	秘書広報課長	米本壽一
企画課長	堀江隆夫	財政課長	加瀬正彦
税務課長	野口徳和	市民課長	増田富雄
環境課長	平野修司	保険年金課長	花香寛源
健康管理課長	小長谷博	社会福祉課長	在田豊
高齢者福祉課長	渡辺輝明	商工観光課長	神原房雄
農水産課長	林清明	建設課長	北村豪輔
都市整備課長	伊藤恒男	下水道課長	佐藤邦雄
会計管理者	高山重幸	消防長	菅谷衛一
水道課長	横山秀喜	庶務課長	浪川敏夫
学校教育課長	平野一男	生涯学習課長	野口國男
国体推進室長	高野晃雄	監査委員局長	林久男
農業委員会事務局長	伊藤浩	国民宿舎支配人	堀川茂博
病院事務次長	石鍋秀和	病院経理課長	鈴木清武

事務局職員出席者

事務局長 加瀬 寿一

事務局次長 石毛 健一

開会 午前10時 0分

議長（向後和夫） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

日程第1 開 会

議長（向後和夫） ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより平成21年旭市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第2 議長報告事項

議長（向後和夫） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物によりご了承いただきたいと思います。

日程第3 会議録署名議員の指名

議長（向後和夫） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

22番、林正一郎議員、26番、林一哉議員、以上の2議員を指名いたします。

日程第4 会期の決定

議長（向後和夫） 日程第4、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。第4回定例会の会期は、本日から11月19日までの15日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（向後和夫） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から11月19日までの15日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

議長（向後和夫） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第12号までの12議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 配布漏れないものと認めます。

議案説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

日程第5 議案上程

議長（向後和夫） 日程第5、議案上程。

議案第1号から議案第12号までの12議案を一括上程いたします。

議案第 1号 平成21年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 2号 平成21年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について

議案第 3号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

- 議案第 4号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10号 財産の取得について
- 議案第 11号 工事請負契約の締結について
- 議案第 12号 市道路線の廃止について

日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告

議長（向後和夫） 日程第 6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成21年旭市議会第 4 回定例会を招集し、平成21年度旭市一般会計補正予算のほか、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、今回提案いたしました各議案の提案理由について申し上げます。

議案第 1 号は、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出からそれぞれ4,700万円を減額し、予算の総額を278億7,400万円とするものであります。

議案第 2 号は、平成21年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決についてでありまして、主なものは、営業運転資金に充てるため、長期借入金として2,500万円を計上するものであります。

議案第 3 号は、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 4 号は、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 5 号は、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正

する条例の制定についてでありまして、いずれも職員の給与改定に併せて所要の改正を行うものであります。

議案第6号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第7号は、旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、後期高齢者医療保険料に係る延滞金の一部を軽減するため、所要の改正を行うものであります。

議案第8号は、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、議案第7号と同様の理由により、介護保険料の延滞金の一部を軽減するため、所要の改正を行うとともに、併せて条文の整理を行うものであります。

議案第9号は、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、分娩料の見直しに伴い、所要の改正を行うとともに、併せて条文の整理を行うものであります。

議案第10号は、財産の取得についてでありまして、旭市学校給食センター統合改築事業における建設用地の取得にあたり、議会の議決を求めるものであります。

議案第11号は、工事請負契約の締結についてでありまして、旭市立中央小学校北校舎改築工事について、一般競争入札を執行し仮契約を締結いたしましたので、本契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第12号は、市道路線の廃止についてでありまして、矢指小学校建替えに伴い、学校用地として使用するため1路線を廃止するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

はじめに、政府による2009年度補正予算の執行停止に伴う本市への影響について申し上げます。

政府から、子育て応援特別手当給付事業の執行停止と9月補正で計上を見送りました地域活性化・公共投資臨時交付金の一部を凍結する旨の方針が示されましたが、その他の補助事業や地域活性化・経済危機対策臨時交付金につきましては、本市には影響がありませんでした。

今後も、さらなる情報の収集に努め、地域経済の一刻も早い回復に向けて、速やかに事業

を執行してまいりたいと考えております。

次に、社会福祉について申し上げます。

恒例の敬老大会については、9月21日の敬老の日に東総文化会館、海上公民館、いいおかユートピアセンターの3か所で開催いたしました。当日は、合わせて1,650人の参加がある中、文化協会の皆様による演芸や保育所児童による遊戯などで、楽しいひとときを過ごしていただきました。

また、隔年で実施している戦没者追悼式については、10月14日に挙行いたしました。ご遺族の皆様方をはじめ、千葉県、近隣市、各種団体の代表者300人余のご参列をいただき、戦没者1,863柱、戦災死没者54柱、香取航空基地より戦場に飛び立ち、帰らぬ人となられた戦没者954柱の御霊に対し、心より哀悼の意を捧げたところであります。

次に児童福祉について申し上げます。

国の「生活対策」として実施しました「子育て応援特別手当給付事業」は、対象となる874世帯914名から申請があり、全世帯に給付が完了し、給付総額は3,290万4,000円でした。

次に学校教育について申し上げます。

去る9月20日に、旭市総合体育館において、子どもたちに夢を与える「本物から学ぶ夢体験」事業を開催いたしました。

本事業は、旭市課外活動支援事業の関連イベントであり、様々な分野で活躍しているトップアスリートや、優れた活動を行っている芸術家などを本市に招き、子どもたちと交流することにより、スポーツや芸術に親しんでもらうことを目的とした事業であります。

今回は、卓球界のイメージを一新し、「卓球界のジャンヌ・ダルク」と呼ばれている四元奈生美選手を招き、楽しいトークや実技指導などを交えたワークショップを開催いたしました。当日は、約200名の子どもたちが参加し、「千葉国体」卓球競技開催市にふさわしい事業となりました。

次に、学校給食について申し上げます。

郷土を代表する地場産品の活かし方を競いながら、食育を啓発することを目的とした「第4回全国学校給食甲子園大会」において、第一学校給食センターの提案した、旭の米粉うどんと豚肉やしいたけ等を使用した「つばき蒸し」などによる地産地消の献立が千葉県第一位に輝きました。今後は、このメニューを市内の児童生徒へ提供したいと考えております。

次に、生涯学習について申し上げます。

帝京大学より専任の講師を招き、10月10日に開設した「市民カレッジ」や「手づくり生活

を楽しむ」をテーマに同日開設した県立旭農業高校開放講座は、多くの方々に受講していただき、市民の教養文化を高めることができました。

また、11月3日に開催した市内子ども会交流イベント「子ども会交歓会」には、子供たちが一堂に会し、カルタや模擬店等で親睦と交流を深めることができました。

文化振興については、9月27日に地域に伝わるお囃子や神楽などを披露する「あさひのまつり」を開催し、会場に響き渡る太鼓や笛の音色に大勢の観客から盛大な拍手が送られ、大変な盛り上がりのなかで終了いたしました。

また、10月25日には、「ブラッシュアップ」と題した市民ミュージカルが上演され、小学生から大人まで総勢38名の出演者の熱演に対し、観覧者から賞賛の拍手を受けたところであり、また終演後、舞台裏での子供たちの感激の涙を目のあたりにし、心を打たれた一瞬でありました。

体育振興については、10月24日に「スポーツ少年団」の指導者認定講習会が開催され、参加した方々の連帯感と指導力の一層の向上が図られました。

今後は、少年野球をはじめサッカー、剣道等を愛好する少年たちのレベルアップにつながることを期待します。

次に、来年秋に開催される、千葉国体卓球競技のリハーサル大会として位置づけられた「全日本卓球選手権大会団体の部」について申し上げます。

去る10月16日から10月18日までの3日間、総合体育館を会場に開催した結果、延べ4,500人を越える方々が観戦し、選手の一挙一動に声援を送っておりました。

開催にあたり、ご協力をいただいた幼稚園児から老人クラブの会員など幅広い年代の方々や大勢のボランティアの皆様に、心より感謝を申し上げます。

今大会の運営を通して得られた多くの情報を基に、来年開催される国体が万全となりますよう、さらに準備を進めてまいります。

次に、商業振興について申し上げます。

旭市商業振興連合会では、4月に販売した期限付きのプレミアム付き商品券の使用期間の終了を受け、引き続き商店会等の振興策として、11月3日から1万2,000セット、額面1億3,200万円分の商品券を販売しました。

厳しい経済状況の中でのプレミアム付き商品券の発行が、個人消費の喚起と地域商業の活性化につながることを期待するものであります。

次に、観光について申し上げます。

長熊釣堀センターにつきましては、10月18日に釣堀センターの無料開放を行い、11月3日には恒例の「長熊秋のヘラ鮎釣り大会」を開催したところ、両日とも大勢の釣り客の参加をいただき、盛況のうちに終了することができました。

今後も、子供から高齢者までが一緒に楽しめる身近な施設として、より一層の普及促進に取り組んでまいります。

次に、農業について申し上げます。

去る10月10日に、「幽学の里で米づくり交流事業」収穫祭が開催され、当日は団体と一般を合わせ400名余の参加者が集い、5月の田植え、7月の草取り、9月の稲刈りに続く1年の締め括りとして、秋空の下、自らの手で収穫したお米で作ったおにぎりを美味しく食べていました。また、併せて行われた芋ほり、餅つきなどのイベントを通じて、自然と親しみ作物を育て収穫する喜びを体験することができました。

本事業も回を重ねるごとに参加者が増え、その取組みについてご賛同をいただいているところですが、今回、交流団体の一つである市川子供会より「ぜひ地元で旭市の野菜を販売してほしい」との申し出があったため、旭市農産物直売所協議会や萬歳米栽培研究会を通じ、10月24日に市川市大洲の公園において「朝市交流会」と題した農産物販売を行うとともに、自治会の皆さんとの交流を行いました。

今後は、このような機会を捉え、交流事業の裾野を広げることにより、本市の農水産物のPRに努めてまいります。

次に、市道及び排水路の整備について申し上げます。

市民生活に直接関連する市道及び排水路の整備については、計画的に進めているところがあります。

中央病院アクセス道整備事業東西線については、海匠地域整備センターへ整備を委託している国道126号線飯岡バイパス入口から西側部分830メートルの舗装工事の入札が10月27日に終了し、国道の交差点工事についても来年3月の工事完成に向け、12月までには発注する予定であると聞いております。

また、市が整備する東西線約680メートルと南北線約300メートルの工事については、11月中に発注できるよう準備を進めております。

なお、JRを跨ぐ橋梁の下部工事については、工事用車両の進入路築造工事を終了し、現在は基礎杭工事を施工しております。

鎌数地先の更正橋改修事業については、橋梁の長寿命化を図るための補強工事の入札が10

月15日に終了し、川向西野地区の排水路整備事業についても、新川側から約220メートル区間の入札が終了したところであります。

また、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業の実施に伴う測量及び詳細設計業務については昨日入札が終了しました。さらに、蛇園南地区流末排水整備事業の測量・詳細設計業務についても、11月中に発注する予定で準備を進めております。

次に、街路事業について申し上げます。

本市の玄関口であるJR旭駅に接続する旭駅前線については、平成9年度より県事業として整備を進めてきたところであり、関係地権者のご協力により、計画面積の約93パーセントの用地を取得したところであります。

なお、本事業については、来年3月末をもって現在の事業認可期間は終了することとなりますが、県においては、事業認可期間の再延長を予定しているところであります。

今後も、早期完成を目指し、県と連携を図りながら事業を進めてまいります。

次に、公園事業について申し上げます。

文化の杜公園については、多目的な利用と防災機能を併せ持った総合公園として事業を進めているところであり、現在、関係地権者のご協力により、計画面積の約91パーセントの用地を取得したところであります。

今後も、事業認可の最終年度となる平成22年度末の完成を目指し、市民のニーズを捉えながら整備を進めてまいります。

下宿ふれあい公園については、地域交流の場として、また、災害時には避難場所となる地域密着型の公園として整備を進めているところであり、現在まで、関係地権者のご協力により、計画面積の約96パーセントの用地を取得いたしました。

今後は、残りの用地確保と併せ、今年度末の完成を目指し、園路広場や遊具施設等の整備を進めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

市役所本庁舎敷地内の第2分館西側に建設する中央汚水ポンプ場につきましては、12月初旬に着手すべく準備を進めております。

工事の施工に際しては、来庁者に迷惑が掛からないように進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、病院事業について申し上げます。

全国各地で地域医療の崩壊が叫ばれる状況の中、旭中央病院においては、医師・看護師等

の確保を図りながら経営の効率化に努め、引き続き健全経営を維持しております。

なお、再整備事業として取り組んでいる新本館建設工事は、基礎部分の免震装置が設置され、現在は1階の躯体工事に取り組んでおります。

皆様には暫くの間ご不便をおかけしますが、患者や来院する方々の安全を第一とし、来年度末の完成を目指しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、地区懇談会について申し上げます。

市民と行政との協働によるまちづくりを推進していくため、10月23日から市内6か所での地区懇談会の開催を計画し、本日までに5か所で懇談会を実施いたしました。

これまでに、延べ448人の市民の皆様に参加していただいた中、懇談会では、地区住民の代表者の方々から意見発表を行っていただくとともに、参加された市民の方々からは、道路、排水、環境に対する諸問題、子育て支援や少子化対策、教育環境の整備、中央病院の再整備計画、さらには市の均衡ある発展を願う要望など様々な意見を聞くことができました。

今回いただいた意見や提案などについては、今後のまちづくりに生かせるよう努めてまいります。

次に、定住自立圏構想について申し上げます。

定住自立圏構想とは、「大都市圏への人口流出防止と地方圏への人口の流れの創出」「分権型社会にふさわしい社会空間の創出」「ライフステージに応じた多様な選択肢の提供」等を行い地方圏への人の流れを創出するため、全国的な見地から推進していく施策であります。

本市は、この定住自立圏構想において、合併を行った市としての特例で圏域形成することができます。地域全体における生活機能を確保し、魅力を向上させる上で、中心的な役割を担う意思を明示するため本年度中に「中心市宣言」を行い、定住自立圏形成方針について市議会の議決を頂けるように取り組んでまいります。

次に、市民サービスの向上について申し上げます。

職業の多様化に伴い、就業者の勤務体系が大きく変化している中、市役所の開庁時間に来庁できない方の要望に応え、来年1月から毎月第2、第4日曜日に、本庁市民課で各種証明書を発行する休日窓口を試行的に開設することといたしました。詳細についてはこれから定め、広報あさひやホームページを利用して市民にPRしてまいります。

最後に、定額給付金について申し上げます。

去る4月2日に申請の受付を開始して以来、10月2日までの6か月間に、2万4,566通の申請書の送付に対し2万4,055件の申請を受け給付決定いたしました。給付決定した総額

は10億6,442万円で、地域における経済効果は大きなものであったと思われます。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは、事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご審議のうえご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（向後和夫） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

日程第7 議案の補足説明

議長（向後和夫） 日程第7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号、議案第11号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

財政課長（加瀬正彦） 議案第1号、平成21年度旭市一般会計補正予算（第2号）について補足説明を申し上げます。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,700万円を減額し、予算の総額を278億7,400万円とするものです。

第2条は、繰越明許費の設定でありまして、後ほどご説明いたします。

2ページから5ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略いたします。

それでは、6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費ですが、3事業につきまして繰り越しの設定をお願いするものでございます。

一番上の矢指小学校改築事業は、学校用地確定作業に不測の日数を生じる見込みのため、施工管理委託料と校舎等改修工事費3億9,194万2,000円を繰越明許費設定するものでございます。

次の第一中学校改築事業につきましても、学校用地確定作業に不測の日数を生じる見込みのため、設計監理委託料、屋内運動場改築工事費4億1,001万4,000円を繰越明許費設定する

ものでございます。

次の大原幽学記念館管理費は、エレベーター設置工事の建築確認申請等に不測の日数を生じる見込みのため、設計監理委託料とエレベーター設置工事費4,609万5,000円を繰越明許費設定するものでございます。

9ページをお願いいたします。

歳入になります。主な補正内容を申し上げます。

なお、事業内容につきましては、歳出のほうでご説明申し上げます。

まず、11款1項1目民生費負担金332万9,000円の追加は、説明欄1番、保育所運営費負担金の増によるものでございます。

14款2項1目民生費県補助金177万9,000円の減、これは説明欄1番の保育対策等促進事業費補助金の減によるものでございます。

2項4目農林水産業費県補助金247万2,000円の追加は、説明欄1番、水田農業構造改革推進事業費補助金の増によるものです。

2項6目消防費県補助金717万3,000円の追加は、説明欄1番、防災情報通信設備整備事業費交付金の増によるものです。

10ページをお願いいたします。

16款1項1目一般寄附金は、100万円の篤志寄附を計上するものでございます。

17款2項1目財政調整基金繰入金6,000万円の減は、財政調整基金からの繰り入れを減額するものでございます。

以上で歳入の説明は終わります。

続きまして歳出となります。

なお、各款に計上されております人件費の補正、これにつきましては、今回説明を省略させていただきます。

人件費の補正につきましては、28ページ以降の給与費明細書の中で概要を説明させていただきます。

それでは、11ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費1,664万2,000円の減、これは人事院及び千葉県人事委員会勧告による影響と、それから議会現員数の減によるものでございます。

12ページになります。

2款1項7目企画費の説明欄1番、地域資源価値創造事業235万7,000円の追加は、あさひ

飲食店マップの印刷製本費等を計上するものでございます。

説明欄 2 番の定住自立圏構想策定事業120万円の追加は、定住自立圏形成方針策定支援業務委託料を計上するものでございます。

少し飛びまして、17ページになります。

3 款 3 項 4 目保育所費の説明欄 2 番、保育所総務事務費21万円の追加は、今回試行として、保育所 2 か所の保育業務等についての評価を第三者の評価機関に委託するものでございます。

一番下になりますが、説明欄 3 番、保育所指定管理委託事業118万1,000円の追加は、干潟保育所の児童数の増による指定管理料を計上するものでございます。

18ページになります。

説明欄 4 番、一時保育事業72万円の追加は、一時預かり事業の基準額が改正になったことによるもの。

それから、説明欄 5 番、病児・病後児保育事業22万円の減は、病児・病後児保育事業の基準額が改正になったことによるものでございます。

20ページをお願いいたします。

6 款 1 項 3 目農業振興費の説明欄 1 番、水田農業構造改革推進事業247万2,000円の追加は、新規需要米、これは飼料用米、それから米粉用米等の作付農家への補助金を計上するもので、全額県費で行います。

次に、23ページをお願いいたします。

9 款 1 項 3 目災害対策費の説明欄 1 番、防災行政無線統合整備事業717万3,000円の追加は、消防庁によります J - A L E R T、いわゆる全国瞬時警告システムなんですけれども、この整備に伴います設置工事費を計上するもので、全額県費で行います。

少し飛びまして、27ページをお願いいたします。

13款 2 項 3 目の説明欄 1 番、国民宿舎事業会計繰出金2,500万円は、防災改善工事、それから施設整備の更新等により、運転資金の不足が見込まれるため、一般会計から国民宿舎事業会計への貸付金を計上するものでございます。

それでは、28ページをお願いいたします。

給与費の明細書になります。

今回の補正は、職員の新陳代謝、それから異動に伴います増減と人事院、それから千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定の影響額、それが大きな補正の主になるものとなっております。

議会議員を含みまず特別職について、補正後と補正前を比較いたしますと、一番下の欄です。報酬が1,003万円の減、期末手当が781万9,000円の減、共済費が14万3,000円の減となり、合計で1,799万2,000円の減額となります。

続いて29ページは、一般職についてでありまして、補正前、補正後の比較の数字ですが、給料で2,323万6,000円の減、職員手当等が1億741万2,000円の減、共済費が6,154万7,000円の増となり、合計で6,910万1,000円の減となります。

給料及び職員手当等の減額の主な内容は、人事院勧告に基づく年間の期末・勤勉手当の支給率の減、それから給料表を平均でマイナス0.2%の引き下げ改定を行ったことによるものでございます。

また、共済費の増につきましては、基礎年金拠出金の負担率の増によるものです。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第11号、工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

契約の名称でございますが、旭市立中央小学校北校舎改築工事であります。

契約の方法は、一般競争入札で行いまして、契約金額は3億7,149万円であります。

契約の相手方は、千葉県旭市二の528番地、阿部建設株式会社であります。

工事の期限でございますが、平成23年3月25日と設定しております。

以上の工事請負契約について、議会の議決を求めるものでございます。

次に、契約の経過をご説明申し上げます。

入札業者及び契約方法については、入札参加資格申請の受け付けを経て資格要件審査を実施した結果、申請のあった8社すべてが資格要件を満たしておりました。

入札日の10月27日に1社より辞退届が提出されまして、7社による一般競争入札を執行いたしました。

その結果、予定価格及び最低制限価格の範囲内の3億7,149万円を提示いたしました阿部建設を契約の相手方として決定し、10月28日に仮契約を締結したものでございます。

以上で、議案第11号について補足説明を終わります。

議長（向後和夫） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、国民宿舎支配人、登壇してください。

（国民宿舎支配人 堀川茂博 登壇）

国民宿舎支配人（堀川茂博） 議案第2号、平成21年度旭市国民宿舎事業会計補正予算（第2号）について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、当会計の補正第2号を行う旨の規定でございます。

第2条は、当初予算第2条中に定めた業務の予定量のうち、宿泊1万6,000人を宿泊1万4,000人に改め、下方修正するものでございます。

第3条は、初めに営業用運転資金に充てるため、一般会計から長期借入金2,500万円の借入れをお願いするものでございます。

長引く景気の低迷や想定していた個人、グループ等の宿泊客が少なく、当初予算で予定しておりました1日当たり62万円の営業収益を確保できておりません。

また、経営改善を進めていく中で、宿舎経営費であります人件費の増高や、次々と発生する老朽化した施設設備等の修繕により、自己資金による経営の継続が難しくなったため、営業用運転資金として一般会計から2か年の長期の借入れをお願いするものであります。

下段の表は、当初予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額の補正を、記載のとおり行うものです。

次の2ページの第4条には、当初予算第4条に定めた資本的支出の予定額の補正を記載のとおり行うものです。

内容につきましては、3ページをお開きください。

平成21年度旭市国民宿舎事業会計補正予算(第2号)の実施計画でございます。

初めに、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入につきましては、第1款国民宿舎事業収益2億3,022万6,000円から1,977万4,000円を減額し、2億1,045万2,000円とするものでございます。

第1項1目利用収益の減額は、当初予定していた宿泊者の減少に伴い宿泊料・食事料を下方修正するものでございます。

次に、支出につきましては、国民宿舎事業費用2億3,730万1,000円に507万円を増額補正し、2億4,237万1,000円とするものでございます。この内容につきまして、第1項1目宿舎経営費632万2,000円を増額補正するものでございます。これは、老朽化している施設設備の修繕費及び臨時職員の賃金の増額と宿泊者の下方修正による食事材料費の減額に伴う差し引き額となっております。

第2項4目消費税の125万2,000円の減額は、課税支払額の増額に伴う減額補正を行うものでございます。

続きまして、4ページをお開きください。

資本的支出についてご説明いたします。

支出につきましては、1,738万円から1,050万円を増額して2,788万円とするものでございます。

内訳につきましては、第1項建設改良費の1目工事費1,050万円の増額であり、玄関わき鉄骨の爆裂に伴う補強工事及び耐震工事等によるものでございます。

なお、補正後の資本的収支不足額の財源につきましては、2ページへ戻っていただきまして説明をいたします。

第4条に記載している補正後の財源ですが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,263万円は、消費税資本的収支調整額81万円、当年度分損益勘定留保資金1,132万円を消費税資本的収支調整額128万円、当年度分損益勘定留保資金2,135万円に改め、補てんするものでございます。

次に、第5条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、当初予算第6条に定めた職員給与費9,381万2,000円を臨時職員の賃金601万3,000円を追加し、9,982万5,000円に改めるものでございます。

次に、5ページをお開きください。

この表は、平成21年度旭市国民宿舎事業会計補正予算(第2号)の資金計画でございます。補正後における当年度末の現金預金を3,355万円と予定するものでございます。

6ページ以降は、平成21年度の予定貸借対照表となっております。

以上で、議案第2号の補足説明を終了させていただきます。よろしく願いいたします。

議長(向後和夫) 国民宿舎支配人の補足説明は終わりました。

議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号について、総務課長、登壇してください。

(総務課長 平野哲也 登壇)

総務課長(平野哲也) 議案第3号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3議案につきましては、同じ内容でありますので、一括して補足説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき改正いたします一般職の職員の給与改正に併せまして、期末手当の支給率を改正するものでございます。

議案の一番最後のほうに、12号議案の次あたりに新旧対照表がございますので、それをご用意願いたいと思います。新旧対照表というものがついておろうかと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは新旧対照表の1ページをご覧いただきたいと思います。

ここで、第5条第2項の改正内容につきましては、6月及び12月に支給される期末手当の支給率の改正であります。

まず、6月に支給される期末手当については、今年5月の臨時議会において議決をいただきました平成21年6月に支給する期末手当等に関する特例措置として、条例附則の改正により、その支給率は100分の212.5から100分の195に引き下げられておりますが、今回の改正は条例の本則改正により、6月分の支給率を本年6月の特例措置と同率で改正するものでございます。

また、12月に支給される期末手当の支給率については、現行の100分の232.5から100分の220に引き下げるというものでございます。

したがって、年間の支給率は、100分の445から100分の415となり、100分の30の引き下げとなります。なお、年間の支給率は、この後説明させていただきます一般職の職員の期末・勤勉手当を合わせた改定後の支給率と同率となるものでございます。

2ページ、3ページの特別職と教育長についても全く同じ改正内容でございますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、議案第6号についてご説明申し上げます。

議案第6号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定であり、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき職員の給与を改正するものでございます。

同じく新旧対照表の4ページをご覧いただきたいと思います。ちょっと本文と行ったり来たりしますので、よろしく申し上げます。新旧対照表の4ページ。

第24条第2項の改正でございますけれども、期末手当の支給率の改正であります。

平成21年6月に支給する期末手当等に関する特例措置において、附則の改正により6月の期末手当の支給率は100分の140から100分の125に引き下げられておりますが、今回の改正は、本則の条例改正によりまして、6月分の支給率を本年6月の特例措置と同率で改正するとともに、12月期の支給率を100分の160から100分の150に改め、100分の10引き下げるものでございます。

また、第27条2項の改正は、勤勉手当の支給率の改正でありまして、これも今年5月の臨

時議会において議決いただいた特例措置の支給率と同じく、100分の75から100分の70に引き下げるものであります。

これによりまして、期末・勤勉手当を合わせた年間の支給率は100分の35引き下げられまして、100分の450から100分の415となるものでございます。

次に、議案第6号の条例のほうに戻っていただきたいと思えます。2ページになります。

2ページの別表第1、行政職の給料表でございます。これをご覧いただきたいと思えます。

この給料表につきましては、県と同様に引き下げの改正を行うものでございまして、行政職の給料月額について、初任給を中心とした若年層を除いたすべての階級について引き下げを行いまして、その平均の改定率はマイナス0.2%となります。

次に5ページをお開きください。条例本文のほうの5ページでございます。

附則についてご説明申し上げます。

第1項は、この条例の施行期日を平成21年12月1日と定めるものでございます。

また、第2項は、今回給与改定される職員について、年間給与の調整を行うもので、第1号で本年4月から11月までの民間給与との格差相当額分の調整として、4月の給与額に調整率0.21%を掛けた8か月分の額と、第2号では、6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に同じ調整率0.21%を掛けた額を合わせて、平成21年12月に支給される期末手当で減額調整を行うものでございます。

第3項につきましては、平成18年に改正された旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でありまして、もう一度、新旧対照表のほうに戻っていただきたいと思えます。新旧対照表の5ページをご覧いただきたいと思えます。

附則の第5項の改正でございますが、今回は、減額改定の対象者とされておりません1号から3号の号給に該当する若年層の職員を除きまして、平成18年に実施された給与構造改革の給与水準引き下げに伴う、いわゆる「現給補償」されている職員について、12月以降の給料月額をマイナス0.24%引き下げるという内容でございます。

以上で説明を終わります。

議長（向後和夫） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第7号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 花香寛源 登壇）

保険年金課長（花香寛源） 議案第7号、旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本案は、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、後期高齢者医療保険料に係る延滞金を軽減するべく所要の改正を行うものであります。

第5条第1項の改正内容についてご説明いたします。

従来の延滞金は、納付期限の翌日から1か月間に限り、年利7.3%または前年の11月30日現在の公定歩合の率に4%を加えた数値、つまり平成21年度の利率で申し上げますと4.5%となりますが、そのいずれか低いほうの率で計算し、その後の期間については、年利14.6%を適用していたわけでございます。

それが、今回の改正で、当初の低い率での期間が1か月から3か月に延長され、その差であります2か月分が軽減されるというものであります。

なお、施行期日は、改正されました法律の内容に基づき、来年の1月1日となるものであります。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

議長（向後和夫） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 渡辺輝明 登壇）

高齢者福祉課長（渡辺輝明） 議案第8号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

国は現下の厳しい経済情勢から、社会保険の保険料等に係る延滞金の軽減については、国税の例に倣い、納期限から3か月について年14.6%ではなく、前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率プラス4%の割合で計算することとし、平成22年1月1日から施行することといたしました。

介護保険料につきましては、市町村が独自に介護保険条例で延滞金の取り扱いを定めておりますことから、社会保険の保険料と同様に延滞金利率を軽減するため条例を改正し、併せて文言整理をするものでございます。

以上で、議案第8号の補足説明を終了します。

議長（向後和夫） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第9号について、病院事務次長、登壇してください。

（病院事務次長 石鍋秀和 登壇）

病院事務次長（石鍋秀和） 議案第9号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正

する条例の制定についてであります。

今回、分娩料の見直しを行うものでございます。

地域産科医の不足等により近隣地域からの受診者の割合は増加し、特にリスクの高い分娩の件数が増加しております。地域の中核病院として産科医を確保し、体制を整えておりますが、医師の負担は大きく、昨年からは分娩に対する手当も支給しております。このような事情から、今回分娩料の見直しを行い、基本となる時間内の分娩料を2万円値上げし、時間外加算等も割合に応じて値上げをするものでございます。

以上で、議案第9号の補足説明を終了させていただきます。

議長（向後和夫） 病院事務次長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、学校教育課長、登壇してください。

（学校教育課長 平野一男 登壇）

学校教育課長（平野一男） 議案第10号、財産の取得について補足説明を申し上げます。

本案は、旭市学校給食センター統合改築事業に係る用地の取得についてであります。

内容について、ご説明申し上げます。

土地の所在は、旭市大字高生字昭和96番ほか5筆であります。

地積は、5,174平方メートル。

取得金額は、2,069万6,000円。

取得の相手方は、旭市高生3578番地、小泉茂氏ほか2名であります。

なお、小泉茂氏ほか2名の契約につきましては、10月5日付で仮契約書を締結しております。

以上で、議案第10号、財産の取得についての補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（向後和夫） 学校教育課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 北村豪輔 登壇）

建設課長（北村豪輔） 議案第12号、市道路線の廃止について補足説明を申し上げます。

廃止する市道5-0184号線は、矢指小学校建て替えに伴い、学校用地として使用するため廃止するものです。

以上で、議案第12号、市道路線の廃止についての補足説明を終わります。

議長（向後和夫） 建設課長の補足説明は終わりました。

以上で議案の補足説明を終わります。

ここで、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時 4分

再開 午前11時15分

議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての1発議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 配布漏れないものと認めます。

ただいま追加議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、嶋田茂樹議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 嶋田茂樹 登壇）

議会運営委員長（嶋田茂樹） ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う日程追加について協議をいたしましたので、その内容について私よりご報告申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての1発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してあります平成21年旭市議会第4回定例会議事日程（その2）、本日11月5日木曜日をご覧いただきたいと思いますが、この後、追加日程第1、発議第1号を上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上のとおりでございます。よろしくお願いたします。

議長（向後和夫） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号の1発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(向後和夫) ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 発議案上程

議長(向後和夫) 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号を上程いたします。

発議第1号 旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第2 提案理由の説明

議長(向後和夫) 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号について、議会運営委員長、嶋田茂樹議員、ご登壇願います。

(議会運営委員長 嶋田茂樹 登壇)

議会運営委員長(嶋田茂樹) それでは、発議案第1号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、去る6月22日、旭市議会議員の定数を26人から22人と定め、本年7月1日以降に初めてその期日を告示される一般選挙から施行することに伴い、現在設置している総務、文教福祉、建設経済、公営企業の4つの常任委員会構成を、総務、文教福祉、建設経済の3つに改め、各委員会委員の定数については、総務委員会は6人から7人に、文教福祉委員会は7人から8人に、建設経済委員会は6人から7人にそれぞれ改め、所管する事項については、公営企業委員会の所管を文教福祉及び建設経済委員会にそれぞれ所管替えし、また、議会運営委員会の委員の定数を8人から6人に改めようとするものであります。

なお、施行日につきましては、平成22年1月1日といたしました。

以上、よろしくご審議の上、議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由といたします。

議長（向後和夫） 発議第1号の提案理由の説明は終わりました。

追加日程第3 質疑、討論、採決

議長（向後和夫） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

これより発議第1号について、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

発議第1号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長（向後和夫） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は9日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時21分

平成21年旭市議会第4回定例会会議録

議事日程（第2号）

平成21年11月9日（月曜日）午前10時開議

第1 議案質疑

第2 常任委員会議案付託

第3 常任委員会陳情付託

本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑

日程第2 常任委員会議案付託

日程第3 常任委員会陳情付託

出席議員（21名）

1番	伊藤保	2番	島田和雄
3番	平野忠作	4番	伊藤房代
5番	林七巳	6番	向後悦世
7番	景山岩三郎	8番	滑川公英
9番	嶋田哲純	10番	柴田徹也
11番	木内欽市	12番	佐久間茂樹
13番	日下昭治	14番	平野浩
15番	林俊介	17番	林一雄
18番	高木武雄	19番	嶋田茂樹
20番	向後和夫	22番	林正一郎
26番	林一哉		

欠席議員（1名）

24番 神子功

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	増田雅男
教育長	多田哲雄	病院事務部長	渡辺清一
総務課長	平野哲也	秘書広報課長	米本壽一
企画課長	堀江隆夫	財政課長	加瀬正彦
税務課長	野口徳和	市民課長	増田富雄
環境課長	平野修司	保険年金課長	花香寛源
健康管理課長	小長谷博	社会福祉課長	在田豊
高齢者福祉課長	渡辺輝明	商工観光課長	神原房雄
農水産課長	林清明	建設課長	北村豪輔
都市整備課長	伊藤恒男	下水道課長	佐藤邦雄
会計管理者	高山重幸	消防長	菅谷衛一
水道課長	横山秀喜	庶務課長	浪川敏夫
学校教育課長	平野一男	生涯学習課長	野口國男
国体推進室長	高野晃雄	監査委員局長	林久男
農業委員会事務局長	伊藤浩	国民宿舎支配人	堀川茂博
病院事務次長	石鍋秀和	病院経理課長	鈴木清武

事務局職員出席者

事務局長	加瀬寿一	事務局次長	石毛健一
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

議長（向後和夫） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑

議長（向後和夫） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第12号までの12議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

日下昭治議員。

13番(日下昭治) 議案第10号について、確認をさせていただき意味で質疑をさせていただきたいと思います。

この財産取得については、学校給食センター改築事業用地ということで取得するわけですが、計算しますと反当約400万円という価格になるかと思っています。これらに向けまして、不動産鑑定を実施したのか、しなかったのか。もし、したとすれば、不動産鑑定の結果が幾らに評価されたのか。されないとすれば、何を基準にしてこの価格設定になったのか、その辺を伺いたいと思います。

議長(向後和夫) 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（平野一男） ご回答申し上げます。

用地の買収価格は、今ご指摘がございましたように、1平方メートル当たり4,000円でございます。この金額は海上中学校の用地と同じ地権者がいることや、海上中に隣接していることなどを考慮して、海上中学校用地と同じ金額で決定をいたしました。

なお、不動産鑑定は実施させていただいております。

以上でございます。

（「価格」の声あり）

学校教育課長（平野一男） 不動産鑑定の価格は、1平方メートル当たり1,300円でございます。

議長（向後和夫） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） 多分、1平方当たりの価格、不動産鑑定は1,300円ということは、海上中学校用地のときと同じ価格の不動産鑑定の結果だと思います。そして、それを約3倍、3倍だと390万円ということでございますが、切りのいいところで400万円ということで設定されたかと思えます。当時は合併前になるわけでございますけれども、同様の不動産鑑定の結果だと思いますけれども、現在の情勢の中では、若干田んぼは評価が下がっていると思いますが、全く同じということと、それを併せまして今回約3倍の倍率を掛けて、不動産鑑定の結果でなくして、結果にプラス、掛ける約3倍ですか、そういう価格の設定になっておるかと思えます。

例えば、そのほか公園、旧旭市内の公園用地等については、価格は不動産鑑定の結果をほぼ採用しておると思いますが、今回約3倍、3掛けといいますが、3倍になるということですか、そういう価格の設定になるわけでございます。海上中学校用地を基準としたということで、そういう価格設定になったかと思いますが、やはり時勢はだいぶ変わっておりますので、その辺は不動産鑑定の結果がそういうことですから、どういうことじゃないですけども、多分不動産鑑定というのも何かできレースみたいな感じがすごくあるわけです。その辺を今後いろんな用地等を取得する場合には、ぜひ考慮していただければなと思えます。

特に、これから考えられるのが、新庁舎の形が今後予想されるかと思えます。建物はともかくとして、用地等のことになるかと思えます。そういった用地を取得する際には、やはりこれからはそういった高いところではなくして、安いところでも結構便利なところがあれば、十分活用できるかと思えますけれども、その辺、今後の将来に向けてぜひ考慮していただき

たい。

それは学校教育課長の問題ではないと思いますが、全体の旭市の問題として、ぜひ考慮していただきたいと思います。あとは、答弁は特に要りません。

議長（向後和夫） 日下昭治議員の質疑を終わります。

続いて、林一雄議員。

17番（林 一雄） おはようございます。

議案第10号、財産の取得についてご質疑をさせていただきます。

取得の相手方に小泉茂さん、その後にはほか2名とありますが、その2名の方の住所と名前をお聞きいたします。また、各3名の方のそれぞれの面積と金額についてお伺いをいたします。

2点目といたしまして、高生の海上中学校の西側のあの場所だとは思いますが、そこに学校給食センター用地として取得をするということに決めた経緯についてお伺いをさせていただきます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（向後和夫） 林一雄議員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（平野一男） それでは回答させていただきたいと存じます。

まず、ほか2名の方の住所と氏名でございますが、旭市横根453番地2、渡邊和欣様、もうひとかたは、旭市後草1034番地、浪川雄壽様でございます。

小泉様を含めます3名の方のそれぞれの氏名、面積、金額を順に申し上げます。小泉茂様、3,132平方メートル、1,252万8,000円でございます。渡邊和欣様、1,021平方メートル、408万4,000円でございます。浪川雄壽様、1,021平方メートル、408万4,000円でございます。合計5,174平方メートル、2,069万6,000円になります。

二つ目のご質問でございます。

高生に学校給食センター用地を決めた経緯でございますが、平成20年度に建設委員会を立ち上げまして、候補地を上げて、法令等の規制、さらには環境衛生面、電気、水道など多方面から検討し、最終的に海上中の北側を最適地として選定したものでございます。

以上でございます。

議長（向後和夫） 林一雄議員。

17番（林 一雄） ありがとうございました。

建設委員会を設定して、この場所に決めたということであります。その中で私は、旧海上中学校の跡地が今、空き地となっているわけでございますけれども、この建設委員会では、そういった案は出なかったのでしょうか。なぜそんなことを言うかといいますと、私はあそこの場所が空いているわけですから、あえて新しく用地を求めるよりも、有効な利用活用ではなかろうか、そのように考える1人でございます。市民からの税金は大切に使い、市有地は有効に活用してはと思います。2,069万6,000円、これが建設資金へ回されると思いますけれども、その辺お伺いをいたします。

議長（向後和夫） 林一雄議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（平野一男） 海上中学校跡地は候補に上がらなかったのかというご質問に、まずお答えをさせていただきます。

候補の一つとして検討させていただきました。この土地については、宅地に隣接している等の問題もございまして、現在の第一給食センターが、やはり同様の問題を抱えていたというようなこともございまして、それで候補地から外れたという経過でございました。

以上でございます。

議長（向後和夫） 林一雄議員。

17番（林一雄） 今、学校教育課長から、そのような住宅と隣接しているから候補から外れたということでございますけれども、旧旭市にある学校給食センターなんですけれども、やはり住宅地に隣接をしております。今それで稼働しているわけでございます。このことに関しては、あと常任委員会でもう少しお尋ねします。

そこで、明智市長にお伺いをします。

旧海上中学校の跡地というのは、ほかに何か利用を考えているのでしょうか、それをまずお伺いをいたします。

それと、旭市では近年、公園の拡張とか駐車場、また学校の用地として第二中学校や矢指小学校などの多くの市有地を取得しました。市有地も多ければ多いほど維持管理費もかかります。私はもう既に、市有地の空洞化というのが始まっていると思うんです。それは、三つの支所がございましてけれども、駐車場など合併前はそれぞれ必要な駐車場でありましたでしょうが、現在は平日でも三つの支所ともかなり駐車場も使われておりません。

また、これからは保育所や学校の統合など考えられます。明智市長の母校、矢指小学校も北側の土地を取得して校舎を建設し、運動場を整備していく、その計画でございます。それ

を考えると、今後、多分10年から15年後は、生徒の数が急激な減少をします。多分、富浦小学校との統合をしなければという時代になると思われます。そのようなことから、今から市有地について極力抑えていかなければと思いますが、明智市長の考えをお聞かせください。

以上でございます。

議長（向後和夫） 林一雄議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 林議員の質疑にお答えを申し上げます。

林議員がおっしゃいましたように、確かに財産、市有地、最近多くなっているというような感じも、私もしているところであります。市長就任後、来年度、行政改革アクションプランを作成するわけでありまして、その財産についての今後持って行き方をどうしたらいいのかなということで、今検討しているところであります。財産の処分を含めた中で、22年度からの行政改革アクションプランの中に盛り込んでいこうと、そのように感じているところであります。

それと、海上中の跡地につきましては、今のところまだ具体的には方向性は出ていませんけれども、地元の問題もありますし、地元との合意という部分も含めて考えていかなければならないと思いますので、その辺も財産の処分ということ全体から考えていくことと、それから地元の対応ということも考えていかなければならないと、そんなように考えているところであります。よろしくをお願いします。

議長（向後和夫） 林一雄議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案の質疑を終わります。

日程第2 常任委員会議案付託

議長（向後和夫） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号の5議案であります。

文教福祉常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第7号、議案第8号、議案第10号、議案第11号の5議案であります。

建設経済常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第12号の2議案であります。

公営企業常任委員会は、議案第2号、議案第9号の2議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、17日までに審査を終了されますようお願いいたします。

日程第3 常任委員会陳情付託

議長（向後和夫） 日程第3、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第6号の1件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 配布漏れないものと認めます。

これより陳情を付託いたします。

総務常任委員会に陳情第6号の1件を付託いたします。

付託いたしました陳情は、17日までに審査を終了されますようお願いいたします。

議長（向後和夫） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は11日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午前10時17分

平成21年旭市議会第4回定例会会議録

議事日程（第3号）

平成21年11月11日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

追加日程第1 議案上程

追加日程第2 提案理由の説明

追加日程第3 議案の補足説明

追加日程第4 議案質疑

追加日程第5 常任委員会議案付託

出席議員（22名）

1番	伊藤保	2番	島田和雄
3番	平野忠作	4番	伊藤房代
5番	林七巳	6番	向後悦世
7番	景山岩三郎	8番	滑川公英
9番	嶋田哲純	10番	柴田徹也
11番	木内欽市	12番	佐久間茂樹
13番	日下昭治	14番	平野浩
15番	林俊介	17番	林一雄
18番	高木武雄	19番	嶋田茂樹
20番	向後和夫	22番	林正一郎
24番	神子功	26番	林一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	増田雅男
教育長	多田哲雄	病院事業者	吉田象二
病院事務部長	渡辺清一	総務課長	平野哲也
秘書広報課長	米本壽一	企画課長	堀江隆夫
財政課長	加瀬正彦	税務課長	野口徳和
市民課長	増田富雄	環境課長	平野修司
保険年金課長	花香寛源	健康管理課長	小長谷博
社会福祉課長	在田豊	高齢者福祉課長	渡辺輝明
商工観光課長	神原房雄	農水産課長	林清明
建設課長	北村豪輔	都市整備課長	伊藤恒男
下水道課長	佐藤邦雄	会計管理者	高山重幸
消防長	菅谷衛一	水道課長	横山秀喜
庶務課長	浪川敏夫	学校教育課長	平野一男
生涯学習課長	野口國男	国体推進室長	高野晃雄
監査委員局長	林久男	農業委員会事務局長	伊藤浩
国民宿舎人配支病再整備室長	堀川茂博	病院事務次長	石鍋秀和
	嫡木友孝		

事務局職員出席者

事務局長	加瀬寿一	事務局次長	石毛健一
------	------	-------	------

開議 午前10時 2分

議長（向後和夫） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（向後和夫） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

滑川公英

議長（向後和夫） 通告順により、滑川公英議員、ご登壇願います。

（8番 滑川公英 登壇）

8番（滑川公英） おはようございます。

平成21年旭市議会第4回定例会におきまして、一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

国政は、民主党が政権をとり、マニフェストによる政策を掲げ、国の内外にさざ波が立っております。国の借金は9月末現在で864兆円、国民1人当たり678万円に上っております。政府は、来年度予算の国債発行額を減らすために、概算要求額の事業仕分けを行い、その中でまちづくり交付金も仕分けの対象に上がり、どのような施策変更を行うのか、甚だ不安です。それにより、旭市の行政の展開にも影響を及ぼすものと思われま。慎重な市政運営が求められると思います。

1として、し尿処理場建設について。

（1）東総衛生組合は、旭市、匝瑳市、多古町、横芝光町の2市2町で構成され、今回、既存施設の更新のために約25億円で建設予定だそうですが、今までの経過と今後の予定につ

いてお尋ねいたします。

(2) 旭市の負担額は。今までも、これからも旭市は、土木、建設に振り向ける予算がメジロ押しであるが、旭市の負担割合は。

2として、スクールバスについて。

旭市内の15の小学校の最も遠い通学距離は、5キロ以上が2校、4キロ以上が2校、3キロ以上が7校、3キロ以下が4校あります。朝夕の交通渋滞の危険性、低学年に対する子育て支援の面からのスクールバスの導入は考えられないのでしょうか。

3として、旭市の保有する固定資産について。

ここ数年間で旭市は、合併特例債や学校耐震化の進展により、固定資産が著しく充実してまいりました。11月1日号広報あさひには、簡単な財政状況が報告されております。そこで、市の財産についてお尋ねいたします。

(1) 土地、道路、建築物、都市公園等の件数、総額についてお尋ねいたします。

(2) 遊休資産と思われる資産の有効活用について。旭市のあちらこちらで官製地上げと思われるような事柄が目立ちますが、公園をつぶし、学校を建設し、跡地はまた公園、または中学校跡地は4年たってもそのまま、これから出る給食センター跡地はどうするのか。土地改良事業による非農地を確かな予定もない計画で3ヘクタールプラス4ヘクタール、7ヘクタールを行政が買い上げるつもりなのでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

1回目の質問を終わります。後は自席でよろしく願いいたします。

議長(向後和夫) 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長(平野修司) それでは、し尿処理場の建設関係についてお答えいたします。

約25億円で建設予定ですが、その後の経過と更新整備の経過についてというご質問でございます。

東総衛生組合が運営している旭クリーンパークは、コンパクト化かつ再資源化を考慮した汚泥再生処理センターとして、現敷地内に本年度から23年度の3か年計画で建設を予定しております。

建設に向けての経過ですが、平成18年3月に旭クリーンパーク精密機能検査結果報告に基づきまして、施設の老朽化、合併処理浄化槽に対応できていない施設であるということから、建設に向けての準備にかかりました。平成19年度から20年度にかけて、周辺地区代表等の説明会を開催し、計画どおり事業を進めることのできることを了承をいただきました。平成20年6月、国・

県・構成市町・組合による地域計画に係る協議会を開催し、9月に国より循環型社会形成推進地域計画の承認及び交付金の内示決定を受けております。

これに伴い、20年10月に環境アセス（第1期）、基本計画、測量調査、地質調査などの整備計画に係る準備事業契約を締結し、調査を実施しております。また、本年2月に周辺地区住民代表等による先進地視察研修を実施しております。

5月18日に環境アセス（第2期）、発注仕様書等の作業業務の契約締結、また同日に環境衛生施設地元対策協議会において、周辺地区代表者に事業計画及び現況調査等の報告を行い、これを受け、8月に構成首長会議に報告、10月5日に構成首長会議及び議会全員協議会を開催、同月26日、組合議会において、現況報告・事業計画などの説明を行い、了承を得て、現在、入札に向けて準備を進めております。

なお、発注方法については、性能発注方式を採用することとし、各社の技術や特許により、水槽の大きさや使用する機器類が異なり、入札前に新施設の処理方式の性能を担保する詳細設計を作成することが難しいため、発注者の要望、意図を事前に業者に伝え、その内容を受注した業者が最終的な実施設計と工事を行う「設計施工一括発注」の方法で進めています。

流れとしては、施設の特性、機能等に見合う基本的事項を示した仕様書を作成し、見積設計図書作成、それらを審査後、発注仕様書作成、入札、実施設計図書の作成、工事という流れとなります。

業者選定の経緯についてですが、国からの技術評価を得ている業者及び組合で施工実績のある業者など8社に対して、設計図書及び見積書の提出を依頼し、3社から提出がありました。今後は、最終発注仕様書により指名競争入札を行い、本契約及び受注業者による実施設計の作成期間や建築確認申請等の審査期間を考慮して、工事着手、完成は23年9月ごろを予定しています。

次に、旭市の負担割合というご質問でございます。

旭クリーンパーク施設整備事業における事業費は、債務負担行為の限度額ベースで約24億4,000万円、これに対する財源見込みですが、国からの交付金が約7億円、起債で約15億円、自己資金が約2億4,000万円ということになっております。自己資金については、東総衛生組合の財政調整基金、現在約3億3,000万円ほどありますので、それを使って、建設時に要する構成市町の負担はないと聞いております。なお、起債の償還については、15年償還で、一番高くて、年約1億4,000万円ほどの元利償還金が見込まれます。この元利償還金の半分程度は交付税で措置されるという見込みでございます。

なお、現在、光施設の償還が最大で2億6,000万円ほどかかっておりまして、これが23年度で終わります。ですから、その後の施設の償還は、この分、約1億4,000万円ということになりますので、基本的には今よりは低くなるという見込みでございます。

以上でございます。

議長（向後和夫） 学校教育課長。

学校教育課長（平野一男） それでは、滑川議員お尋ねのスクールバスの件についてお答えを申し上げたいと存じます。

市内小学校の通学最遠距離を調査いたしましたところ、各小学校により違いはありますが、議員ご指摘のとおり、最も通学距離の長い児童は5.3キロで、通学時間は約1時間を要しております。近年の不審者等の問題に対応するために、ほとんどの小学校では、学年等の集団下校の実施を行ったり、地域の防犯ボランティアの協力を得るなどして、子どもたちの安全確保に努めているところであります。また、天候等によっては、ふだんは徒歩で登下校している児童であっても、自家用車での送迎となり、学校に隣接する道路が混雑し、地域住民ほか皆様方にご迷惑をおかけする状況も見られております。今後、PTA等でルールを決めるなどの工夫をお願いしたいと考えてところであります。

ご質問のスクールバスの件であります。スクールバスを運行させることにより、遠距離通学児童の通学時間短縮や自家用車での送迎、防犯対策等での効果が期待されるわけですが、市内各小学校の始業時間や終業時間に合わせて運行させるためには、バスの台数確保や多大な経費が必要になることから、効率的な運行・導入は難しい状況にあるものと考えてところであります。

以上でございます。

議長（向後和夫） 財政課長。

財政課長（加瀬正彦） それでは、3番目の質問、旭市の固定資産ということで、土地、道路、建築物、都市公園等の総額と件数ということでございます。

20年度末の数字で申し上げたいと思います。それと、企業会計を除いた一般会計、特別会計の合計ということでご容赦いただければと思います。

まず、土地でございますが、金額は128億2,697万3,000円、面積が158万3,721平方メートル、件数ですが、筆数でお答えしたいと思います。1,949筆になります。

それから、建築物、これは金額で142億4,122万5,000円です。面積ですが、20万8,639平方メートル、建築物ですので、戸数ということで637棟になります。

それから、道路、これは道路の橋梁等も入ります。構築物も一緒に含めた数字ということで、金額が388億5,824万4,000円、面積ですが、513万4,393平方メートル、これは道路ですので、路線の数でお答えしたいと思います。2,442路線になります。

それから、公園ですが、金額が77億9,424万6,000円です。面積が41万1,549平方メートル、筆数で619筆という数字になっております。

それから、二つ目の質問で、これからも農地を買うのかと、先ほど質問があったのは、多分、萬力 期と飯岡中学校の移転の話だと思います。萬力 期については、民間への売却ということで、これは協議をしていると、そういう段階であると聞いております。それから、飯岡中学校の関係なんですけれども、これは今までの議会でもお答えしたとおり、全面移転という形がよいということで計画しているところでございます。

以上です。

議長（向後和夫） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） では、し尿処理場建設についてなんですけど、し尿処理場の入札は、性能発注方式で指名入札と今聞いておりますが、指名業者はなぜ非公表なのでしょう。3社とありますけど、できれば公表していただきたいと思います。というのは、我々の委員会の中に全員に対して、埼玉県寄居町の建設契約ということで文書が流れておるんですよね。それにちょうど金額も面積も業者も似通っているということで、その辺はどういうようにお考えなのでしょうか。

議長（向後和夫） 環境課長。

環境課長（平野修司） 衛生組合の業者の関係でございます。一応、先ほど言いましたように、国のほうの基準に基づいて20社がありました。20社のうち、平成18年度に汚泥談合の問題から、8社を除いております。

2番目として、平成18年度以降の汚泥再生処理センター建設工事の入札に参加した実績のない業者が5社ありましたので、これも除いております。

3番目に、組合の実績があるという形で、旭がクボタ環境サービス、光分場が株式会社クリタス、このプラントメーカーを加えて8社を選定しました。8社のうち、4月6日付で見積設計図書の提出を依頼したところ、5社から辞退届の提出がありました。理由としましては、技術者不足等の各社の事情によるものと聞いております。残った3社、これは名前としましては、アタカ大機株式会社、水道機工株式会社、三井造船環境エンジニアリング株式会社、この3社が残っております。この3社の中から見積設計図書の提出があったという形

でございます。

寄居町の関係でございますけど、これについては組合のほうでどういう状況だったか確認したら、具体的なあれとしては、担当者も代わっていて、よく分からないという話でした。ただ、結果後の現在の状況はという話で聞きましたら、特に問題はないという話でございます。近隣のし尿処理施設とほぼ同じだと。ですから、契約時に結構半分ほど値段が下がったという形でございますけれども、それについては、結果としては、今の浄化センターについては、寄居町のほうでは、担当者の意見として問題はないという話を聞いております。

以上でございます。

議長（向後和夫） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） 入札価格と予定価格の差というのが半分以上ということ、書類なんかでも、それからホームページにも載っておるんですけど、我々のし尿処理場の建設に際しては、コンサルタント会社は指名してやっておるんでしょうか。

議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（平野修司） やっております。コンサルタント会社5社の中から1社、当然ながら入札でやっております。受けたのが日本環境工学設計事務所、こちらが入札で受けております。

議長（向後和夫） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） 埼玉県寄居町とか、鹿児島県指宿市とか、長崎県壱岐市、汚泥再生処理センター建設で、今のような話が持たれている例があるのですが、明智組合長としては、こういうことに対してどのように対処していくのか。

それと、実際に金額がコンサルタント会社にも払いますけど、コンサルタント会社の金額がべらぼうに大きくて、落札価格が半分ということは、業界の金額が本当は半分ではないのかと。そういうことであれば、コンサルタント会社も必要ないのではないかと。半分以上の中からもっと下げた価格を出すとか、どのくらいの価格というようなことであれば、コンサルタントの有用性があると思うのですが、倍近い金額のコンサルタントをとっている意味がないと思うのですが、組合長としてはどのようにお考えなのでしょうか。

議長（向後和夫） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 滑川議員のご質問にお答えをいたします。

私も8月20日に管理者というようなことで、衛生組合のほうを引き受けたわけでありまして、この問題につきましては、以前から継続でずっと検討を加えていたわけでありまして、ちょうど8月のころ、怪文書といいましょうか、寄居町の発注に対しての問題、私のほうへも届きまして、いろいろ首長会、あるいはまた議員の全員協議会、そういった部分でそのことを説明いただきまして、粛々と計画どおり、何らやましいことがなく進んでおるということの中で、先ほど課長から申されましたような手続きを踏んで、入札に向かって今やっているところであります。

私も疑惑について、半額だ、どうのこうのという、議会の全員協議会でもそういった話が、質問が随分ありました。その中で一応予定価格といいましょうか、設計価格でありますけれども、それはコンサルタント会社、衛生組合のほうの中の近隣の市町村や、直前のそういった工事をやったところの状況を聞きながら、1トン当たり4,000万円ですか、そういった部分の中での設定価格だと、積算価格だと聞いておりまして、それがベースになって設定したようでありまして、それは最初からコンサルタント会社がそういったような部分を出してきたのではないのではないかと。よく近隣も直前も調べて、そういったことでやっているようなことを聞きましたので、そういったことであれば、入札になる場合には相当下がるのではないかなと、そんなようなこともいろいろ議論がありまして、今、粛々とそういった方向に向かってやっているところでございます。よろしく申し上げます。

議長（向後和夫） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） 2番目なんですけど、先ほど答弁をいただきまして、関連市町村については、財政調整基金があるから、ゼロ円でいいと、そういうことでありますが、予定価格の中には、旧施設のその後と再整備の資金というのも計上されておるのでしょうか、その辺をお尋ねいたしたいと思います。

議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（平野修司） この中には、取りあえずは施設整備のあれは含まれております。償還金として置かれております。割合の関係ですけど、基本的な衛生組合のほうの負担金割合は、先ほど言いました2市2町でやっておりまして、負担割合は均等割が5%、実績割が95%で、実績割については3か年間の平均をとってやっております。それに当てはめると、負担金の中で運用分と起債分という形で負担金を各市町が払っています。旭市は、例年ですと、だいたい全体の47から49%ぐらいの間が旭市の負担、あと匝瑳市が31から32%ぐらいの

間、多古町が12から13%、横芝光町は、これは旧光町地域ですので、少なくとも9から10%、この割合で払っております。起債についても、ほぼ同じような割合で計算して支払っているという形になります。

以上でございます。

議長（向後和夫） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） どうもありがとうございました。多分入札日がだいぶ延びたように聞いておりますけど、入札日はいつになっておるのでしょうか。

議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（平野修司） 今月の17日と伺っております。

以上でございます。

議長（向後和夫） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、大きい2番のスクールバスについてなんですけど、先ほどの答弁では、導入は考えていないし、経費もかかり過ぎると、だいぶ先になって、学校統合とか、そういうことになったときに考えればいいということでしょうか、遠距離通学児童の多くいる地域で、コミュニティバスの路線がある所であれば、その運用で、例えば始業時間までにできるような運用方法のことで、コミュニティバスを走らせることはできないものなのでしょうか。

議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

企画課長（堀江隆夫） 今のコミュニティバスをスクールバスとして有効活用を図れないか、こういうご質問にお答えいたします。

ご承知のように、現在、各地区におきまして運行しておりますコミュニティバス、これにつきましてはご承知のように、市内の主な公共施設の利便性の向上や、あるいは高齢者等の交通弱者の移動手段の確保を目的に、合併前の旧市町の運行内容をベースとしまして、ルートの一部変更や試行運行等で見直しを図りながら、市内5ルート、5台で運行しております。

運行ルートなどの内容につきましては、地区懇談会、あるいは地域の地域審議会等のご意見等を踏まえながら、運輸局などの専門機関や区長会、あるいは学校関係のPTA等の学校関係者等の代表者などをもって組織します旭市地域公共交通会議にはかり、効率的な利便性の高い運行を目指して、現在運行しております。

ご質問の児童の通学にコミュニティバスの利用をとというようなことでありますけれども、通学時間帯に合わせまして、運行ダイヤの見直し等が必要になるかと思えます。現在、ご承知のように、コミュニティバスの利用者は、多くの方々が旭中央病院、あるいはJRの駅等の利用者であります。現在の利用者等への配慮も必要かと考えております。本日いただきましたご意見等につきましては、今後、旭市地域公共交通会議の中で調査、あるいは検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（向後和夫） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） どうもありがとうございました。すべての遠距離通学をすべてクリアするというでないんですけど、一番需要のあるところから、そういう考えを導入していただきまして、特に低学年の交通弱者に対するフォローもしていただきたいと思ひまして、この質問は終わります。

3番目として、行政サイドとしては、保有する固定資産について、すべて有用だというお考えでいるのでしょうか。

議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（加瀬正彦） すべて有用かと言われると、当然行政財産と普通財産がございますから、普通財産の部分は貸し付けもできますし、売却も可能でございます。ですから、そういう遊休な資産というものもあるということでご理解いただければと思います。

議長（向後和夫） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） 先日の先輩議員の質疑の中で、市長は22年度から財産処分をするという発言もしております。しかしながら、9月議会では、有効活用する旨の発言をしております。この2か月間で健全な方向への方針変更なのでしょうか、お答えいただきたいと思ひます。

議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 方向転換ということではありませんけれども、有効活用しなければならぬ公共財産というものもある。その中で財産が結構大きく膨らんできた中で、検討委員会等を立ち上げながら、財産の処分の問題についても、この辺からやっていかなければならない時期ではないのかなと、そんなような発言をさせていただいたと思ひしております。きっちりと検討委員会は立ち上げて、財産の処分についてもやっていかなければと、そのように思っ

ていることは事実でありますので、よろしく申し上げます。

議長（向後和夫） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） では、2番目の遊休資産と思われる資産の有効活用ということなんですけど、先ほど行われたいいおかユートピアセンターの地域座談会では、中学校移転について、地域住民に十分な説明が行われないうまま移転が発表されたように伺っております。飯岡地区市民に十分な説得と納得がなければ、不要な財産取得、遊休資産の発生と思われるも仕方ないと思います。国では、民主党政権がマニフェストによる政策の大幅な見直しが行われていますが、明智市長の先ほどの質問と同じように今後の考え方をお示し願いたいと思います。

議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 遊休資産の問題でありますけれども、これはやはり地元の皆さん方とのある程度の話し合いといいましょうか、理解が必要でありまして、その所へ何かぜひやってくれというような部分もあるし、地域の要望もあるというようなことであれば、やはり考えなくてはならない部分もあると思いますので、一概に遊休資産を売却処分してというような部分で、単純にそういった部分ではできないのかなと、そんなふうを考えているところでありまして、そういった意味からも、十分財産についての検討委員会を作り上げながら、そこで議論して、一般市民からも代表者を出していただきまして、今後の課題にしていきたいと、そんなように考えているところであります。

議長（向後和夫） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） ありがとうございます。

では、3問目として、旭中央病院や飯岡荘、それから飯岡中学校移転についても、結論ありきの委員会や審議会、経営者会議、そのような声が、今回の12月の市議会議員選挙であちこちを歩きますと、そういう声がたくさん聞こえてきます。先ほども市長はオープンで大勢の市民にはかり、旭市の財産を有効活用する組織の創設をお願いしたいと思いますが、先ほどの答弁でも、市長は前向きの答弁をしておりますが、いかがなものでしょうか。

議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 繰り返しになるようでありますけれども、この時期、確かに政権が代わりまして、政権の手法といいましょうか、そういった部分で大いに参考になる部分と首をかしげる部分があるような感じもしますけれども、いいところは、ぜひ地方自治体としてもや

っていかなければならない。そんな中で、今、滑川議員からお話がありましたような問題点、私も議員のときから、そういったような部分で、トップダウンでいいところと悪いところがあるというような考えも持っておりましたので、十分ここは地域、そしてまた市民の皆さん方と自立、共生、協働というような大きな旭市のまちづくりの基本でありますので、そういった部分でこれから対応していきたいと、そんなふう考えているところであります。

議長（向後和夫） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） どうもありがとうございました。では、明智市長のこれからの指導を、強力なリーダーシップを期待して、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（向後和夫） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

向 後 悦 世

議長（向後和夫） 続いて、向後悦世議員、ご登壇願います。

（6番 向後悦世 登壇）

6番（向後悦世） 6番、向後悦世。第4回定例議会において、一般質問をいたします。

今年は、国も県も旭市も政権が代わりました。国においては、即座に予算の執行停止等、大改革が始まり、現在国会で論戦が交わされており、県においても知事が就任直後に麻生総理と会見し、続いて担当大臣と折衝の結果、アクアラインの通行料が大幅に値下がり、大きな成果が出ております。

それぞれが国民、県民への熱意が感じられますが、我が旭市政はどうでしょう。市長自身が県庁へ出向いて、知事や部長、課長に具体的な事業でこれだけはどうしてもというような折衝をしたことはありますか。あれば、事業名をお聞きしたいと思います。

市長は、安心、安全を目指し、旭市安定化宣言をされて、議会経験11年の中で、市の財政は最も勉強したテーマだと、財政通であることをアピールし、「選挙の時だけ口当たりのいいことは言いません。公約は必ず実行する」と自信満々で市長に就任したと思います。就任して4か月目ですが、明智カラーは何も見えません。行政はいつかの停滞も許されません。

私の9月議会での質問で、市長は見直しの事業名は一つもなく、各事業は継続事業という中で、きちっと予算どおりやっていくと各課に指示したとのことであるが、市長自身の方針や基準が全くなって、誰がどのように見直しをできると思いますか。

人件費については、合併後4年が経過し、削減が進んだので、今後は財政健全化のため、後期定員適正化計画を策定し、適正な人員配置をしていくとの答弁でしたが、後期定員適正

化計画は24年からですので、3年、市長は何もする気がないとしか思えません。くどいようですが、方針や基準を示してください。示すことができないなら、市長はいらないですよ。これでは何一つ見直しはしない、見直しは言葉だけであることが明らかになりました。

市長、9月議会の答弁を修正してもよいですよ。国の事業仕分けも決定し、厳しい国の税収が地方に与える影響も非常に厳しくなると考えられます。決定事業であっても、市長が確固たる信念と勇気を持って見直しをして、市民の皆さんが安心できるように頑張っていかなないと、現計画を執行部と相談しながら進めるだけでは、市長は必要がないということになると思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。本日は、事業や新年度予算編成に対し明確な方針や基準を示してください。

それでは、質問の第1点目、(1)として、各事業の見直しについて伺います。

9月議会の答弁は、具体性が全くなく、職員の作文のような感じがしてなりません。今回は、市長就任4か月目の感想をお聞きしたいと思いますが、感想と併せて、市長の明確な見直し方針と基準を伺います。

(2)として、飯岡中学校建設整備について伺います。

合併後、基本的にどのような考えで学校建設の順位が決まったのですか、お伺いいたします。

として、飯岡中が最後になった理由と、飯岡町の建設計画が無視された経緯と理由をお伺いいたします。

(3)観光の拠点づくりについてお伺いいたします。

観光の拠点のあり方や観光振興について市長はどのように考えているかお伺いいたします。

として、地区懇談会での市長のあいさつでは、販売施設を任期中に造りたいと言っていました。交流拠点と併せて、みなと公園を中心にして展望館、飯岡荘等を有機的に結び、そして海岸からバイパス、広域農道へと誘導すれば、飯岡荘にとってもよい効果が出ると思うが、どうでしょうか伺います。

以上で1回目の質問は終わりますが、答弁は分かりやすく簡潔にお願いいたします。再質問は自席で行います。

議長(向後和夫) 向後悦世議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

市長（明智忠直） 向後議員の一般質問に対してお答えを申し上げます。

私のほうからは、事業の見直しということと観光の拠点づくりということでお答えをさせていただきます。

まず最初に、向後議員からかなり厳しいご助言がありまして、この4か月間、何をやったのか、県へどれだけ出向いたとか、そんなような話もありました。実はきのうも知事との懇談会、意見交換会がありまして、知事、各部長の皆さん方とも、ひざを交えて、県庁の庁議室で会談をさせていただきました。そのときに銚子連絡道の早期完成、あるいはまた清滝バイパスの着工といいましょうか、早期実現、そういった部分を知事に直接申し入れました。また、部長、課長へも、そのことはお願いをしてきました。

そして、インフルエンザが今、大流行している中で、国産のインフルエンザの予防接種、そういったものが早くできないのか、順番は国が決めなければならないのか、県ではやれないのかというような部分もお聞きしたようなところでもあります。就任早々にも県庁へ行きまして、各部長、課長、いろいろな部分でこれからの市政運営についてのお願いをしてきたところでもあります。

また、実績というようなことで、何もやらなかったというような部分がありますけれども、今、早期にやらなければならない部分というようなことで、私も政治姿勢の中でそういったこともうたっております。この何か月間の間、執行部の皆さん方との話し合いの中で、窓口業務、9月にそれは一般質問で出まして、窓口業務を来年度から日曜にやろうというようなことで、今、調整をしているところで、実際に来年1月から日曜日の窓口業務をやるということでもあります。

それから、中央病院との人事交流でありますけれども、これも今、具体的にやっているところでありまして、2名くらいの交流をしたい、そんなような今考えを持っているところでもあります。

そして、またこれからの旭市の行政をどうして運営していったらいいのかというような部分で、各種検討委員会等を作り上げながら、一般の公募の皆さん方等お願いしながら、行政のアクションプランづくり、22年度から始まる5年間の行政改革アクションプランを作成する準備に入っているところでもあります。

また、就任早々でお話を申しましたように、私の思いであります、やはり財政を健全にしていかなければならないというような意味で、下水道、公園の部分は、22年度、23年3月をいっぱい、ある程度はストップすると、そんなような方向で幹部の皆さん方にもお願いを

しているところであります。

また、食の郷、そうした旭ブランドのブランドづくり、PR活動の中で、道の駅構想といましようか、道の駅というのが今補助金がもらえるのかももらえないのか分かりませんが、そういった部分でよく検討しながら進めていきたい、そのための検討委員会を作っていきたいと、そんなふうにも今考えているところであります。着々と、議会と行政、かなり違うものがありまして、いろいろ分からない部分が多くありましたけれども、3か月たちまして、いろいろな部分で見えてきまして、大変財政厳しい中、そして国も県も大変厳しい中、一生懸命やらせていただかなければと、そんなふうに改めて決意をしているところであります。

お尋ねの各事業の見直しでありますけれども、我が旭市は、合併から4年の年月が経過いたしました。当初目標に掲げていた合併をしたからこそ、やらなければならない仕事、そんなような仕事を着実に実施してきているところであります。効率のよい、バランスのとれたまちづくり、一人ひとりが満足するというような部分は、到底7万余の人口の中で、みんなが満足できるというような部分は無理かもしれませんが、順番とバランスのとれたまちづくりの事業を進めているところでありますし、その点は認識をしていただきたい、そんなふうに考えているところであります。

さらに、今後のまちづくりには、市民の一人ひとりが連帯感を感じる、心の通い合うきずなづくりの醸成といましようか、これは就任当時から申しておりましたように、ハード面での整備事業、ある程度先が見えました。これから一番大事なものは、やはり一体感、新市になって、合併してよかったというような思いが持てるような、そんなような醸成づくり。

しかし、これは地区座談会でもすごく感じたところでありますけれども、財政は削減していかなければならない。その上で自分たちの要望は要望として聞いてもらいたい。本当にそのような意見がかなり多かったわけでありまして、今この時期、みんなが市の財政を健全化に進めるためには、少しは我慢をしてもらわなければならない時期なのかなと、そんなふうに改めて今感じているところであります。そういったことも十分議員の皆さん方にもご理解をいただきたい。

また、これからは総合計画に掲げる将来都市像であります「人が輝き 海とみどりがつくる健康都市“旭”」、これを目指しまして、これもいつも言っていることでありますけれども、スピードアップしてやらなければならない事業、少し抑えなければならない事業、その振り分けをしながら、私の信条であります「ふれあい、まごころ、思いやり」という精神の

中でこれからも取り組んでいきたい。

そして、新年度事業ということでありまして、これも職員、幹部の皆さん方に申し上げて
いますけれども、来年度予算は、今年予算を下回って予算編成をしてもらいたい、縮減、
削減の予算案を作ってもらいたいということも言っておりますし、そのことはこれから予算
編成に取り組むわけでありまして、ここにおいで課長にもぜひそういった部分で協
力をさせていただきたい、そんなふうに思っております。

次に、観光の拠点づくりということでありまして、確かに合併をしまして、観光拠
点、大変多くできたわけでありまして、私は、旭市には九十九里浜や屏風ヶ浦といった景勝地
をはじめ、パークゴルフ場や長熊釣堀センターなど豊富な観光資源のほかに、刑部岬展望館、
大原幽学記念館など、県内外から多くの方が訪れる観光施設があるという認識であるわけ
であります。また、イベントでは、袋公園の桜まつりやいいおかYOU・遊フェスティバル、
砂の彫刻美術展、七夕市民まつりなどなど、数多くの催しも実施しております。

ご質問の観光拠点ということにつきましては、旭市については、観光の形態が海を活用し
た夏季集中型の観光地であり、観光客の入り込み数を見ましても、平成20年度年間で121万
人の入り込み客がありました。うち、日帰り客が109万人、宿泊客が12万人というような統
計が出ております。日帰り客のうち50%の54万5,000人と宿泊客のうち30%の3万2,000人が
7・8月に集中しているものでありまして、飯岡刑部岬展望館やみなと公園を含めた飯岡海
水浴場周辺及びパークゴルフ場を含めた矢指ヶ浦海水浴場周辺を中心的な拠点地区とい
うことで考えております。

しかし、先にも述べましたように、大原幽学の記念館、あるいはまた長熊スポーツ公園、
袋公園、パークゴルフ場、スポーツの森公園、海上キャンプ場、光と風の展望館等々、拠点
施設は多くあるわけでありまして、地域の皆さん方の考えを入れながら、来てくれる人に喜
ばれるような、また来てみたくなるような、再び来てみたくなるような整備を計画的に進め
ていきたいと考えております。

以上です。

議長（向後和夫） 庶務課長。

庶務課長（浪川敏夫） それでは、飯岡中学校の移転の件につきましてお答え申し上げます。

飯岡中学校の改築事業につきましては、区長会の代表なり、学識経験者なり、学校関係者
の皆さんから組織される飯岡中学校校舎建設委員会におきまして、いろいろご協議をいた
だいた結果、いいおかふれあいスポーツ公園の一部に飯岡西部地区土地改良事業の非農用地を

加えた案が最適であるとの結論をいただきまして、事業を進めることとしております。計画といたしましては、平成22年度から24年度までの3か年事業で改築を行う予定でございます。

お尋ねの前計画を無視されたかということでございますけれども、先ほど申し上げました建設委員会等からも、現在の飯岡中学校につきましては、市道によって東西に分かれて、約半分ぐらいずつの面積になっているということで、そこを通常生徒が行き来するわけございまして、建設委員会のメンバーの皆さんも、そういった交通安全面等からぜひ違った場所、いわゆる飯岡支所の西側に建設をお願いしたい、そのようなご要望がございまして、市もいろいろ検討した結果、そこに改築をしたい、そのように考えております。

以上でございます。

議長（向後和夫） 一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時10分

議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き向後悦世議員の一般質問を行います。

（「市長、答弁漏れがあります。明確な見直し方針というのをまた再度お願いします」の声あり）

議長（向後和夫） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 見直しにつきましては、見直しというよりも、今年度事業は前市長からの継続ということでありまして、予算を途中から変えるというような部分もできませんので、来年度事業から私なりの考え方を入れながらやっていきたい、そんなように考えているところであります。

定員適正化計画は、21年度までで行政改革アクションプランの中でうたっておりました65名の目標値よりも多く削減をされているというようなことで、次年度以降もなお引き続いてやっていきたいと、そんなふうにも今調整をしているところであります。

また、飯岡中学校の問題でありますけれども、やはりこれまでの流れの中で私も聞いておりますと、地域の皆さん方に理解していただくための説明会が少し足りなかったのかなと、

そんなような思いはあるわけですが、手順をきちっと踏みましてやっていることでありまして、それはその前からのやはりこれも継続事業ということで、私が7月31日、8月から就任したわけでありまして、そういった部分で前々からの思いを皆さん方にご理解いただければ、そんなような思いで今いるところであります。よろしくをお願いします。

議長（向後和夫） 向後悦世議員。

6番（向後悦世） これは重大な問題です。そうなれば、はっきりと見直しは一切やりませんと明言したほうがいいと思います。公約違反です。まさに市長の資質が問われます。市長、自分の給料も大幅に減額しても、見直しを少しはしたことになると思いますが、どうですか、伺います。なぜかと申しますと、選挙では給料を半分にするという方もおりましたので、申し上げました。いかがでしょうか。

それと、もう一つ、旧飯岡町で15年にほぼ設計や学校建設のプロセスが完成し、設計図までできまして、このような資料もちゃんと設計も載っております。

議長（向後和夫） 質問要旨が違うから、その質問はできません。

（発言する人あり）

議長（向後和夫） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 見直しという言葉がすべて変えるというような言葉と私は解釈しておりませんので、見直しをするということは、その事業に対して見詰め直す、見直すということでもありますので、すべてやらないとか、凍結するとかという言葉で使ったわけではありませんので、見直しをするということは、見直しをします。そういったことで理解をしていただきたいと思います。

それと、人件費の削減の問題でありますけれども、これは私の思い、持論でありますけれども、人件費の削減、今、旭市の就職口といいましょうか、雇用の状況が非常に厳しい。そんな中で、大学は出たけれども、地元へ帰ってこられない。旭市は、そういう優秀な人が来る場所がない。そんなふうな思いの中で、これはきちっと市役所、あるいは中央病院、あるいは農協、そしてまた優良企業、そういった部分にはきちんと給料、それに見合った額を払っていただきたい。人事院勧告が公務員はありますので、人事院勧告に従いながら、それはきちんと削減していく、そういった方向で私は行きたいと思いますので、給料を削減するというようなことは、私の頭にはありませんので、よろしくをお願いします。

議長（向後和夫） 向後悦世議員。

6番（向後悦世） 市長、言葉の理解というか、見直しと見詰めるは大きく相違点が生じていると思いますので、見直すということは変えるということだと自分は理解していますし、公約にも見直しますと書いてあります。これを見詰めるということでは、市民の皆さんも全然理解していただけないと思います。市長、その点はどうお考えですか。

議長（向後和夫） 市長。

市長（明智忠直） これからの来年度事業につきまして、一つひとつ見直しながら、精査しながら、事業を取り入れる、やっていく、遂行していくというようなことでありまして、見直しがすべて冷却だという、私はそういう認識は持っておりませんので、そのところは見解の相違かもしれませんが、そういった部分でご理解をいただきたいと思います。

議長（向後和夫） 向後悦世議員。

6番（向後悦世） 今、市長の答弁ですと、見直しは来年度からと言っていますが、やはり直すでも何にしても、時期が一番大事だと思いますので、そういう時期の判断はやはりトップリーダーの市長が一番模範となるべき姿を示さなければいけないと思っています。

きょうも私、実はみなと公園、あそこに立ち寄ってきました。そうしたら、農水産課の女子職員が現場に来ていましたが、指示を受けたところだけ見ているのかなと自分は判断しました。ですから、やはり何回となくみなと公園を訪れていまして、ああいう部分が壊れているんだ、こういう部分が壊れている、自分の所管の部分もちゃんと見ていかない、市民から指摘を受けた所だけしか見ていかないんです。これでは、ほかの部分が、今、修繕なり、手を差し伸べておくとか、補修しておくとかすれば、本当にちょっとで済むことが、実際にきょうも行ってみたら、そういう部分、言われてみて、ああ全然気がつきませんでした、そういうことを言われていないと。

だから、植木に植えてある松の木や何かだつて、つかえ棒みたいな、縛ってある麻のひもは全部腐って落ちているから、あの松の木も、公園の中のあれが、そのひもが腐ったために、随分倒れ始まっていますよね、実際何本も倒れています。そういう部分ちょっと見たら分かるだろうと、そういう部分も全然見ていこうとしないんですね。

やはりそういう適切な時期に適切な指導、市長はそういう手足となる職員をどのように指導しているのか、私は疑問に感じました。その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（向後和夫） 向後悦世議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） そういったことがあったとして、本当に地域の住民の方々に不満を感じ

させるようなことがありましたら、十分これから職員のほうの指導にも注意していきたいと、そんなふうを考えているところであります。また、私に対しましての市長への手紙、あるいはまたいろいろな地域からの要望とか、そういったものもありますけれども、それは極力、すぐそこへ行って状況を見ながら、いろいろな部分で検討を加えておるつもりでいますので、その辺の指導とか、そういった現場の検証とか、そういった部分は今後とも十分注意を払いながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（向後和夫） 向後悦世議員。

6番（向後悦世） （2）の学校建設について再質問いたします。

旧飯岡町では、校舎と屋内運動場の基本設計と基本設計図ができており、平成16年4月7日には、議会の全員協議会が開かれ、設計図と説明書が配布されて、説明されたことをはっきりと記憶しております。この資料でございます。そのとき、現在地に建てることについては、移転の理由のような発言は全く承諾されなかったからです。事業実施については、海上町と競合したために、県のほうで財政面で1年先にはできると約束されたと聞いております。旧飯岡町の計画は16年から17年であったので、合併がなければ、遅くとも平成19年には完成していたと思われまます。だから、旧飯岡町の計画が無視されたことになると思います。市長はこの事実は消しゴムでは消せません。市長はそれでも現計画がベストだと思いますか、お伺いいたします。

続いて、学校の移転の裏事情は、三川西部地区の農用地整備事業の……

議長（向後和夫） 悦世議員、一問一答だから、一つずつ。

6番（向後悦世） 一つ続いて、まとめてあります。議長、ちゃんとした執行の仕方をしてください。私も議長に沿ってやっていますので、よろしく申し上げます。

農用地の整備事業の地権者の負担軽減も考えた中にあるのではないですか。世間のうわさでいろいろと聞いております。ぜひ本音で話をしてください。土地の整備事業は市の事業と思いませんか。公私混同的な考えでは問題です。私は、農地整備は大賛成です。地権者の負担軽減も大賛成です。もし地権者の負担軽減だけなら、同じ軽減が正当な方法でできるはずで。私でも合法的な方法は薄々分かります。市長、移転先の公園の設置した目的をご存じますか。健康と福祉を増進し、結果として、医療費の引き下げをも念頭に設置されたものです。それを無視しますか、お伺いします。

以上、2点についてお尋ねいたします。

議長（向後和夫） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 二つほど質問の要旨がありまして、一つは、15年当時の計画というものを市長は知っているのかというようなことでありましたけれども、残念ながら、15年時代の設計、そういった計画については、不見識なんでしょうけども、その部分は聞いておりませんでした。それから以後、ずっと継続して検討が加えられているというような話は私も聞いておりまして、その中できちんとルールにのっとってやってくれているというふうな話を市長就任の際に聞かされまして、それなら粛々とやってもらわなければならないのかなと、そんなような思いの中で現時点になっているわけであります。

移転の是非については、いろいろと地域では議論があると思いますけれども、15年のときの計画を合併してそのまま継続するということがベターなのか、それとも移転をするのがベターなのかというような部分で、相当の議論はこれもあったと思います。そういった部分の中で、今の状況になっているわけありますので、私もそう理解をしております。

それと、基盤整備というような部分でありますけれども、その点についても、そういう話はあるというようなことで聞いておりましたけれども、それが地域の方々にとってよかったのかなと、そんなような思いで今いるわけでありまして、そういった部分で継続事業ということもありますので、粛々とそういった部分は推進していかなければと、そんなように考えているところであります。

議長（向後和夫） 向後悦世議員。

6番（向後悦世） 市長、旧町から申し送り事業になっていることを市長が知らなかったでは、大変なリーダーシップを欠乏した市長かなと自分はちょっと情けなく感じます。これは継続事業だし、また各課長も市長の手足として、市長に報告する責任があると思います。

再々質問の中で、建設場所の決定の当事者の一人である教育長にお聞きいたします。当時の校長として、建設委員会を立ち上げるため、委員の任命はどんな基準で誰が選んだでしょうか、いつ、だいたいの月日でよいです。

それと、委員会は何回開かれたのですか、移転理由は教育長自身が感じたことですか、お伺いいたします。私の尊敬している方ですから、気軽に教えてください。

議長（向後和夫） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

教育長（夢田哲雄） これは先ほどありましたように、飯岡中学校、飯岡町の時代からも、建設のことで私も何回か相談を受けてはありました。しかしながら、それがその後、どうい

うふうになったかというのは私も分かりませんで、合併をした後、今度は海上中学校が造られましたので、海上中を視察に行って、そのときは当時のPTA会長、PTA役員と私を含めて視察に行きました。そして、その段階で教育委員会のほうに、飯岡中学校も安心、安全といいますが、そのようなことから、ぜひ飯岡中を統合したのだから、ああいうような中学校を造ってほしいというようなことを申し出をしました。それから、昨年度、退職前に私もどうにか見通しをつけたいなというふうに思いまして、教育委員会等ともう一度折衝といいますが、お願いをしてありました。

しかし、自分一人といいますが、学校だけの力ではなくて、やはり地域の皆さんの考え等も大事でありますし、そういうようなことから、地域の皆さん方といいますが、区長さん方、飯岡の代表、そのときは市の区長会長をやっておられました方と、そしてそのときにやはり区長会の役員をやっておりました三川の区長さんがおりました。その方に声をかけたり、またそれだけではなくて、元議員等やられておりました飯岡の代表の方、そしてまた三川の議員をやられていました方、そして行政等をよくご存じの方3名、それから小学校の校長、PTAの皆さん方と集まって、どうしたらいいだろうかということで検討してまいりました。

1回目につきましては、私のほうの説明であったわけですがけれども、飯岡中学校、この場ではなくて、ほかにいい所があれば、どうだろうかと、それは前々から言っておりますように、海から近いというようなこととか、あるいは工事をやっているときに約300名の子どもたちがグラウンド等をなくした場合、あるいはプレハブ等も造らなくてはなりませんので、そういうようなこととか、またいろいろ問題になっています、ちょうど間に道路が走っているというようなこと、そういうようなことから、違う場所を見つけようではないかということで動き出したわけであります。

そして、2回目のときに、皆さん方と一緒に、海上中学校が一番近辺ででき上がって近いわけありますので、そこを教育委員会と相談して、教育委員会がいろいろ案内をしてくれまして、海上中学校を見せていただき、そしてその帰りにこの辺はどうだろうかということで、あそこの今問題になっています飯岡支所の西側、あそこを見学したわけあります。そして、この辺を第一に考えていこうかということで帰ってきたところであります。

しかしながら、やはり問題になっているように、あそこがふれあい公園でありますので、今までの経緯というものがありますので、あそこを半分使わせてもらって、校舎を造ったらどうだろうかというようなことで、皆さん方のまた意見をまとめていきました。そして、それを基に、市のほうに要望書をまとめて、市長のほうに提出したというわけです。

しかしながら、地元の意見等もありましたので、再度もう1回検討し直したらどうだろうかということになりました。そして、それが3月23日ですから、一番最後のころでした。そのときにもう一度皆さん方に集まっていただいて、そして話し合いをし、やはりそのときはA案、B案、C案とありましたので、B案でいこうではないかということで決定し、教育委員会に再度この前の線をお願いしたいということで申し上げたところであります。

以上でございます。

(発言する人あり)

議長(向後和夫) 教育長。

教育長(夢田哲雄) これは3回行いまして、そして私も教育委員会とどういうふうにしてこの委員の皆さんを決めたらいいだろうか、そして現在の議員の先生方とか、あるいは教育委員だとか、そういうようなところも案にあったわけですけども、また後で議会等があって、そういうものは決定するから、今の経験者といいますが、学識経験者とか、そういう者を各地域から選んで、出して、決めたらどうだろうかというヒントといいますが、提案をいただきましたので、それを参考に決めさせていただき、3回ほど、4回になりますか、一度文書等出してありますので、そういうことで決定しました。

以上でございます。

議長(向後和夫) 向後悦世議員。

6番(向後悦世) 再々質問いたします。

議長(向後和夫) 再々々、4回目です。

6番(向後悦世) 飯岡中学校の建設検討委員会の実態を一番よく知っている教育長は、本当に審議が真剣に尽くされたとは思ってはいないと思います。資料を見てください。郵送で意見を求めて決定したと思いますが、私の3月議会の質問に対する答弁で、公園と非農用地を利用すると言っていますが、現市長は、3月23日に検討委員会が開催され、決定し、24日に前市長、前副市長に報告があった。検討委員会は隠れみのであると思います。この資料はにせものではありません。市長が現計画でよいと言うなら、議会軽視ではないでしょうか。常任委員会も1回も開催されず、議会にも報告もなく、地元区長や地元関係者にも一切説明のない状態で、やりたい放題で、現在の運動場へ建設するようになりました。また、経費の総額と現計画の経費の比較、検討することなく実施を、市民の皆さんはどう判断されるでしょうか、市長の見解をお伺いいたします。

議長(向後和夫) 向後悦世議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 計画が決定した時点は、前市長と前副市長ですよね。逆に私は検討委員会の報告を受けたわけではないですけれども、今、質問の中では現市長が受けたような話をしておりますけれども、私はそういった決定をした中で、果たしてそれでいいのかなという部分もあったわけですが、そのような状況の中で、今、推移しているわけでありまして、基本的には十分に代表者が意見を尽くしているわけでありまして。代表者がそういう隠れみのかどうかは分かりませんが、きちんと検討委員会を作って、検討しているわけでありまして、ご理解をいただかなければならない。また、文教福祉常任委員会では恐らく報告はされていると思います。私もそういうことを聞いておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（向後和夫） 向後悦世議員。

6番（向後悦世） （3）観光の拠点づくりについてお伺いいたします。

私は、観光の拠点づくりが旭市にとって何よりも最優先と考えてもおかしくない事業であると思っております。経済面、教育面、不動産の面でも、雇用面でも、まちの美化面でも、すべての面で価値が上がっていくことが想定できるからです。リーディングプラン作成のためのアンケートでもお分かりのように、市民の皆さんも自分にお客が来たならお土産と考えます。旭市内の農水産物をお土産にしたいと考えています。買う施設、すなわち場所を造ってほしい。アンケートの第1位にも上がっています。水産まつりでも、買い物をしたいと思って集まる人たちがいかに多いかお分かりだと思います。

市内で観光客が一番訪れる展望館に来た人たちも、上から見えますので、漁港周辺にレストラン、売店施設を建設したなら、その施設や車の動き、人の動きなどを一目見て、売店施設へ立ち寄ってみたいくなります。レストランには、魚を水揚げしているところなど、最も近い場所で、よく見える所に建設し、魚の水揚げ状況を見ながら食事をし、キロ単価の安いイワシ料理、刺身やてんぷらでも非常に栄養価が高く、イワシ料理は鮮度がよければ、非常に栄養たっぷり、魅力的なお魚の一つです。イワシのPRにもなり、付加価値を高めていくことが漁業者の皆さんの増収にもつながり、直売所にはJAの売店、食肉公社の売店、漁協の売店、花卉組合の売店、朝市の売店など、さまざまな売店が参加していただくことにより、食材なら何でもそろそろ旭市。旭市民の所得向上にもつながります。

そして、漁港周辺に大勢の皆さんが集まったとしたなら、飯岡荘の前に夕方時、傾斜護岸を利用して、ちょっとしたステージでも造って、旭市ゆかりの芸能界に精通する人や何かを

お招きいたしまして、そこでメーンの時間帯だけ、ショーをやっていたり何かすれば、人だかりができます。そして、その人だかりは、なかなか家に帰りたくなくなります。そこで芸を修行している人たちに順次予約で開放してあげるようなシステムを作れば、ますます飯岡荘前にいろいろな人たちが集まってくるようになります。そして、雨天のときは、ユートピアセンターも使うことができます。また、そういう旭市ゆかりの芸能人、旭市ゆかりばかりでなくても、毎日そこで芸能人が来ていただけるようになれば、飯岡荘だって、新館がどうしても必要だよなというようなことにもなってきます。

だんだん輪が広がっていき、そういう芸能界の人たちも旭市に住みたいな、どこかい場所ないかな、そういうふうになってくれば、まずしめたものでありまして、そうしたら今度、やはり旭市には優秀な60代で定年を迎えるような世代がいっぱいいますので、そういう人たちが町並みの美化運動や、またトラブル防止や何か、1週間に1回くらいミーティングなどをしながら、こういうふうに指導したら成果があったよとか、こんなふうにごみを散らかしたんじゃ、銭を落としてくれるようないいお客が来なくなっちゃうよとか、おもしろおかしく指導する能力も60代の皆さんは兼ね備えています。

そして、だんだんに旭市は魅力的だなということになってきて、どっちかといったら合併のモデルだよと、全国から行政視察団が集まってくるような旭市にしていだければ、やはりますます旭市の付加価値が高まるということになるので、そういう部分、観光の拠点づくりからどんどん輪が広がると思いますので、そういう部分を私はひとつ提案したいと思います。市長はいかがお考えでしょうか。

議長（向後和夫） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 今、向後悦世議員が言われましたこと、私もそのとおりだと思っております。選挙中から地場製品の販売、直売をやりたいなと、そんなふうにしてやっていたわけでありまして、今、向後議員の意見も聞きながら、どこがいいのか、どこがやるのか、それとも行政がどこまで関与できるのか、そういった部分、大きな問題があると思います。そういった部分を含めまして、検討委員会といいたいでしょうか、いろいろな各分野から選ばれました皆さん方に検討していただきたいなと、そういう段階でいるところですので、よろしくをお願いします。

議長（向後和夫） 向後悦世議員。

6番（向後悦世） 市長、検討委員会、検討委員会と、検討委員会がすごく好きみたいです

が、そういうことにとらわれず、こういう部分なら、何か自然と力を注いでくれるよと、自然とそういう形を作っていくような仕組みにしたらどうでしょう、お尋ねします。

議長（向後和夫） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） どこで意思決定をするかと言われれば、やはり広く市民の皆さん方に議論してもらわなければ、今、議員がおっしゃいましたように、飯岡中学校の問題も、ポタンのかげ違いがあったのかなと、そんなように思っておりますので、広くみんなの意見を聞きながら、最終決定を私がしたいと、そんなふうに考えているところでありますので、よろしくをお願いします。

議長（向後和夫） 向後悦世議員。

6番（向後悦世） 市長、よく市民の皆さんの意見を聞いて、地元住民の皆さんの意見をよく聞いていただいて、それから決定するということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

議長（向後和夫） 向後悦世議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時 0分

議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊 藤 房 代

議長（向後和夫） 引き続き一般質問を行います。

続いて、伊藤房代議員、ご登壇願ひます。

（4番 伊藤房代 登壇）

4番（伊藤房代） 議席番号4番、伊藤房代。平成21年第4回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。私は今回3点の質問をさせていただきます。

まず、1点目、新型インフルエンザワクチン接種について、2点目、ホームヘルパーの教育と姿勢の向上について、3点目、放課後児童クラブと放課後子どもサポート事業の拡充について質問いたします。

まず、1点目、新型インフルエンザワクチン接種について質問いたします。

全国に新型インフルエンザが流行し、新たな患者数も1週間で154万人と報道がありました。旭市においても、小学校、中学校で学級閉鎖になるクラスもあり、子どもが発病すると親も外に出られない状況になっています。国内産ワクチン接種について、現在、医療従事者、入院中の妊婦・基礎疾患を有する方、通院している妊婦・基礎疾患を有する方、幼児（1歳から就学前）、小学校1年生から3年生、1歳未満児等の保護者、小学校4年から6年生と順次決まっているようですが、7日の読売新聞によると、健康な小児（1歳から小学3年生）と持病のある小学4年から中学3年生の接種期間を前倒しし、11月中旬からの開始を検討とありました。

一日も早く全体的に行き渡り、安心できるようにすることはできないのでしょうか。また、ワクチン接種の費用に対しての助成はできないのでしょうか、質問いたします。

2点目、ホームヘルパーの教育と姿勢の向上について質問いたします。

先日より、ニュースで取り上げられている結婚詐欺の事件でも、結婚を前提に付き合ってお金をもらい、その後で相手が自殺したように見せかけるために、練炭に火をつけ、家を燃やしたり、自動車の中で練炭に火をつけ中毒死させたり、問題になっています。初めの起こりは、ホームヘルパーとして訪問しているうちに、相手にお金がある人ということが分かってお金をだまし取り、殺してしまうという事件です。

孤独なひとり暮らしの人をだませるといふホームヘルパーとしての精神の欠落に対して、ホームヘルパーとしての姿勢を見直し、教育を徹底し、自覚を促すべきだと考えますが、ヘルパーの資格はどのようになっているのか質問いたします。

3点目、放課後児童クラブと放課後子どもサポート事業の拡充について質問いたします。

今年度、旭中央小学校で4年から6年生を対象に放課後子どもサポート事業を試行的に実施しておりますが、他の学校でも実施できないか、また放課後児童クラブの教室が大変狭いとの声があり、教室の環境を整えることはできないか、質問いたします。

以上で質問を終わります。

議長（向後和夫） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

健康管理課長（小長谷 博） それでは、1番目の新型インフルエンザ予防接種についてお答え申し上げます。

ご質問の一日も早く全体的にワクチン接種が安心できるようにすることはできないかということですが、国は優先順位を設定し、10月中旬より受託医療機関において接種を開始したところでございますが、先日の報道で、一部の対象者には接種の前倒しを検討とありましたが、ワクチンの供給及び流通は、国で供給計画に基づき、県が受託医療機関ごとにワクチンの必要量を決定することとなっております。したがって、開始日等は国・県の方針に基づき実施していくこととなると思います。

また、接種費用の助成ができないかということですが、この新型についても、インフルエンザの予防接種というのは任意接種でございますので、今回、医療従事者関係は1回ですけれども、そのほかの方は2回接種で、6,150円の費用がかかることになっております。国の事業実施要綱に基づきまして、市といたしましても、生活保護世帯、市民税非課税世帯については助成をしたいと考えております。

以上でございます。

議長（向後和夫） 高齢者福祉課長。

高齢者福祉課長（渡辺輝明） ホームヘルパーの教育・姿勢の向上についてお答えいたします。

訪問介護サービスは、社会福祉法人や株式会社などの訪問介護事業者として、県の指定を受けて、要介護者にサービスを提供する仕組みになっております。この事業に従事するホームヘルパーは、介護福祉士、ホームヘルパーの1級もしくは2級の資格を有する有資格者でございます。市内の事業者でございますやすらぎ園、あるいは恵天堂などの事業所におきましては、職員の資質の向上を図るため、さらなる資格の取得を促すとともに、内部研修として、新任研修、在職者研修を定期的実施しており、その他の事業所においても同様に行われているものと考えております。

以上でございます。

議長（向後和夫） 学校教育課長。

学校教育課長（平野一男） それでは、放課後児童クラブと放課後子どもサポート事業の拡充についてお答え申し上げたいと存じます。

まず、放課後児童クラブの状況につきましては、各小学校の体育館更衣室や図工室等を主に利用し、現在、14小学校区、16児童クラブを開設し、小学校3年生までの低学年を対象に

実施しているところでございます。放課後児童クラブは、設置場所、定員及び希望人数も異なり、本年度、定員を既に超過している児童クラブもあるわけでございます。待機児童が生ずる等、さらなる受け入れが困難なクラブもあるのが実情でございます。

また、放課後子どもサポート事業についてであります。これは議員お話にありましたように、旭中央小で試行で行っているものでございますが、小学校4年生以降を対象に実施しておりますが、保護者を支援員、ボランティアをお願いいたしまして、ご協力をいただきながら、試行的に実施しておるわけですが、保護者からはボランティア支援員としての協力に勤務調整、さらには休暇の取得がかなり難しい現実があるとの意見もあり、この事業の継続的实施には課題があることを認識しております。

このような状況から、4年生以降の児童につきましては、現在試行で実施している放課後子どもサポート利用者も含めて、今後受け入れ可能な児童クラブについては、4年生以降の児童についても受け入れられるように検討してまいりたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（向後和夫） 伊藤房代議員。

4番（伊藤房代） 1点目の新型インフルエンザワクチン接種についてでございますけれども、今後、感染を防ぐための市としての予防対策についてお伺いいたします。

議長（向後和夫） 健康管理課長。

健康管理課長（小長谷 博） 現在、旭市だけではなく、感染者数は増加している状況でございます。感染予防策としては、公共施設、市役所本庁及び各支所、学校、保育所等、公共施設の出入り口へ消毒薬を現在設置しております。また、ポスターの掲出、市ホームページに掲載して、予防の周知を図っているところでございます。今後もさらなる拡大が懸念されますので、手洗い、うがいの励行など、個人の予防の周知徹底を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（向後和夫） 伊藤房代議員。

4番（伊藤房代） また、病院との連携はどのようにしていくのかお伺いいたします。

議長（向後和夫） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

健康管理課長（小長谷 博） 病院との連携というのは……。

(発言する人あり)

健康管理課長(小長谷 博) 今回のワクチン接種については、あくまでも医療機関でワクチンの需要量を地区医師会を通じて、県医師会へ報告して、県から、先ほど第1回目で申し上げましたとおり、ワクチンが供給されます。市としては、ワクチンの供給等にかかわってはいません。

議長(向後和夫) 伊藤房代議員。

4番(伊藤房代) あと、市民への周知徹底ということでございますけれども、ホームページのほか、どのような形でまた周知徹底をしていくのかお伺いいたします。

議長(向後和夫) 伊藤房代議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

健康管理課長(小長谷 博) 市としては、あくまでもポスター、チラシ等で市民になるべく手洗い、うがいなど、あくまでも個人予防が大切だということをお知らせしていきたいと考えております。

議長(向後和夫) 伊藤房代議員。

4番(伊藤房代) 次に、3点目のほうの放課後児童クラブと放課後子どもサポート事業の拡充について再質問させていただきます。

現在、放課後子どもサポート事業でございますけれども、中央小学校1校で行っておりますが、ぜひともほかの学校でも、今、3年生の子どもさんを持つお母さん方が来年本当に困ってしまうという声もたくさんございますので、その辺もう一度質問いたします。

議長(向後和夫) 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長(平野一男) 回答申し上げます。

先ほど中央小学校の実態については、何度か保護者とお話し合いも持たせていただきました。保護者の多くの皆様が就労支援のための子どもを預かっていただくための事業であると、そういう認識をお持ちでございます。そのためにボランティアとして、自らがこの事業に参加することは非常に難しいんだというご意見もたくさんちょうだいしております。それらをかながみまして、先ほど申し上げましたように、現在の児童クラブのほうにできたら一本化をしてみたい。ただし、先ほど回答申し上げましたように、人数を超過して、さらに待機児童がいるような場所もございますので、まずは受け入れが可能な場所から、少しずつ拡充してみたいと、このように考えているところでございます。

議長（向後和夫） 伊藤房代議員。

4番（伊藤房代） 例えば受け入れ可能な学校でございますけれども、特に今、嚶鳴小学校、また共和小学校ですと、かなりいっぱい状況かなというふうに思うんですけれども、その辺の対策はいかがなものかお伺いいたします。

議長（向後和夫） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（平野一男） ご指摘いただきましたように、共和小学校は現在30名の定員に対して、10月1日現在28名の利用がございます。これは既に30名を超えていた月もございます。入退所がございますので、そういう中、待機をしていただいたお子様もございます。

それから、嚶鳴小でございますが、30名の定員に対して、57名を現在受け入れております。待機児童は10月1日現在ではゼロになりましたが、実際には定員の倍近くを受け入れざるを得ない状況がございます。嚶鳴小は図工室を会場としておりますが、図工室が学校の教室として、図工室として今度機能しなくなっているというような問題もございます。その辺も含めて今後検討していかなければならないものと、このように考えるところでございます。

議長（向後和夫） 伊藤房代議員。

4番（伊藤房代） 先ほど放課後児童クラブと放課後子どもサポート事業の一本化ということで、本当はそれが一番望ましいのかなというふうに思います。また、教室でございますけれども、本当に今、体育館の着替えをするような所で、共和小辺りでもいっぱいいっぱいやっているということでございますので、これからは教室の整備というのも本当に考えなくてはいけないのかなというふうに思いますので、その辺のお考えはいかがでしょうか。

議長（向後和夫） 伊藤房代議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（平野一男） 現有の学校施設を使うということに関しては、かなり今厳しい現状にあるのかなということを認識しております。そういった中、希望のあるお子さんではあります。これはやはり低学年の子どもたちを優先的に考えざるを得ないというような状況の中で、現在受け入れをさせていただいているところでございます。4年生以上の子どもが地域の中で見守っていただけるような状況も少しずつでも早く作ってまいりたい、このように考えるところでございます。

議長（向後和夫） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

伊 藤 保

議長（向後和夫） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（ 1 番 伊藤 保 登壇 ）

1 番（伊藤 保） 議席 1 番、伊藤保。平成21年第 4 回定例会において質問の機会を与えていただき感謝申し上げます。通告に従いまして質問をいたします。

新旭市になって、多くの自然の財産とも言うべきものがあります。その一つが飯岡刑部岬であります。資料によると、太平洋を望み、九十九里浜を一望できる景勝地にある刑部岬を拠点とした観光振興に果たす役割が大きいため、旧飯岡町から引き続き県からの委託を受けて、旭市が管理しているということでございます。現在、旭市では指定管理者になっております。そこで、刑部岬展望館を含む上永井自然公園について伺います。

1 点目、利用状況について、過去 3 年間の来館者の人数、1 階多目的ホールの利用状況を伺います。

2 点目、駐車場について、年間の利用台数は何台なのかお答え願います。

3 点目、公園利用計画がありましたならば、内容について伺います。

次に、2 番目の雇用について質問いたします。

雇用情勢は、景気動向に遅れて悪化する傾向があり、旭市としてもスピード感を持って講じる必要があるのではないかと考えている一人でございます。

そこで、1 点目、若者の雇用について、旭市としてはどのような対策を考えているのでしょうか、伺います。

2 点目、高齢化率が高くなっている旭市では、定年後の高齢者の雇用対策も十分に講じる必要性があり、積極的な支援体制の構築が重要であると考えていますが、旭市ではどのように考えているのか伺います。

次に、行政改革について質問いたします。

行政改革アクションプランが策定されていますが、5 年目になった現在、今後の計画について伺います。

以上、3 項目 5 点を質問いたします。再質問は自席で行います。

議長（向後和夫） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

商工観光課長（神原房雄） それでは、飯岡刑部岬展望館に関する 3 点のご質問にお答えいたします。

初めに、展望館の利用状況ということでございます。展望館の利用状況につきましては、3年間でございましたが、18年度の記録がございませんので、19年度、20年度についてお話をいたします。19年度につきましては、利用状況として27万7,900人が来訪していると。平成20年につきましては24万9,500人というふうになっております。

次に、その中での多目的室の利用状況でございますが、平成19年度につきましては、多目的室は2回利用されております。平成20年度につきましては5回の利用がございました。

続きまして、駐車場についてということで、車両はどれくらい来ているかということでございますけれども、現在、施設の利用者に対する駐車の数という部分については調査をしておりませんので、分かりませんが、先ほど利用状況で申し上げましたけれども、27万、24万という方が来訪しているということですので、相当の数が車についても来ていると。ちなみに公園内の駐車場につきましては67台の駐車スペースというふうになっています。普通自動車59台、大型自動車8台の駐車スペースがございます。

3点目の公園の利用計画があったらという部分でございますが、上永井公園と展望館の利用計画につきましては、上永井公園につきましては、駐車場を中心とした施設でございます。ですので、今後、来訪者が快適に過ごせるよう、上永井公園及び駐車場周辺施設を含めて、環境の整備に努めていきたいというふうに考えております。また、展望館につきましては、自然とふれあう活動の拠点として、自然環境に親しむことを目的に建設された施設でありますので、その目的に沿って管理運営を心がけていきたいというふうに考えております。

続きまして、雇用でございますが、雇用についてということで、若者の雇用、それから高齢者の雇用というお話がございました。現在、雇用状況は非常に厳しいわけでございますけれども、特に若者、高齢者を区別して考えてはおりません。市の雇用対策について申し上げます、統計的な数字の中においては、うちのほうにも市民の利便性を図るということの中において、地域職業相談室を持っております。これはハローワークの出先機関でございますけれども、それを見ましても、平成21年度は来室者が1万1,113人おります。20年度は6,690人ということで、前年に比べて4,423人、66%の増という部分で来室者が増えている。

次に、求職者ですが、求職者につきましても、来室者は増えているわけですから、求職者のほうもかなり増えております。求職者については、21年1,472人、20年度については1,082人ということで、390人、36%増えております。これに対しまして、就職者でございますが、21年度420人、20年が388人ということで、こちらのほうは32人、8.2%の増ということで、就職するのが非常に難しい状況になってきていると考えております。これについては、新し

い政権であります民主党のほうにおいても、追加のほうで雇用対策を実施していくという部分を聞いておりますけども、まだそういう具体的なものはありません。そこで、これはあくまでも今の数字は職業相談室という部分ですので、銚子のハローワーク全体の部分については分かりません。

それで、市の雇用対策でございますが、このような厳しい雇用情勢の中で、現在、市では国の交付金を活用しまして、非正規労働者、それから中高年者等の一時的な雇用、就業機会を図るため、緊急雇用創出事業を実施しております。平成21年度につきましては、新規事業で7事業、事業費1,581万円、雇用人数にして15人でございます。雇用人数の内訳ですが、直接雇用が7人、民間委託が4人、シルバー人材センターが4人、計15人でございます。

市の事業内容につきましては、市が実施している事業につきまして、新規事業として、各課に雇用の活用ということの中で新規事業に対応する雇用をお願いした結果、こういう結果になっております。これにつきましては、国のお金でございますので、平成21年から23年度の事業となっておりますので、トータル的には3か年の合計では9事業、8,178万4,000円、雇用人数にして64人を予定しているところでございます。こういう厳しい雇用情勢ですので、今後の雇用動向によっては増える可能性もあるのかなというふうに考えています。

以上です。

議長（向後和夫） 総務課長。

総務課長（平野哲也） それでは、大きい3番目の行政改革についてでございます。今後の計画についてというご質問でございます。

現在のアクションプランの計画期間というのは平成17年度から21年度までの5か年で、今年度で計画期間は終了となります。したがって、次期アクションプランにつきましては、平成22年度から26年度の5か年間を計画期間として策定していきたいということで考えております。各課からは既に現計画の取り組み事項の計画期間終了時の見込みですとか、次期計画で新たに取り組むべき事業の提案等について既に提出を受けております。この提出された資料を基に、各課のヒアリングにつきましても実施したところでございます。また、11月4日には、次期計画の策定方針について協議するため、第1回行政改革推進本部会議、これを開催いたしまして、基本的な取り組み方針を決定したところでございます。

以上でございます。

議長（向後和夫） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） 昨年の飯岡の地区懇談会で地元から、多目的ホールの利用状況が少ない

ので、利用のない日や土日・祝日など、休憩とか、物品の販売、または旭市の特産物の紹介などできないのでしょうかという質問がありました。これに対して、県のほうからは全くそういうことはできないということで、市のほうで答えられておりました。年間利用客が多ければ、旭市にとっても、旭市を知ってもらおうという意味からも、多目的ホールを活用できればいいかなと、こういうふうに思っておりますけれども、その辺は市としてはどういうふうに考えておりますでしょうか。

議長（向後和夫） 商工観光課長。

商工観光課長（神原房雄） 多目的室の利用でございます。目的におきましては、学習施設、主に研修、会議という部分になっておりますけれども、施設を有効に利用するという観点から、現在では飯岡観光協会の夕日夜景観賞会、イベントの開催等々も計画しているところでございます。

議長（向後和夫） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） そうすると、この中で多目的ホールの利用の仕方というのは、そういった形でしか利用ができないということでしょうか、伺います。

議長（向後和夫） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

商工観光課長（神原房雄） 先ほどお話がありましたけれども、タウンミーティング、それから地区懇におきまして、確かにそういった休憩、物販のできる形にとれないかということがありまして、その時点では、現状では難しいと、自然公園施設の設置目的以外の利用については非常に難しいという話をしました。

しかし、うちのほうとしましても、年間約25万人の観光客が来訪する施設でございます。また、観光客からのアンケートも実施しておりますけれども、その中の意見等々についても、そういう話が出ております。これにつきましては、指定管理者として、施設の管理を運営しているわけでございますので、やはり旭市にとっていい形での指定管理者になりたいと考えておりますので、県に対して、指定管理者として、そういう事業を実施したい旨、強く要望したいというふうに思っております。

以上です。

議長（向後和夫） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） このすばらしい景観の刑部岬自然公園、それから環境学習施設の目的で造られているのは地元の方も皆さんご存じだと思うんです。ここは観光施設の意味合いが非

常に強い。観光振興に果たす役割も多いというふうに考えている一人なんです。そこで、まちおこしの観点から、私も県のほうに行ってお話を伺いました。その回答は、また市と話すということなので、ぜひ市としての要望をできるだけですね、いろいろな自然公園というものが縛りがあると思います。その縛りの中で、どれができるのかということをよく検討していただいて、しっかりとできるだけあそこを利用できないか、できるようにしていただきたい、このように思っている一人ですので、その辺のところを伺いたいと思います。

議長（向後和夫） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

商工観光課長（神原房雄） 私も議員のおっしゃるとおりだというふうに思っております。ですから、先ほど申し上げましたとおり、指定管理者として、それを受けるわけですので、当然お客様もそういうものが欲しいという部分を要求しておりますし、うちのほうとしても、いろいろな特産物、そういうものをPRしたい、それだけのお客さんが来るわけですので、今まで以上に強く要望した中で実施したいというふうに思っております。

議長（向後和夫） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） ぜひその辺のところをよろしくお願いしたいと思います。

次に、駐車場の質問に入ります。最近の傾向として、土日・祝日はかなりの車でほとんどいっぱいになっております。そんな中で二輪車もかなり急増しているわけでございます。二輪車の駐車スペースがないために、だいたい普通車の駐車スペースに2台ぐらいずつ置かれてしまうんです。そうすると、ほかの車が置けないという状況も多々あるんです。そういった二輪車の駐車スペースを設けていただきたいということが1点あります。

それと、障害者の専用駐車スペースがありません。専用駐車スペースを設けるよう検討していただきたいのですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（向後和夫） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

商工観光課長（神原房雄） 二輪車用の駐車スペースがあったほうが良いという部分でございます。これについては、今の私の考えとしてはちょっと難しいのかなと。と申しますのは、先ほども申し上げましたけど、27万人、24万人という方がおいでになる。それで、それを受けられる台数としては、普通自動車で59台しかない。その中に普通車の部分をつぶして二輪車専用を造るという部分についてはいかがなものかなと。共有して使える形のほうが良いのではないかなというふうに思っていますけども、二輪車がどれぐらい来るのか把握している

わけではございませんので、そういうものを把握した中で検討していきたいというふうに思います。

それから、障害者の駐車場という部分で申し訳ありません。障害者については、そういうマークの入った駐車スペースを設けてございません。これにつきましては、年内に設けるといふことでお約束したいというふうに思います。

現在、それでは障害者の方はどう対応しているんだという部分につきましては、障害者の方が施設に来たときには、障害者の方ですから、エレベーターを使うわけでありまして、駐車場からエレベーター施設までの負担軽減を図るといふことで、障害者の乗った車両を施設の近くまで進入させまして、障害者の方が負担なく施設に入れるように、くいを抜いて、エレベーターの近くまで車が入れるような形で対応しているといふことで、そのほうが便利なわけですが、そうはいつても、駐車場に障害者専用のものを設けなければならないといふふうになっておりますので、年内中に設けたいというふうに思います。

以上です。

議長（向後和夫） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） 障害者用の専用スペースですけども、くいを抜くということになると、ドライバーがおりて、管理室というのが目立たないんです。実はトイレも同じなんです。それから、視覚障害者の方の点字ブロック、これも駐車場からはないんです。中にはあるんです。そういった意味で、ちょっと観光地としては利用客に対しての利用者の身になった造り方ではないかと、こういうふうに思うんです。中にトイレがあります。トイレも駐車場からは垂直になっていないので、どこにトイレがあるのか分からない。外側のトイレは看板がありますけども、それでもやはり駐車場からはすぐには見つからないというのが状況でございます。そういった細かい点まで、やはりこれから観光の拠点として考えるのであれば、そういった細かいところも大事ではないかなと、このように思います。先ほど駐車スペース、年内中には設けてくれるといふことでございますので、そういった部分もあります。

それで、二輪の駐車場がないということですけども、また普通車の駐車スペースを使うという考えであるならば、あの前の植え込みがありますけども、2か所あるんです。その2か所の中の植え込みをとって、つぶしていただいて、二輪の専用駐車場を何台か止められるのではないかなということも現場に行くとも見えますので、その辺のほうもちょっと検討していただきたい、そのように思いますが、その点いかがでしょうか。

議長（向後和夫） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

商工観光課長（神原房雄） あの施設につきましては眺望が素晴らしいということの中において、大勢の方が来訪する施設でございます。そういった意味では、うちのほうとしては、そういった植栽スペースをつぶすという部分ではなくて、逆に環境整備をもう少ししなければいけないのではないかなという逆のほうで考えております。現在の植栽のスペースにつきましても、来年度に改修をしようと考えています。改修というのは、駐車場ではなくて、新たに花壇を造って、四季折々の花を植樹していきたい。環境整備のほうにもう少し力をかけたい。

それと同時に、あその場所につきましては、展望館の施設からは海が四方見えますけれども、下からは見えないという部分もありますので、そういった面につきましても、今回、試験的に今あその所をちょっと刈り込みまして、どのくらい海が全体が見えるのかなという部分も調査を含めて刈り込みました。かなり下からも見えるようになりまして、かなり来た人があそこにいる時間も長くなるのかなと、そういった面でのこういう場所、いい場所ですよという部分での環境整備にもう少し力を入れていきたい。そのためには、整備する場所も限られますので、そういった部分につきましては、今言いましたけれども、植栽スペースについては、もっと来た人が和めるような、そういう場所にしたいというふうに考えております。

いずれにしても、二輪のオートバイの駐車スペースにつきましては、全体のあその場所の中でどこに設置したらいいのか、それからどれだけのバイクが来るのか、そういう部分もある程度調査した中で、また議員がおっしゃるような形にも検討していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

議長（向後和夫） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） ぜひ調査をして、検討していただきたいと思います。なるべく1年を通して調査をしていただきたいと思います。冬だと非常に少なくなってくるんです。ですので、1年を通してお願いしたいと思います。

次に、雇用の質問に入ります。

先ほど1番と2番、全体的な回答をいただきました。内容が同じなので、一緒にお聞きしたいと思います。若者の雇用、また高齢者の雇用、国の対策として行っておりますけども、市としては働く所が非常に少ないんです。1万800人が市外に出て勤務している状況なんです。そうした状況ですので、昨年からの不景気で、旭市でも派遣切りが実は結構ありました。

そういった中、なぜ派遣切りがあったかという、東京本社がある派遣会社、これが市内の工場にだいが入っておりました。彼らは必死で今、職を探しております。しかし、また同じ目に遭うのではないかという不安があるわけです。

そうした中、今、テレビとかでも報道されておりますけども、農業への転換といった報道がテレビでなされているわけです。なぜ農業に転換するのかという、旭市にはいわゆる耕作放棄地があるわけです。その耕作放棄地をどのように借りたらいいのかということですけども、それをお聞きしたいんです。農地法とか、いろいろな法の絡みがあると思います。そういった中で耕作放棄地をどう借りられるのかということをお聞きしたいと思います。

議長（向後和夫） 伊藤議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

農水産課長（林 清明） 耕作放棄地を就農したい方が借りるような手だてということではよろしいでしょうか。まず、耕作放棄地については、昨年、市内の全筆調査をいたしました。その結果に基づきまして、実は来年から放棄地の解消を進めていきたいなというふうに考えております。そんな中で新規にそういった耕作放棄地を借りて就農するということになりますと、農地法上の規制があります。例えば農地を借りる、あるいは取得するためには、50アール以上の面積を持たなければいけない等々の規制というか、条件がございますので、そんなことを乗り越えられるのかどうか、そんなことも含めて、これから検討して、耕作放棄地の解消には努めてまいりたい、そんなふうに考えております。

議長（向後和夫） 伊藤議員。

1番（伊藤 保） 旭市の耕作面積が52万8,000アール、17年であるんです。そのうちの約1割の5万アール、5万478アールですか、それが耕作放棄地になっているんです。これは非常に目立つし、ごみが捨てられる可能性が非常に高いということで、近隣からも非常に迷惑がかかっているということで、雇用がないので、農業に転換して、素人が農業を始めるのは非常に大変なことだと、これは重々彼らも知っております。ただ、全く素人ですから、農業を学ぶ研修制度とか、そういったものは旭市にはあるのでしょうか、それをちょっとお聞きします。

議長（向後和夫） 伊藤議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

農水産課長（林 清明） 研修制度ということですが、農業を魅力のある職業としてとらえてくださり、意欲のある人材を確保していくことは、高齢化ですとか、後継者不足、

こういったことが課題となってきた本市農業の振興と地域の活性化を図っていく上では大変重要であると考えております。そのためにはということで、間接的ではございますけれど、就農者研修支援事業というのを実施しております。これは市内の農業者が就農を目的に研修したいというような人を受け入れた場合、月々2万円ずつ助成していこうと。当然就農目的の研修といいましても、生活していかなければいけないわけですから、多少なりとも手当なり、給料なりの足しになればということで、受け入れる農家のほうに2万円の助成をしております。

そのほか、昨年来、国・県においても、例えば農業の新規参入モデル構築事業とか、農の雇用事業というようなことで、そういった研修生、最終的には就農が目的だというような研修生を受け入れる農家の方々に対する助成制度を持っております。現実には国の事業及び県の事業につきましても、旭市の農家何軒かが手を挙げまして、補助を受けているところでございます。

以上です。

議長（向後和夫） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） そうした相談窓口というのは、農水産課へ行けば、手続きとか、いろいろ教えてくれるのですか、その辺をちょっとお聞かせください。

議長（向後和夫） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

農水産課長（林 清明） 農水産課のほうに来ていただければ、相談に乗りたいと思います。また、国・県の補助事業につきましては、振興センターの普及部のほうで受けていておりますので、そちらを紹介したりといったことはできるかと思っております。

議長（向後和夫） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） ぜひその辺よろしくお願ひしたいと思います。旭市は、農業が第1次基幹産業になっておりますので、そういった意味合いからも、やはりこういった希望がある人に対しては教えていただきたいと思っております。

続いて、最後の質問ですけれども、行政改革についてお尋ねいたします。

前半の行政アクションプランの成果は、どう市としては、執行部としては評価しているのでしょうか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（向後和夫） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

総務課長（平野哲也） 前半のアクションプランの成果ということで、実績というようなことかと思えますけれども、現在のアクションプランにつきましては、平成22年3月で5か年の期間が終了するところでございます。実績につきましては、現時点で4年間、4年と半年くらい過ぎたわけですがけれども、この中で予定より進んだもの、あるいは計画どおりいかなかったもの、いろいろあるわけでございますけれども、そういった中で行政改革というのは、何よりも継続性を持って続けることが大事かなということでは考えております。また、計画において、実績を数値で表せるものとか、表せないもの、いろいろあるんですけれども、これはまた折を見て、5年間終了した時点では、成果として冊子にまとめまして、議会等に報告し、あるいは市民に公表したいということで今考えております。

議長（向後和夫） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） 後半の行政アクションプランの計画ですけども、民間の人たちを入れて、いろいろなプランを策定すると思うんですけども、その中で今、テレビでやっているような事業仕分けとか、そういったものは行われるのでしょうか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

議長（向後和夫） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

総務課長（平野哲也） 民間の方を入れてということで、行政改革そのものは、自ら、自らというのは市ですけども、市の行政の中から、自分たちで改革できるものを改革するというのが趣旨だと思います。それにしても、やはり民間のご意見が必要だということで、行政改革推進委員会というものを設けておりまして、この要綱は今も残っておりまして、次期の策定に当たっての行政改革推進委員会のご意見をいただく。これは全く民間の方で15名の方を委嘱しておりますし、この方は12月20日に任期が切れますので、今、また改めた委嘱といいますが、そっちのほうの準備に向けております。ですから、本格的に動くのは、新しい委員が決まってから、そちらにおはかりするという段取りで現在やっております。

その中で事業仕分けという話をしましたけれども、行政改革そのものは、道路、学校を建てるとか、そういう事業をやるところではございませんので、自らの経費、そういったものを削減する方針を示すものでございますので、これは本部会議というのは、あくまでも市の中の内部のメンバーでの会議、それから民間の意見を聞くということで、行政改革推進委員会、こういったものがあるということでご理解をいただきたいと思えます。

議長（向後和夫） 伊藤保議員。

1 番（伊藤 保） そうすると、来年の4月以降になりますか、後半のアクションプランが公表されるということで、合併して、後半の5年というのは非常に大事な時期を迎えます。10年になると、合併特例債とか、いろいろな補助金が来ません。そういったことを迎えますので、しっかりとしたプランの決定をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（向後和夫） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時 5分

議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

木 内 欽 市

議長（向後和夫） 引き続き一般質問を行います。

続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（11番 木内欽市 登壇）

11番（木内欽市） 11番、木内欽市です。

明智市長におかれましては、就任以来4か月が経過いたしました。議員と違って、多少戸惑いがあるかと思いますが、一生懸命頑張っておられることと思います。会社の社風は社長が、学校の校風は校長が、一家の家風は家長が作ると言われております。市風という言葉があるかどうか分かりませんが、市の流れは市長が作るのだらうと、こう思います。市長の基本姿勢であります「ふれあい、まごころ、思いやり」の気持ちで市政に取り組んでおられる、誰もが認めるその人柄のよさがこれからの市政に活かされてくることと思います。1年365日、休みのない激務です。どうぞ健康には十分気をつけて、市政のかじ取りをよろしくお願いいたします。

市政の一部に携わる一人として、少しでもよい旭市を作るために、平成21年第4回定例会において、私は3項目9点について質問を行います。答弁は簡潔をお願いいたします。

昨年のリーマン・ショックから始まった世界同時大不況、今はすっかりマスコミも報道し

なくなりましたが、あれから1年、平均株価も一時は1万円台に乘りましたが、今は大きく割り込んでいます。景気回復の兆しは見えません。税収も大きく落ち込むことでしょう。交付税に頼る本市としましても、厳しい財政運営を強いられていくことと思われます。本市の基幹産業である農業も大変厳しい状況が続いております。稲作農家、花卉農家、野菜農家、畜産農家、すべての分野で資材の高騰に反して、販売価格の低迷にあえいでいます。

そこで、農業問題について伺います。

県内第1位、全国9位の農業生産額を誇る旭市、しかし農家1戸1戸の経営は年々厳しさを増していることと思われますが、いかがでしょうか。管内の農業、農家の経営状況について伺います。

同じく農業問題の2点目として、政府は農業、農家を保護、育成するために、さまざまな補助金制度を設けておりますが、本市の場合どのような制度が利用されているのか伺います。

これと同じような質問ですが、所得補償制度がありますが、どのようなものなのかお伺いをいたします。

以上のような補助金制度、所得補償制度にいつまでも頼ってはいけません。このような制度はいずれなくなります。自立していくためには、農家の個々の経営の効率化、規模拡大といったようなことを図らなければなりません。農地、ハウス、農業施設を含めての貸し借りについてはどのようになっているのかお伺いをいたします。

次に、安心、安全なまちづくりについて伺います。

安心で安全なまちに住みたいというのは万人の願いです。来月に告示される市議選においても、各候補予定者は、ほとんど全員の方が安心、安全なまちづくりを訴えておられます。市民の一番の願いだからです。増え続ける犯罪や交通事故等の問題について、市としてはどのように取り組んでいくのか伺います。

最後に、旭中央病院について伺います。

旭市の将来を語るときに旭中央病院を抜きには考えられません。入院患者数は、全国自治体病院第2位、外来患者数は、全国自治体病院の第2位の岐阜県大垣市民病院の1.5倍の断トツの第1位です。診療機能はパンク寸前です。一日も早い新病棟の建設が待たれるわけですが、病院開院以来の大工事であります。これに伴う当初想定されなかった問題点もあろうかと思ひますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

同じような質問ですが、駐車場対策、それと送迎乗降口についても伺います。

以上で私の第1回目の質問を終わります。再質問については自席で行います。

議長（向後和夫） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

市長（明智忠直） 木内議員の質問に対しまして、私のほうから農業問題の市管内の農業経営の状況についてということで、その認識をということの中でお答えをしたいと思います。

木内議員がおっしゃいましたように、本市は基幹産業が農業ということの中で、施設園芸、花卉、果樹、畜産等、農業経営を取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。昨年度、リーマン・ショック以来の世界同時不況、その中での直接の原因といたしまして、農業に対しましては、原油価格の高騰が挙げられます。6年前、1バレル30ドル前後だった原油が、昨年8月には130ドルを超え、落ちついてきた現在でも70ドル前後の値段となっています。これにより、園芸産地に不可欠の燃油をはじめ、化学肥料やビニールなどの農業用資材価格が軒並みに上昇しております。

そして、隣の国の中国の経済発展、あるいはまたオリンピックや万博開催などで、建築資材需要が拍車をかけ、ハウス用資材や機械が高騰し、新たな設備投資を難しくしているのが現状であると思います。また、さらに昨年は原油不足の中で、トウモロコシなどの飼料用作物がバイオエタノール生産に大量に流れ、家畜飼料が急騰しました。まさに四面楚歌というような感じで、農業経営は厳しいような状況であります。

以上のように、生産コストが上がる中、長引く景気の低迷を理由とした需要の減少や小売業のロープライス戦略により、農産物の価格は安値安定といったところに落ちついているような状況であります。現在で言えば、豚価が非常に下がった状況が続いておりまして、採算割れ、あるいは採算割れ寸前の状況だと聞いております。そのような現状をしっかりと認識しながら、農政に後押しできる具体的な政策について研究しながら、応援、後押しをしないと、そんなように今考えているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（向後和夫） 農水産課長。

農水産課長（林 清明） それでは、補助金、以下3点についてお答え申し上げます。

本市で現在導入しております国・県補助金ですが、まず水稻生産農家、これにいたしましては、ライスセンターなど営農集団、これらが共同で購入する機械等に対する支援として、実需に応える農産産地強化対策事業、これは県事業であります。これを導入しております。それから、ハウスや露地野菜などの園芸作物生産農家、この方々については、県の事業であ

ります「園芸王国ちば」強化支援事業、さらには県のほうで新たな作物作りを支援するということで、新産地づくり支援対策事業、こういったものがあります。これらは皆、共同で機械を利用するですとか、新たにハウスを建設するですとか、農家の施設整備を助けるものがあります。

そのほか、畜産農家ですが、これもふん尿の対策等に非常に苦慮している状況がありますので、そのふん尿対策として、浄化槽の設置ですとか、発酵堆肥舎の設置などにつきまして、堆肥利用促進集団育成事業、これは県事業で補助率2分の1以内、それから地域バイオマス利活用推進事業、これは国庫と県の補助がついております。さらに、畜産環境総合整備統合事業、これらの事業を導入して、市の農家に助成しているところであります。

このほかにも、例えば農業用廃プラスチックの適正処理等についても助成しておりますし、それからやはり国の法律に基づく県の事業として、県税であります軽油の免税制度、こういったものもあるようで、まだこれはちょっとPRが足りない部分もありますが、大量に軽油を使う農家については、利用を推進しているところであります。このほかに、19年度から、担い手育成総合支援協議会という協議会を作っている市町村に対して、県を通さない直接の補助事業がありまして、これは農家が1戸でも新たな整備、規模拡大等を図るという前提、あるいは雇用を増やしていくという前提の中で進める機械の導入等に対する補助を行っております。

次に、所得補償制度ということではありますが、政権が代わりまして、新たに来年度から米について戸別所得補償モデル事業というのが実施されるということで、詳細についてはまだ来ていないところでありますが、制度としては、人件費を含んだ費用、それと販売価格、人件費を含めると、当然費用のほうが上がるわけですが、その差額を全国平均で何年か求めまして、それを全国一律に助成していくというような制度と聞いております。詳細については、また国・県から流れてきましたら、委員会等でご説明していきたいと考えております。

それから、直接の所得補償ではないと思いますが、間接的にということ言えば、野菜価格安定対策事業というものがあるということでもあります。これはJA、農協ごとに指定された作物に対して、価格が低落した場合、その平均価格との差額を補てんするというもので、これは農協をはじめ、国、それから生産者が基金を造成して、その基金の運用の中で助成していくということのようです。この価格安定に対する事業につきましては、野菜だけでなく、畜産の作物についても、それぞれあるということで、畜産につきましては、生產品

の価格だけではなくて、えさにつきましても、上がったときには上がった分を補てんするというような制度が実施されているということで聞いております。

それから、次に農地、ハウス等の農業施設も含めて、貸し借りをどのようにということですが、農業委員会のほうでもやっているわけですが、農水産課といたしましては、農業経営基盤強化促進法という法律がありまして、その中で利用権設定等促進事業というのがございます。これは貸したい人、それから借りたい人を結びつけて、この法律のもとで利用権設定等をしっかりとしてもらった上で、その登記費用ですとか、所有権移転等に係る税等の免除も含めて支援していくというものでありまして、平成20年度の実績といたしましては、農地の賃借が113件、約40ヘクタール、売買が36件、9.8ヘクタールということになっております。

この法律につきましては、今年の6月に実は一部改正されておりまして、これから制度が若干変わっていくということのようではありますが、これについても、まだ詳細がはっきり流れてきておりませんので、今、詳しいことは申し上げられない状況です。ただ、農地利用集積円滑化団体という、貸し借りとか、売買を積極的に進める団体を市町村に必置にしろということのようでもありますので、これから詳細が出次第、そういった協議会になるのか、委員会になるのか、あるいは市で直接やるのか、その辺も含めて検討した上で、来年度以降、積極的に進めていければと、そんなふう考えております。

以上です。

議長（向後和夫） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（伊藤 浩） それでは、農業委員会のほうより、農地等の貸し借りについて回答申し上げます。

現在、私ども農業委員会において、農振法の第18条の規定によります農地移動適正化あっせん業務としまして、貸し手側、借り手側からの申し出によりますあっせんを行っております。ハウス、農業施設を含めたあっせん実績につきましては、ここ数年はありませんが、申し出は、借り手側、貸し手側、それぞれ出ております。

農業委員会も、合併後の17年から18年にかけては、遊休地、それから耕作放棄地等の現地調査を行ってまいりました。今年も9月より現地調査を再開いたしました。この調査におきまして、このような遊休施設がもし見受けられた場合には、地権者等の把握をいたしまして、使わないものであれば、あっせんしていくような、このような指導をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（向後和夫） 総務課長。

総務課長（平野哲也） それでは、大きな2番目の安心、安全なまちづくりについてということでございます。増え続けている犯罪、交通事故等にどのように対応していくのかということでございます。現状の取り組みを中心に申し上げさせていただきます。

ご指摘のとおり、本年8月末現在における市内刑法犯犯罪発生件数、これにつきましては714件ということで、昨年と同時期と比べまして34件ほど増加している状況でございます。このようなことから、11月1日の広報紙等で「地域で取り組む防犯活動」と題しまして、犯罪の手口と防犯対策として、具体的な内容を掲載しました。市民全体に周知したところでございます。また、旭警察署からの情報資料によりますと、犯罪の発生場所、あるいは発生時間帯は昼夜を問わず、市内の至るところで発生しているという状況のようでございます。

市では、防犯指導員によります青色回転灯の防犯パトロール車でパトロールを実施したところでありますけれども、このパトロール時間というのは3時から5時ということで時間制限がございましたので、犯罪の発生時刻が昼夜を問わずに発生しているということにかんがみまして、今度はシルバー人材センターに委託いたしまして、青色回転パトロール車によります夜間防犯パトロールということで、これは実はきのうから、11月10日から午後の4時から7時、冬場の時間ですので、そのくらいということで、夏場になりますと、また時間を変えたいと思いますけれども、3時間をパトロールしていただくということで取り組みを始めました。

いずれにいたしましても、これから産業まつり、先般、干潟のほうであったわけですがけれども、これからの産業まつり等でも啓発物資の配布、それから11月20日にはエンジョイパトロール隊によりますいわゆる防犯デーとして、集団のパトロールを実施するというようなところで取り組んでいる状況でございます。

また、交通安全対策でございますけれども、これにつきましては交通安全意識を高揚させるため、防災無線及び広報あさひ等による広報、それから各種イベントにおけるイベント、それから春、夏、秋、冬の交通安全運動並びにシートベルトの着用推進月間、こういったところで街頭キャンペーンを実施しております。それから、市、警察署、交通指導員の三者による交通安全教室、自転車教室等も実施しております。

どう対応するかということでございますけれども、今申し上げたような現状でございます、いずれにいたしましても、市、それから市民の方、これはボランティア団体でございま

すけれども、そういった方々、それから警察、こういったところが三者が連携して、防犯活動、あるいは交通安全対策、今にも増して力を入れていく必要があるということで考えております。

以上です。

議長（向後和夫） 病院事務部長。

病院事務部長（渡辺清一） 中央病院関係のご質問の3点につきましてお答えいたします。

まず、工事に伴う問題点として出てきたものということでございますけれども、駐車場に関連しまして、患者様からのご要望が多く寄せられたところです。その他といたしましては、仮設駐車場から総合受付に至る歩行経路が分かりにくいなどのご指摘をいただいたところでございまして、これにつきましては、案内標示の数、それから内容等について改善を図ったところでございます。

次に、駐車場対策でございますけれども、駐車場につきましては、再整備に伴いまして、ご不便をおかけしているところですが、駐車台数の確保を図り、また駐車場の位置の分かりにくさを改善してまいったところでございます。それから、遠くなって、駐車場と仮設玄関までが遠いということで、これにつきましても、ワゴン車を巡回させるなど、改善を図ってまいりまして、その結果、特にその後の苦情等は出ていないというふうに認識しております。なお、院内の巡回ワゴン車につきましては、11月から若干ですが、時間の延長を行ったところでございます。

次に、送迎の乗降口の問題でございますが、送迎乗降口やその周辺につきましては、仮設ということで利用できるスペースが限られておりますことから、来院者の皆様に大変ご不便をおかけしているところでございます。この間、送迎の乗降口に対しまして、雨が降ってぬれるとか、そういういろいろなものがございましたので、雨にぬれにくいように屋根を増設しましたり、また風への対策ということで、覆い等をつけたり、そういう形で対応してきているところでございます。今後ともできる限りの改善に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（向後和夫） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） それでは、再質問させていただきます。

まず最初に、農業経営の状況についてですが、やはり市長からよく把握しておられるなどというお言葉をいただきました。本当にそのとおりなんです。農家の声を聞いてみますと、資

材が物すごく高騰しました、昨年の7月。肥料などは3倍に上がったんです。それで、ここへ来て、下がったと言っても、それから2割しか下がっていないと。上がったままなんです。それで、鉄なんかも一気に上がって、トラクターも2割、価格が上がってしまったと。鉄なんかは、トラクターは1.5トンぐらいしか使っていないんだから、原料は5・6万円しか上がっていないというんです。それなのに価格が1台500万円のトラクターが100万円も上がって600万円になった。非常に農家は厳しいものがあります。

それと同じように、これは数年前からですが、売上税も前は3,000万円超えないと取られなかったが、今は1,000万円を取られてしまっているんです。ですから、これも厳しい要因の一つです。それと、消費税がこれ以上上がると、農家は今でもやっていけないのに、今、利益が5%とか何%と言っているんです。消費税が上がると、その分、農家はマイナスになります。消費税を上げられてしまうと、やっていけないと、本当に聞こえますので、市としてできることは限りがあります。どうしても国の補償制度、全部国ですから、市が農家個々に補助金を出すということは不可能ですけれども、それをご理解の上で、何といたっても基幹産業は農業でございます。

よく聞きます。農家がよくないと、景気がよくならない、百姓がもうからないと、我々も仕事が来ないんだという声を聞きます。実際そのとおりなんです。農家というのは、利益が出たら、それをそのまま貯金にためる人はほとんどいません。利益が出たら、効率よく作業場を建てたり、能率のいい機械を買ったり、あるいは農地を買ったり、施設を増やしたり、規模拡大をみんな図ってまいります。ですから、農家がもうかれば、その分は全部地元にお金を使います。ですから、やはりこれは当たっていると思います、百姓がもうからないと駄目だというのは。旭市も、よそから見れば活気はあるのですが、ここちょっと停滞しているように見えるのは、やはり農業が厳しいからです。そういった意味で基幹産業であります農業ですから、市として何かできることはお考えをいただければということで、一つ目の質問はこれで終わります。

次に、補助金制度について移ります。この補助金制度というのが、ただいまございましたように、今までだと、ほとんど水稻関係の補助金なんです。ライスセンターであるとか、コンバインを買うとか、一般の野菜農家はあまり恩恵を受けていないというのが現状です。ですから、国の政策で、先ほども言いましたように、米には国はいろいろ力を注いでくれますが、この辺は何といたっても野菜農家が多いですので、そういった方々は大変です。

それで、免税軽油の話が出ました。確かにこれはいい制度です、税金分浮くんですから。

ところが、意外と使っている人は少ないんです。というのは、いつか農業委員会の会長が農業委員会だよりでやはり市に要望か何かを出したといいますが、もう少しこれを簡単にできないものか、ちょっとお伺いいたします。あるいは市が例えば少しぐらい代行してやるとか、そういったことがあれば、農家はほとんど使うと思うのですが、そういうことはできないのでしょうか、お伺いします。

議長（向後和夫） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

農水産課長（林 清明） ただいまの免税軽油の件ですが、確かに確認しましたところ、扱いが農林部局ではなくて税の部局であるということから、いろいろな手続きが必要になるということで、申請書は1枚で簡単なんです、添付書類がいろいろあるということで、ご不便をかけているというようなことが一つあるかと思えます。ご相談いただければ、できる範囲でお手伝いしたいと思いますので、ご理解いただきたいと思えます。それから、制度的なものなので分かりませんが、もう少し簡単にできないかというような要望はしていきたいと思えます。

以上です。

議長（向後和夫） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） そうですね、これはやはりお手伝いをしていただければ、大変農家は助かるのではないかと。というのは、農家は書類を書いたり、申請というのは、なかなか苦手なんです。ですから、来てくれれば、うちのほうで書き方を教えてあげますよとか、その程度でできると思えます。書ける所だけ書いてきてくださいと。住所と名前と耕作面積ぐらい書いてくれば、あとはちょっとアドバイスしてあげればできると思うんです。

たしか添付書類いろいろあるんです。コンバインとか、トラクターを使うのに、それをどこで買ったとか。ところが、中古の機械とかを買った場合には、そういうのを面倒くさくなっちゃうんです。販売店に行っても、前のやつはないでしょうし、今はトラクターなんかは10年も20年ももつわけですから、販売店がなくなっちゃったりして、そこでもうアウトになっちゃうんです、農機具屋がつぶれちゃったらないわけですから。そういった点とかも、農家が田んぼをやっていて、トラクターがないのにあるなんて言う人はいないんですから、そこら辺少し簡単にというか、できるように、県のほうとお手伝いをしていただければいいかなと、このように思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

それでは、次の3番目の所得補償について伺いますが、今、野菜なんかの場合に安定対策

事業があると聞きました。これはやはり品目が限られていると思うのですが、品目が分かりますか、分かればちょっと教えてください。

議長（向後和夫） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

農水産課長（林 清明） お答えします。

千葉県においては、大根、キャベツ、タマネギ、ネギ、ニンジン、レタス、トマト、キュウリの8品目というふう聞いております。

議長（向後和夫） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） そうすると、今言いましたのは、ほとんどが旭管内で作っているものです。タマネギなどはあまり作っていないでしょうが、ネギもあまりないですけども、あとはニンジン、キャベツ、大根、レタスというのは、ほとんど作っていますので、やはり農家が生き残るには、こういう指定された作物を作って、いざというときには、ここから補償を受ける、これが農家の生き残るあれではないかなと思いますが、こういう制度というのは、農家一般には浸透しているのでしょうか。

議長（向後和夫） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

農水産課長（林 清明） 農協が中心になってやっている事業ですので、ある程度の周知はできているものというふうに考えております。

議長（向後和夫） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） ただいま農協という話が出てきましたが、やはり農協と市がもっと連携を密にして、こういう制度を進めていったほうがいいのではないかなと、こう思います。よく道の駅とかというお話も出ますが、これは否定するわけではありませんけど、道の駅で販売する量というのは限られていると思うんです。まさか一日にキャベツ10トンも20トンも売れるわけでもないですから、キャベツは最盛期には大型トラックで何十台、要するに何百トンと生産されるわけですから、とにかく県内1位の生産高ですからね。そうした場合に、やはり道の駅も必要ですけども、直売所も必要ですけども、一般の農家でできたものをさばくには、どうしてもJAと提携して、ブランド化を高めていただく。

例を挙げますと、例えばお米でしたら、魚沼のお米というだけで、3万幾ら、3倍近くしているんです。それで、キャベツだって、お隣の銚子農協の灯台甘藍、その名前だけで1箱100円か200円、黙って高いんです。ですから、ブランドですね。メロンだったら、夕張とい

うだけで。灯台甘藍なんかは、銚子の方がうちのほうへ来て見たら、銚子の灯台のキャベツ、この安いときでも、それだけで値段が100円以上高いんです。経費出ちゃいます。ですから、旭市でも日本一の品物があるわけですから、JAと一緒にブランドを高めていただいて、特産品をと。

一つの提案なんですけど、提案というか、既に実施していますが、旧干潟町では萬歳米といって、この間、産業まつりのときもやっております。ですから、この辺は畜産も多いです。例えば畜産の排せつ物を堆肥として、農地に還元する。そして、堆肥で作った野菜、米、当然味もいいですし、健康にもいいわけです。ナシだって、果物だって、甘くなります。花だって、有機質のある土でやった花は、もちがいいです、葉の厚さが違いますから。

ですから、そういう畜産農家と連携して、堆肥をやって、有機栽培で味のいい安心なものという、旭市のブランドを高める一つの大きないい方法があるのではないかなと思いますが、そのようなお考え、進んではいると思いますが、今どのくらいまでいっているか、ちょっとお伺いいたします。

議長（向後和夫） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

農水産課長（林 清明） 貴重なご意見ありがとうございます。堆肥を農地に還元してというお話もありました。畜産のほうでいろいろな発酵施設等を造るときには、耕種農家との連携がその条件になっている例もございますので、徐々に耕畜連携といいますが、そういったことも進んでいるのだろうと、そんなふうに考えておりますが、ちばみどりとの連携の中で、より加速してブランドをとというご意見だろうと思います。肝に銘じまして頑張ってもらいたい、そんなふうに考えております。

議長（向後和夫） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） ぜひそれはよろしくお願ひしたいと思います。そういうことによって、例えばさっきの話に戻りますが、化学肥料だって減ります。肥料も今、1袋3,000円もしたのでは、農家の経営を圧迫します。野菜なんていうのは、肥料を大量に使いますから、そういった面でも、やはり地元にある畜産の廃棄物から堆肥、これを還元していただけるなら、畜産農家も助かるし、野菜農家も助かる、両方いいのではないかなと、このように思いますので、ぜひそれは進めていただきたいと思います。

（4）の農地等の貸し借りについて。農業委員会の局長からは、やはり遊休地のそういうのがあると。先ほどの伊藤保議員の質問と同じような面がありますが、私の場合は農業経営

者が借りる場合ですから、農地法の制約は受けませんので、実際に規模拡大を今図らないとやっていけないというのが現状です。ですから、若い人たちが後を継いだ場合に給料を払わなければしょうがない。その場合には、やはりどうしても経営規模、価格が安いから、余計経営規模を拡大して、最低限の収入を得ないとということで、みんな規模拡大を図っております。

見てみますと、旭市管内でも、お隣の銚子市から来ている方がだいぶいます。銚子の人のほうが積極的なんです。結構、妥当あたりも1万円ぐらい高い値段でうちのほうの農地を借りにきます。ですから、本来であれば、同じ市内の方に借りていただくのがいいのですが、それはお互いの関係ですから、それは銚子市の人に借りられたって、これはいいんです。

ただ、聞きますと、不耕作地ですか、その情報が手に入らないというんです。借りたいと言うんです。それと、ハウスなんかも、使わなくなったハウスがあります。ビニールが破れて、ただ骨組みはしっかりしている。ああいうハウスも、あっせんとか、どこに借りていいかわからないというんです。ですから、そういうのが農地銀行みたいなのがあって、貸したい人がそこへ登録していただいて、借りたい人が申し込んでいただいて、そういうようなシステムは、農地の売り買いなんかはあるのですが、貸し借りについてもあるということですが、ハウスとか、耕作放棄地についてはありませんでしょうか。

議長（向後和夫） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（伊藤 浩） 私どものほうで、今、議員がおっしゃられる農地銀行みたいなものは、かつてありました。それが農振法ということで、先ほど説明しましたように、農地流動化あっせん業務としてやっております。ただ、問題は、農地を例えば空かしてある耕作放棄地というのは、農家にとって、一番悪条件の所なんです。農業をやっている方は皆さんそうだと思います。専門化していますので、ハウス専門になったときに、露地野菜のほうの畑がどうしても耕作放棄地になってしまう。

その辺を今、現地調査等でいろいろあって、先ほど農水産課長のほうからも話がありましたように、今度、農地制度の改正がありまして、12月以降、施行されるという運びになっております。この中で農地利用集積円滑化事業ということで、新たにそういう使っていないようなものを一括して、市が受けるか、農協が受けるか、また新しい協議会が受けるか、そういうことで、すべて受けましょうと。受けたら、立地条件の隣接地の方々にともかく提供して、集約化しましょうという事業が展開されると思います。そのときには、こういう問題が

今まで以上に解決していくのではないかと考えております。

以上です。

議長（向後和夫） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） 分かりました。よろしくお願いします。

時間がないので、先に進みます。

続いては、安心、安全なまちづくりについてお伺いいたします。

確かに刑法犯は増えています。市長が地域座談会でもおっしゃっておられましたが、やはりどうしても活気のあるまちは犯罪が増えると。うれしいわけではないんですが、これはどうしてもやむを得ないことですが、とって、増えるのを手をこまねているわけにはいきません。3日ほど前にも、中央病院の隣の駐車場で18歳の少年が車の中で亡くなっていた。それで、きのうもやはり中央病院の駐車場でセルシオが1台盗難された。

結局、犯罪のデータを私はもらってきましたら、昼夜を問わず、私は駐車場辺りで盗まれるのは夜かと思ったら、昼間が多いんですね、意外と。病院に診察に行っているうちに、カーナビを盗まれたとか、財布を盗まれたとか、中央病院の駐車場の管内が物すごい多いんです。何ですかと聞いたら、やはり開放的だそうなんです、病院の駐車場の入り口がいっぱい、どこからでもあるでしょう。それで、非常に開放的というか、あと一般の人が警戒感がないそうですね。車の中に財布が見える所に置いたりとか、中央病院の駐車場だから大丈夫と思って、開放感が原因だそうです。成田の日赤病院は、駐車場を1か所にしたそうなんです。ところが、中央病院は、あれを1か所にすると大渋滞が起きるので、今のままでいくのが一番いい方法だと思いますが、とって、犯罪が一番多い、車のあれが多いと。

ですから、警備員の方も回っているのですが、ここに防犯カメラを設置していただければ、犯罪は大きく減ると、こう思うんです。病院の入り口とかにはありますけども、駐車場にはありませんので、プライバシーの侵害とか、いろいろな面もあるんですが、こっそり隠し撮り、これはいけないそうです。警察の方が言うには、監視カメラでなくて、防犯カメラなんですと、監視する意味のカメラではないんです、防犯で犯罪を防ぐためのカメラですから、これはやると効果は大きいと言うんです。

市川市では、条例を作りまして、防犯カメラ設置に対する条例を作って、防犯カメラを150台設置したそうです。そうしたら、1万4,000件あった犯罪が8,000件弱に減ったというんです。それで、警察の幹部が言うには、防犯カメラを150台設置すると、署員150人分の抑止力が働くと言いますので、この効果は非常に大きいです。それで、市川市の場合、設置す

るのに市民にアンケートをとりました。そうしたところ、これに賛成の人が76.2%、反対は4.6%なんです。

ですから、ほとんどの市民の理解は得られると思いますので、ぜひ日本一安心して安全なまちを目指す旭市、前回も申し上げましたが、残念なことに、安全安心度ランキングは、806の市区の中で非常に低いです。600何位ぐらいだと思うんです。とてもこの数字では、日本一安心して安全なまちなんで大きなことを言えないんです。ですから、そういった意味でも、ぜひ防犯カメラの設置をお考えいただけないでしょうか。

議長（向後和夫） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

総務課長（平野哲也） 安心、安全なまちづくりの防犯カメラということで、私も確かに市川市の条例を見せていただきました。市川市の場合には、先ほど木内議員おっしゃいましたように150台で、多くの単位でお金がかかるということで、大きいですから、そのようになると思います。ただ、市の公共施設についてどうかというと、やはり先ほど言いましたように、警察からの資料によりますと、やはり中央病院が断トツで数的には多い。あとはサンモール辺りの自転車盗難というのも多いんですけれども、車上狙いのものがとにかく中央病院は多いということで、その辺の中央病院の対応につきましては、中央病院の中のほうで対応をお願いしたいということで、我々のほうでは、あと公共施設でどのような対応ができるかというのは今後勉強させていただきたいと思います。

ただ、条例を作るというにしても、先ほどおっしゃられましたように、いろいろありまして、総論では賛成するんですけれども、実際個人のデータを、ましてや映像としてのデータを持つことになる。これは流出があつてはとても大変だということで、かなり神経を使うということはお聞きしておりますけれども、それはともかくとしまして、どのような対応ができるかは、私どもとして、全体的な勉強をしたいと思います。中央病院個々のことにつきましては、中央病院のほうからお願いしたいと思います。

議長（向後和夫） 病院事務部長。

病院事務部長（渡辺清一） 中央病院の防犯対策ということでございます。まず、駐車場がやはり広いものですから、数が多くなっているということでございます。この間、警察の方にも来ていただきまして、どういう所が危ないのかという所を教えていただいたところでございます。現在、駐車場関係で特に行っておりますのが、職員によります夜間の巡回パトロール、それからガードマンがおりますので、ガードマンも日中、誘導を兼ねた巡回を行って

おります。それから、夜間にも巡回は行っているところでございます。それから、防犯用の照明の強化ということで、やはり暗いと犯罪が多くなるということで、少しずつですけども、防犯灯のほうは設置をいたしております。それから、防犯カメラのほうでございまして、これも1か所の設置費用が300万円ほどかかるということで、前回こちらのほうで検討した際にお聞きしまして、ちょっと費用の面で手が出なかったというところでございます。

先ほど件数が非常に多いということだったので、私のほうでも、警察も含めて、犯罪の状況ということで確認いたしましたけれども、1月から9月までで、市内全刑法犯800件あるそうですが、病院のほうといたしましては、9月までで、車上狙い、自動車盗、そういったもので8件ほど出ております。ほとんどが駐車場ということでございます。この辺の対策については、今後とも検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（向後和夫） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） 病院のほうは病院でと言いますが、やはり市民の病院ですので、病院に投げてしまうのではなくて、市のほうとしてもできるほうはやはりしていただきたいと、このように思います。今、事務部長のほうから経費が200万円、300万円と言いましたが、今、安いやつができています。それで、1台当たりの運用費は年間約22万円と、この資料がありますので、今、安いやつもできていますので、これは市のほうでも結構ですがね、そんなにべらぼうに高いのではなくて、安いのができています。

そして、流出もしないように、条例を見てもと、1週間は保存で、1週間したら自然に消えると、そういうやつなもので、犯罪がない以外は、それは別に出す必要はないので、プライバシーも全く問題ないのではないかなと思います。市川市はちなみに市内228の自治会を対象にアンケートをとりました。そのうちの148の自治会が設置を希望しております。そういった面もありますので、やはり通学路、あるいはそういった面でも、防犯カメラがあるというだけで抑止効果が働きますので、ぜひそちらのほうも前向きにお考えをいただきたいと思います。

次に、旭中央病院の工事に伴う問題点についてですが、やはり一番がどうしても駐車場の問題、それと乗降口から病室へ行くまでの道が不便だというあれで、案内板をやったそうですが、先日、食彩の宿いおかに行きましたら、動線を引いてあります、歩くように床に。ああやった具合にやれば、患者さんが非常に分かりよくていいのかなと、こんなふうに思っ

ています。それで、行きと帰りがないと駄目なんです。行って中で広いですから、今度帰ってこれなくなる人がいるんです。

何年か前に、うちの実は母親がそうだったんです。そのころはまだ自分で歩けたので、診察が終わったところ迎えに行くからと言ったら、いないんです。要するに車をおりた所へ戻ってこれなくなってしまうんです。それで、自分でタクシーを呼んで、家へ帰っていたんですが、そういった方もいますので、やはり動線というんですか、線で導いていただいたら非常にいいのではないかなと、食彩の宿いのおかを見て、そう思ったんです。

それと、例えば角々にボランティアの方が立っていただければ、その方に道案内をしていただければ、なおスムーズかなと。この点ぜひお考えいただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

議長（向後和夫） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（渡辺清一） いろいろ駐車場の色分けとかも改善を図ったところですが、床の動線等につきましても、いろいろな施設等を見せていただきまして、検討していきたいというふうに考えております。

それから、要所要所にボランティアの方をとということでございますけれども、ボランティアの方は現在も27名ほどおいでいただいて、主に乗降口の所で、乗りおりで介助、それから車いす等の乗りおりのお手伝いをさせていただいているということで、なかなか数的なものありまして、要所要所に配置できるだけの人員には不足しているのかなというふうに考えているところでございますが、この辺の利用者のご不便のないような方法についても、ボランティアの数の確保を含めまして、検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（向後和夫） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） これが三月か半年なら、我慢してくださいよと言えるんですけど、これからまだ2年近く今の状態が続くわけですから、ぜひそういった面はやっていただかないと、不便がずっと続くわけですから、そこのところはぜひ考えていただきたいと思います。

それと、ボランティアの数ですが、前回のとき、やはり院長によその病院ではボランティアがたくさんいると、ぜひ旭市もボランティアの皆さんにご協力をいただければ、本当にいいなと思います。ボランティアの方がやっていただくことによって、市民の自分たちの病院という意識が出ます。ですから、ボランティアがやってくれる自分たちの病院だよと、こういう意識を持っていただくと、今まで言った不満もおさまってくるのではないかなと、こん

な思いがするんです。

ここでは駐車場が困るとか、乗降口が狭いとか言いますが、私たちは地元へ帰ったら、逆なんです。地元の方は、そんなこと言わないでくださいよと、中央病院があるおかげで、夜中でも何でも診てもらえるでしょう、中央病院は救急車を断ったことないですよ。ですから、少しぐらい駐車場が遠いからとったり、待ち時間が長いからといても、それは我慢してくださいと地元では言っているんですからね。

ただ、不満があるのは事実ですから、そういった面でやはりボランティアの方とか参加していただいて、市民の方々が自分たちの病院という意識を持ってもらえれば、これから病院はもっともっとよくなると、そう思って今言っているわけです。ぜひボランティアの方に参加していただければ、効果は物すごい大きいと思いますので、そちらのほうをよろしく願いしたいと思います。

続いて、駐車場に移ります。(2)です。

今、事務部長の答弁では、送迎バスとかやったので、その後、特に苦情は出ていないということですが、不満がないわけではないと思うんです。言っても仕方がないからとか、これではできるまで仕方がないと、患者が理解をしてくれての、今は苦情がなくなったと、こうではないかなと思います。なかなかご意見箱がありますが、あそこを書いて入れる人はそんなにいないと思います。電話で苦情を言う人もそんなにはいないと思います。

でも、みんな内心は駐車場が遠いな、だけど病院ができるまでは我慢しようかなと、こうは思っていると思うのですが、これが新館ができたからといって、駐車場対策が済んじゃうわけではないですね。さっき見たら、駐車場のスペース、車が約300台から400台止まるスペースに本館が建ち上がるわけですから、実質その駐車場の状況は今と同じだと思うんです。遠くから借りたあの駐車場から来ると、不便さはあまり変わりません。ですから、駐車場対策は、病院ができたら解決ではないんです。できても、今のままの状態が残ります。

そこで、お聞きしたいのですが、できた暁には、南の既存棟は解体して駐車場にということですが、これはいつごろ解体して駐車場として利用できるのでしょうか。

議長(向後和夫) 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長(渡辺清一) 駐車場のお尋ねですが、新棟完成後に南側の既存棟の解体を行いまして、新たに駐車場を設けるということで予定しているわけですがけれども、今のところ、一応の予定といたしましては、25年1月ごろにはできるだろうというふうに考えております。

あと、新本館が完成しますと、周りの囲いとか、そういったところもとれますので、今よりも若干の駐車場のスペースができて、さらに駐車場からの時間的なものはかなり短縮されるのかなというふうに考えております。

議長（向後和夫） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） 25年に解体して、新しい駐車場。それができれば、だいぶよくなると思いますが、それまで結構年数かかりますよね。それまで今の状態が続くわけですから、そうすると、送迎バスを入れていただいたらからと言いますが、あれ1台ではね、経費もかかるでしょうが、1台では、来るまでに駐車場に置いた人は歩き始めちゃいますよ。ですから、もう1台あって、行ったときに車が待っていて、そこで車に乗って待っていられると。2台あれば、それができますから。

これから寒さに向かいます。きょうみたいに暖かい日なら、雨でも、あそこで待っていられるでしょうが、冬の寒いときにいつ来るか分からないバスをあそこで待っているというのは、患者にとっては大変だと思うんです。健康な人が行くわけではないんですから、体の具合の悪い人が行くわけですね。ですから、そういった面を考えて、もう1台、今の車も中古でしょうけど、中古なら幾らもかからないので、どうでしょうか、ぜひまたよく利用状況等を見ながら考えていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

議長（向後和夫） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（渡辺清一） いろいろご不便をおかけしていることに関しては本当に申し訳ないというふうに思っております。院内の巡回ワゴン車でございますけれども、確かに時間の延長を行ったといいましても、なかなかまだ不十分なところもあろうかと思っておりますけれども、利用状況を見ながら検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（向後和夫） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） 本当に病院の皆さん方には、利益は出せよと言っておきながら、そういった面でまた車を買えとか、ちょっと矛盾する点もあろうかと思いますが、やはり患者様あつての病院ですので、先ほども申し上げましたが、あと半年やその辺なら、皆さん我慢してくださいと言えますが、新しい駐車場ができるまで、もう3・4年かかってしまうということで、今の状態がもう3・4年続くわけですから、そんなにはね、やはりこれも何とかしないといけないのではないかなと。ひとつ患者さんの目線に立ってのご配慮をお願いしたい

と思います。

それでは、最後に同じような質問で送迎乗降口についてお伺いいたします。

これも実際に利用して感じる事なのですが、あそこに患者をおろしますね。そうすると、例えば送っていった場合に、歩いて行ける人はそのまま中へ行っちゃうからいいんです。年寄りなんかは車を運転できないから、送っていきますね。例えば私が母親を乗せて、病院へ送っていきます。母親は足が不自由で歩けませんから、一たん車いすにボランティアの方に乗せていただいて、そこで待っていただいているんです。私は駐車場まで車を置きにいて、それから駐車場から歩いてきて、今度、患者を乗せて、外来へ連れていきます。ですから、その間にそこにずっといるわけです。ですから、あそこ混雑もします。ですから、本当は3人で行けばいいですね。母親と私の女房と私が行けば、私はおろしたまま、そのまま行っちゃうんですが、行くのはだいたい2人ですよ、3人でなかなか行く人はいないですから。そうすると、そこがやはり混雑します。

そして、これからやはり寒くなります。今までの病院だと、玄関の中へ入れば暖かいですから、風が来ませんが、あそこは北風とか吹いたときには、恐らく相当患者は苦痛じゃないかなと思いますので、その辺の対策も、何をやれ、かにをやれでは無理ですけども、一応今後そういうことが当然想定されますから、これから寒くなっていきますので、そういった面の対策もぜひお考えをいただきたいと思います。すぐにはお答えは無理でしょうけれども、一応そういう状況ですので、よろしくお願いします。

それと、関連して、いつ行っても車いすがないんです。というのは、今言ったように、乗降口から診察まで距離が長いんですよね。その間の往復の移動時間もあるから、車いすに乗っている時間が長いんです。ですから、車いすが足りないと思うんです。この対策はどのようにお考えでしょうか。

議長（向後和夫） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（渡辺清一） 車いすのお尋ねですけれども、車いすにつきましては、過去から順次数を増やしてきているということでございまして、現在は仮設乗車口に約70台ほど配置しております。その他の場所も合わせますと約100台用意しているところでございます。基本的には、台数は不足はしていないというふうに考えておるところでございます。長時間の使用とか、使用された後に戻ってこないようなケースもたまにあって、ボランティアの方が探しにいつているというようなこともあるというふうには伺っておりますけれども、そう

したものにつきましては、利用後の速やかな返却等と呼びかけていまして、それも含めて、さらなる改善策につきましても検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（向後和夫） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） そうですね、本当にこれは利用した人でないと分からないんですね、車いすが毎回ないんですから。ですから、持ってこないというのは、行くときは車いすを使って、帰りは車いすを使わなくなって、置いてきちゃうんですかね。そうではなくて、多分入院か何かして、病棟辺りへ置いてきちゃってというようなケースもあるのではないかなと思います。市民一人ひとりのモラルの問題にはなりますけども、とにかく足りないのは事実ですので、よろしくをお願いします。

ですから、先ほどと同じなんです、一般の家庭でも、不要になって使っていない車いすが相当あると思うんです。社会福祉協議会辺りにはだいぶ寄附されていますけども、ですからそういうのを寄贈していただくということを図れば、これもまたいいのではないかなと思います。車いすをいざというときにとっておくなんていう人はあまりいないでしょうから、使わなくなってしまった人は、家にあってもしょうがないですから、そういうのを病院に寄贈してもらおうと。そして、先ほど言いましたように、自分たちの病院だという意識を高めていただく、これがやはり一番いいと思いますので、ぜひそのような方向で進めていただけたらなと、こう思います。

とにかくいろいろなことを申し上げましたが、やはりこれから自民党から政権も代わって、病院に来る予定だった予算も大幅にカット、この先どうなるか、実際分かりません。ですから、私個人の考えですが、例えば経営がこの先どうなるか分かりません、一寸先はやみですから。ちょっと問題があったら困りますが、皆さんが民営化の問題とかと言いますが、私は当初は出し方が悪いから、このやり方では駄目と言いましたが、民営化とか、事務組合でやるとか、これから考える問題ではないかなと、これから市民と一緒に考える問題でないかなと、このように思っている一人であります。これからみんなで病院をいかにしたら守っていけるのかというようなことをお伝えしながら、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（向後和夫） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、3時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時 9分

再開 午後 3時25分

議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

神 子 功

議長（向後和夫） 引き続き一般質問を行います。

続いて、神子功議員、ご登壇願います。

（24番 神子 功 登壇）

24番（神子 功） 24番、神子功です。お疲れのところと存じますが、よろしくお願いたしたいと思います。

平成21年旭市議会第4回定例会において一般質問をいたします。私は今回、市長の政治姿勢について、旭中央病院について、教育行政について、大きく3点の質問をさせていただきます。今回の質問は、市長、病院事業管理者、教育長に対する質問が主なものです。答弁に当たりましては、簡潔明瞭にご回答いただきたいことを初めに申し上げたいと存じます。

それでは、質問に移ります。

初めに、市長の政治姿勢についてであります。

（1）市政運営における基本的な考え方について質問いたします。

まず、平成15年12月の定例議会におきまして、明智市長が市会議員として一般質問を行った内容についてお尋ねいたします。

質問の中で、四つの選挙を踏まえて、「政治とは、そして議員とは何なのか、その任務、責任を考える時、人間として守らなければならない基本線である規則、規律、倫理、道理、信頼等々、このことの一つひとつを反省させられるようなことがあまりにも身近に感じたものでありました。議会制民主主義のもとに、国民、県民、市民のそれぞれの代表として、行政に直接参画でき、その運営を監督できる立場のわけであります。ある意味では、社会人の模範にならなければならない存在であると思います。権力、派閥、名誉、私利私欲、そんな時代遅れの政治は絶対に変えなければいけない。21世紀の新しい時代、改めて議員として、そうしたことに全力を挙げて向かっていきたいと決意を新たにしているところであります」という文言がありましたが、新市長としての現在の心境をお伺いしたいと存じます。

次に、市長の政治姿勢についての（2）合併後における人事考課の考え方について質問いたします。

私は、行政としての組織のあり方、業務遂行能力などを公平に評価することが、次の旭を担う職員を育成することにつながることであり、その評価にえこひいきが存在しないために、人事考課が不可欠と考えます。そこで、人事考課について市長はどのように考えておりますか、お伺いいたしたいと存じます。

次に、大きく2点目の旭中央病院について質問いたします。

初めに、(1) 公立病院としての役割についてであります。

本年、第2回定例会で、千葉大学附属病院で実施されている入院から退院までのカリキュラム、これは高額療養費などの手続き、患者さんの身になった説明、安心して入院できる環境づくりなどについて、一般質問で取り上げてきましたが、現在、旭中央病院ではどのように取り組んでおりますか。また、具体的な取り組み内容がありましたらお示しいただきたいと存じます。

次に、(2) 健全経営のための考え方について質問いたします。

千葉県において有数の総合病院として中核をなす旭中央病院、また東総地域の医療ネットワークの中心となる病院としても、今後、将来にわたり健全経営が困難となる事由が発生しかねません。そこで、健全経営に向けた考え方について病院事業管理者にお伺いいたしたいと存じます。

最後に、教育行政について質問いたします。

初めに、(1) 教育に取り組む基本的な考え方についてであります。

学校現場で長らくご苦労されてこられました埴田教育長にお尋ねいたします。今、犯罪は低年齢化し、秩序が乱れていると私は思います。これは子どものころから情操や道德教育が欠けていたからではないかと考えますが、教育長の考え方をお伺いいたしたいと存じます。

次に、(2) 旭市育英資金制度について質問いたします。

この件につきましては、本年、第1回定例会の一般質問で議論させていただきました。そこで、育英資金制度を将来本市の発展及び社会貢献する有為な青年の育成のためにどのように考え、制度そのものをどのようにしていこうとしているか、給付及び貸付制度についての検討結果を含めてご回答いただきたいと存じます。

以上で1回目の質問を終わります。

議長(向後和夫) 神子功議員の一般質問に対し答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

市長（明智忠直） 神子議員のご質問にお答えいたします。

平成15年、合併前の一般質問の要旨を神子議員に振り返って申し述べていただきました。確かに忘れていた部分も多いわけでありませけれども、私の2回目の選挙、たしか無投票当選がなされた、その後の一般質問だと思っております。私個人としては、その当時の思いを述べたもので、その思いは今でもみじんにも変わらないつもりで頑張っているつもりであります。その信念というか、人生の生き方というか、それは本当に今でもその思いを貫いているところでありまして、いつも私は機会があるたびに申し上げております、私の人生の師であります先生からいただいた言葉であります、「偉い人間になると思うな。人のためになる人間になれ。人はパンのみに生きるにあらず」、この言葉を自分の行動の支えとして貫いているところであります。

今、市長という立場に立った以上、本当の市民の幸せのために何ができるか。一人の人間の思いは小さいかもしれませんが、精いっぱい心血を注いで、頑張っていくつもりでありますので、どうぞよろしくご理解いただきたいと思います。

今後は、就任当時も申し上げましたとおり、合併後4年間でハードのインフラ整備は見通しが立ったのかなと、今そのような思いでいるところでありまして、これもいつも申し上げておりますように、今後は新市の一体感の醸成、人と人との心のつながり、きずなづくりのための事業、いわゆるソフト、ハート事業の取り組みを中心に考えていきたいと思っております。

人事考課についての質問がありました。私も人事考課につきましては、就任間もなく、まだ4か月でありまして、考え方としては、神子議員と基本的には同じであります。職員は市民の公僕というような、きちっとしたそういった部分を持っていただきまして、市民を最優先に考えた気持ちで事に当たっていただきたい、そんなように思っているところでありますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上です。

議長（向後和夫） 病院事業管理者。

病院事業管理者（吉田象二） それでは、中央病院の問題につきまして、（2）のほうの問題、健全経営の考え方というふうなことでありますが、医療は時代時代で刻々と変化してまいります。特に今回、政権が代わりまして、民主党がどのような医療政策をやるかというようなことで、かなりの転換が図られるのだらうと、どのように具体的にになっていくかということ、いろいろ情報をめぐらしているところであります。

しかし、医療というのは、やはりどのような時代になっても絶対必要な社会的共通資本でありまして、先般、10月17日に諸橋芳夫初代病院長没後10年記念シンポジウムというのを病院で行いまして、日本病院会会長、それから全自病の会長、公私病院連盟の会長という人たちをお呼びして、地域医療の原点に戻るといふようなことでやったわけでありまして。やはり地域医療の基というのは、その地域の人たちの医療ニーズに合わせて、不採算部門も含めて行くと、「すべては患者様のために」といふふうな理念がありますが、そのとおりやはりやらなくてはいけないのだろうと。その結果として、最終的には健全経営に結びつけていこうというのが正しいのかなと、このように今思っております。

医療は利益のためにやるものではありません。やはり住民の皆様の利益にならなければ、いかに病院が利益を上げて、それは皆さんのためにはならないといふようなことであります。したがって、これからは原則として、入りをはかりて出るを制すということを考えながら、すべては患者様のためにという理念の基にやっていきたいなと、このように思っております。

以上であります。

議長（向後和夫） 病院事務部長。

病院事務部長（渡辺清一） 公立病院としての役割ということで、入院案内等についての改善についてのお尋ねにつきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

本年の第2回定例会で議員のほうから入院案内について、患者の立場に立って、分かりやすいような改善をということでご提案をいただきました。具体的にご指摘のありました高額療養費の取り扱いにつきましては、早速改善を図り、運用を行っているところでございます。また、入院時に必要な書類、手続きにつきまして、一覧表に整理いたしまして、漏れのないような改善を図っているところでございます。さらに、現在は総合的な入院案内につきまして、いろいろな他院の例も参考にしながら、看護部とも調整、検討を進めているところでございます。

以上です。

議長（向後和夫） 教育長。

教育長（埴田哲雄） それでは、神子議員のご質問の情操教育、道徳教育につきましては、従来より重点の施策として、学校教育指導に掲げ、取り組んでまいりました。本市における学校教育指導の指針につきましては、「確かな学力」「思いやりのある豊かな心と健やかな体」「勤労観・職業観」及び「地域とともに歩み、安全で開かれた学校づくり」の4点を重

点施策に挙げ、指導する計画としておりますとともに、教育現場においては、次の2点を道徳教育努力点に挙げ、その充実を図ってまいりました。

そして、1点目ですが、生きる力の基盤となる豊かな心の育成、2点目には、学校教育活動が有機的に関連した年間指導計画の作成としております。具体的内容といたしましては、授業時数の確保、そしてその指導方法の工夫・改善による道徳時間の充実、学校単位での道徳時間の授業公開、また社会におけるルール・マナーを守る態度の育成、講師招聘による道徳授業の実施等々により、情操教育、道徳教育の向上に努めてまいりました。また、今後もさらなる推進の方策を検討し、児童・生徒の豊かな心の教育に取り組んでまいりたいと考えます。

私の考え方ということでございますが、これまでの経験から総体的に申し上げますと、発達段階を押さえた内容の重点化を考えております。例えば小学生については、決まりを守る、人間として、してはならないことはしない、中学生については、社会の形成者としての参画、そしてかかわり等について、重点化を考えた取り組みができたものと思っております。また、知育、体育、食育の基礎が着実に実践でき、連携できてこそ、徳育が可能になるものと考えております。その上から、学校教育、家庭教育、社会教育により、強い連携が大事と考えております。先ほども申し上げましたが、現在の体制に満足することなく、今後も子どもたちの豊かな思いやりのある心をはぐくむため努力してまいりたいと考えます。

以上でございます。

議長（向後和夫） 学校教育課長。

学校教育課長（平野一男） それでは、育英資金の関係で2問についてお答えを申し上げますと存じます。

現在、本市では、将来旭市の発展及び社会に貢献する有為な青年の育成を図ることを目的に、育英資金の給付制度を実施しております。合併後、給付対象者を高校生、大学生等、それぞれ5名から8名に増やし、給付制度の拡充を図ってまいりました。貸付制度につきましては、合併を機に育英資金の給付に一本化したことから、合併前に決定された貸し付けは平成20年度で終了し、現在は返還のみとなっております。

さて、給付と貸し付けの関係であります。育英生の卒業後の負担を考慮し、さらには応募者数が給付予定者数に満たないこと、また国においても返済不要の給付型奨学金の考えを示していることなどにより、本市においても当面は従来の給付型で学びを支えてまいりたい、このように考えております。

2問目の将来本市の発展及び社会貢献に有為な青年の育成のための対応についてでございますが、育英資金給付事業は、学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校、また産業、文化及び教育振興のための研修機関において、知識、または技能の習得をする者、また文化活動、スポーツにおいて顕著な活躍をし、今後の活躍を期待できる者を対象にしております。教育は、人格の完成を目指し、必要な資質を備えた心身ともに健康な青年を育成することとされています。社会に貢献しようとする青年の育成につきましては、この育英資金制度を活用していただき、まずはしっかり学んでいただくこと、そして幅広い教養、高い知識、また専門的な能力を培うとともに、学んだその成果を社会に浸透させていただき、社会に貢献できるよう、育英資金としての充実をさらに図ってまいりたい、このように考えるところでございます。

以上でございます。

議長（向後和夫） 神子功議員。

24番（神子 功） それでは、順を追って再質問をさせていただきます。

まず、市長の政治姿勢について、（1）市政運営における基本的な考え方についてでございます。

私は感動いたしました。6年前の考え方と市長は変わっておりませんでした。私は、今限りで30年余りの議員生活を引退しますが、政治とは、市民の立場に立った思いやり、真心を抱きながら、初心貫徹の志で挑むことと考えております。どんな大きな敵であっても、くみすることなく、おのれの信念を貫く強い姿勢が最も大切だと痛感いたします。

行政や議会にかかわる者は、次の世代を担う子どもたちの代表でもあるわけです。ゆえに、規則、規律、倫理、道徳、信頼が大切で、私利私欲のための権力、派閥、名誉はあってはならないことと考えます。熱意と正しい考え方を持って、市長として、仁政に努めていただくことを期待しております。したがって、答弁はいりませんので、そのお気持ちで頑張りたいと存じます。

次に、（2）合併後における人事考課の考え方について再質問いたします。

行政としての組織のあり方ということで、いろいろ申し上げました。旭市にとって、職員は宝物であります。継続した人材資源の活用を図ることが重要であります。例を挙げれば、行政改革の推進、費用対効果を考え無駄を極限まで省く業務の推進、ルーチン業務の改善、将来を見据えた施策の実施など、総じて業務をやった者がやったなりに、その項目ごとに評価され、給与などが決定し、役職を任命することにつながり、組織の中から少しでも不公平

を取り除き、組織に活力という息吹を吹き込むことになると考えます。

したがって、市長は私と同じ考えをお持ちでございます。どうか職員がやる気を持って、そしてこれについては、職員を下げるというよりも、同じレベルにしていくんだという強い気持ちを持って、人事考課にぜひ臨んでいただきたい、このことを強くお願い申し上げたいと存じます。

次に、大きな2点目であります。旭中央病院について。

(1) 公立病院としての役割についてであります。

医療において、最も大切なことは、患者さんが病院に全幅の信頼をし、命を預けていることに最大限の誠意と医療技術をもって応えることだと私は思います。今後もすべてが患者様のためにという基本理念を持ち続け、名実ともに公立病院としてオンリーワンを目指していただきたいと思うわけであります。どうか「すべては患者様のために」ということで、よろしく願いをいたしたいと思えます。

次に移ります。(2) 健全経営のための考え方について。

少し乱暴な言い方を申し上げます。経営に公立も民間も私はないと考えます。「実が大切でうそは敵」。全般的な税収不足及び補助金カット、さらには独立採算などを目指す方向性が明らかである今、考え方は、先ほどお話がありましたように「入りを増やし出を抑制すること」。

そのために、医療技術・医療サービスの向上、医療環境、ぬくもりと思いやりのある対応などの充実が必要です。それも費用対効果を十分に議論し、なおかつ時代や時期を見据えたT(時間)・P(場所)・O(目的・場合)に沿ったタイムリーな施策を講じること。民間で言うならば、「売上最大・支出最少」「業務の場は戦場である」。公立公営であっても、民間の考え方を根底に根づかせること。安易な民間企業導入は、民間の考え方を根づかせることにはつながりません。そのためには、市役所同様に、旭中央病院という組織の中にも、人事考課を導入し、全職員が全体最適を考えた業務の推進を図れるよう、公平な人事考課及び成績評価が容易にできる体制づくりが重要と考えます。

今は、病院長、いわゆる事業管理者、あるいは市長から国や、あるいは県知事への上申や直接物を言ってよい時代です。フィルターを通して陳情する時代はもう終えんしたと思えます。信賞必罰を問うてもよい時代ではありませんか。

健全経営は、公設公営を基盤とし、まず経営者の考え方や方針を決定することが重要です。このことについては、経営者の考え方、方針については、先ほど申しあげていただきましたけれ

ども、再度お伺いをしたいと思います。これは市長並びに病院事業管理者、簡単で結構ですから、お願いをいたしたいと存じます。

議長（向後和夫） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 病院の健全経営ということの中で、人事考課も取り入れながら、T・P・Oですか、そういったようなこともやっていかなければならない時代ではないかというようにありました。私も市長に就任して4か月目に入っているわけでありまして、職員がやはり一体となって、縦割りではなくて、横割りの市政、行政、そしてまた病院も、そういったような経営が望ましいのかなと。一つのことを周りの人が知らないというような状況ということはちょっと寂しいのかなと、そんなように思っておりまして、そういった部分でも、これから当然人事考課といいましょうか、職員の評価もしていかなければならない時代に入ってきているのかなと、そんなふうを感じているところでありまして、よく担当、そしてまた病院長と話し合いました、そういった部分でも健全経営に向けて頑張っていきたいと、そんなふう考えているところであります。よろしく申し上げます。

議長（向後和夫） 病院事業管理者。

病院事業管理者（吉田象二） 今、市長がおっしゃったとおり、市長と一緒に、この病院の経営にこれからも携わっていきなると、こう思っておりますが、いずれにしましても、患者さんの視点、それから医療プロセスの視点、それから財務の視点、そして何よりも教育、人材育成の視点というのがやはり大事だということで、この四つの視点をうまくバランスをとって進めていければいいのかなというふうに思っております。しかし、何よりも、先ほども申し上げましたが、すべては、第一番目はとにかく患者さんということでやっていきたいと、このように思っております。

議長（向後和夫） 神子功議員。

24番（神子 功） 大変力強いご答弁ありがとうございました。人材育成が本当に大切でございます。どうか宝物がいっぱいございます。十分にいい意味でお互いに力を合わせて活用をしていただくようによろしくお願い申し上げたく存じます。

次に移ります。3、教育行政についてでございます。

まず、（1）教育に取り組む基本的な考え方についてであります。

私は、ただいま教育長が申されましたけれども、教育には三つの要素があるというふうにご存じの通りでございます。今も話がありましたけれども、一つは知育、一つは体育、一

つは徳育、これは情操であります。その中でも徳育がおろそかになってきた時代背景がありますが、今こそ徳育が必要と考えます。例えば生き物に触れて、生きていることを実感させる教育、実体験を伴う教育であります。当然、地域ボランティアの助成を必要とする場合もあります。しかし、それは社会教育の充実、地域を挙げた子ども教育の実現につながるわけでございます。

同僚の嶋田茂樹議員のマニフェストを閲覧させていただく機会がありました。その中に、嶋田議員の政治信条とも言うべき内容に「食育」というものがございました。ボランティアを通じて、長年活動していることを知り、共感を覚えた一人でございます。新教育長にお願いしたいことは、情緒あふれる実学を小・中学校の教育の場にぜひ導入していただきたいと存じます。我々が子どもたちに残せるものの一つとして、モラルを構築する実学を旭市独自で取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（向後和夫） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

教育長（多田哲雄） 先ほど言われましたように、まさに子どもたちを育成していくには、今言ったように知・徳・体というもののバランスのとれた子どもたちを育成していくというのが教育の大きな柱であり、大事なものであるというふうに確信しております。そして、徳育、情操というようなことでありますけれども、人間が人間たらしめる教育の根本といえますか、それはやはり道徳といえますか、徳育ではないか。そして、人間らしく生きられる、そこに教育の必要性というものがあるのではないかなというふうに私も強く思っているところであります。

そういうような観点から、先ほども言いましたように、学校教育だけではなくて、地域、そして家庭、そういうものが連携をしながら、一人の子どもたちを多方面から見て、育てあげていく、そして家族の宝から、地域の宝、そして国の宝へというふうに考えていければというふうに考えているところであります。そしてまた、皆さん方のいろんなご協力を得ながら、学校教育だけではなくて、本当にみんなで育てようという気質が旭市の中で大事だなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

議長（向後和夫） 神子功議員。

24番（神子 功） 多田教育長に大変期待をしたいと存じます。市の宝、県の宝、国の宝になるように、旭市が独自の政策を打ち出すことによって、旭市が発信地となって、国の教

育を動かすような、そういうような立場になっていただきたいというふうに思いますので、ぜひこれからもよろしくお願い申し上げます、次に移ります。

最後です。(2)旭市育英資金制度についてお伺いいたします。

これにつきましては、これまでも議論をさせていただきました。今、学校教育課長が申し上げていただいたとおりだというふうに思っておりますけれども、そうしますと、この制度につきましては、いつごろ、どのような検討をされてきたのかどうか、経過についてもお伺いし、そして先ほど答弁がありましたけれども、今後、制度についてはこれでいくという話がありましたけれども、もう一度確認のために、制度について、どういった制度を構築していきたいのか含めて、答弁をいただきたいと存じます。

議長(向後和夫) 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長(平野一男) お答え申し上げます。

本年度の給付に関する選定会議を終わった後、教育委員会議で報告をさせていただきました。その折に本年の給付の応募が給付数に満たない現状であったということを報告させていただいたところでございます。そういった中では、この現在の経済状況等をおかんがみしたときに、現在のような給付の形を当面の間続けていくことが望ましいだろうというご意見をちょうだいいたしました。また、家庭の財政的な面から、子どもの学びをあきらめさせてはならないというようなお話もございまして、当面という言い方は大変抽象的な言い方で、期間を切ったものではないわけですが、少し財政的な面で許す限り、このような形をとらせていただければと、このようなことを考えた次第でございます。

なお、この効果については、本年度、進路の報告をいただいた中に、例えば旭市の職員として採用された者がおりましたり、さらには高校での教師を目指し登用された者がおりましたり、また看護師、そしてさらに大学等の進学を目指して頑張った、または本年から地域、もしくは市民のために、または国民のために貢献しようと頑張っている青年たちの姿が見てとれることができた、このように考えているところでございます。

以上でございます。

議長(向後和夫) 神子功議員。

24番(神子 功) そうしますと、これまで旧飯岡、海上でとられてきた貸付制度、これが今、返還のみになっているということにつきましては、額的には恐らく6,700万円余りではないかなと、このように考えます。そして、従来、旧旭市で取り組んできた内容について

のいわゆる育英資金、基金というなるものが、残金としては、積立金として8,000万円を超える額だと。トータル的には1億5,000万円ぐらいの財源が基金としてはあるのではないかなというふうに思っているわけです。

これを今のお考えですと、育英資金という、そういった制度を残しつつやっっていこうという、しかも財政的な面で、子どもの学びというものについて、あきらめさせてはいけないというような思いの中から取り組まれないというふうに思いますけれども、そうしますと、貸付制度の全部返還になった場合には、これはどのようにするというふうに検討されたのかどうか、この点お伺いいたします。

議長（向後和夫） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（平野一男） 貸付制度そのものについて、細かな検討を加えたことは今回ございませんでした。ただ、この貸付制度に多くの市民が、そして多くの企業関係者が浄財を投じてくださったことについては、よく理解しているつもりでございます。そういった皆様方の意思をやはり大切にしながら、多くの子どもたちに、先ほど申し上げましたように、学びを支援するという観点から、給付だけではなくて、必要になったときに貸し付けができるような、そういった対策も考慮していかなければならないものと、このように考えるところでございます。期日を切って、いつからということについては、またこの後、子どもたちから寄せられる制度を活用しようとする子どもたちの思い、数等々について、確認をさせていただきながら、さらに検討を加えてまいりたい、このように考えるところでございます。

議長（向後和夫） 神子功議員。

24番（神子 功） ありがとうございます。現在は貸付制度があっても、返還のみで進行形だと。残っているのは、実際は育英資金制度である。しかし、その制度についても、貸し付けがいいかどうかについては、今後検討の余地があるという判断をいたしました。今、国では、奨励金という名のものがかなり蔓延して、借りる人がいて、しかも大変返還の未納が多いという、そういった報道も昨今なされております。

そういったことも含め合わせまして、旭市にとって一番いい制度は何か、私は制度は残すべきだというふうに考えております。

どうかそういった意味でニーズに十分応えられるような制度の構築をお願いし、私、最後の一般質問になりましたけれども、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（向後和夫） 神子功議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午後 4時 8分

再開 午後 4時20分

議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。追加のありました議案は、議案第13号、財産の取得についての1議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 配布漏れないものと認めます。

ただいま追加議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。

それでは、その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、嶋田茂樹議員、ご登壇を願います。

（議会運営委員長 嶋田茂樹 登壇）

議会運営委員長（嶋田茂樹） ただいま議会運営委員会を開催しまして、追加議案の提出に伴う日程の追加について協議をいたしましたので、その内容について私のほうよりご報告申し上げます。

追加議案は、市長より提案のありました議案第13号の1議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してあります平成21年旭市議会第4回定例会議事日程（その3）の本日11月11日水曜日のとおり、この後、追加日程第1、議案第13号を上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、議案の補足説明。補足説明については財政課長を予定しております。追加日程第4、議案質疑。追加日程第5、常任委員会議案付託。議案の付託については総務常任委員会を予定しております。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。よろしく願いいたします。

議長（向後和夫） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。議案第13号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(向後和夫) ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 議案上程

議長(向後和夫) 追加日程第1、議案上程。

議案第13号の1議案を上程いたします。

議案第13号 財産の取得について

追加日程第2 提案理由の説明

議長(向後和夫) 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

市長(明智忠直) 本日、議案1件を追加提案し、ご審議をいただくことといたしました。

追加議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第13号は、財産の取得についてでありまして、高規格救急自動車1台を購入することについて、仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。何とぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長(向後和夫) 提案理由の説明は終わりました。

追加日程第3 議案の補足説明

議長(向後和夫) 追加日程第3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第13号について、財政課長、登壇してください。

(財政課長 加瀬正彦 登壇)

財政課長(加瀬正彦) それでは、議案第13号、財産の取得について補足説明を申し上げます。

議案をご覧いただきたいと思います。

取得財産の内容でございますが、高規格救急自動車1台であります。

取得金額は3,064万4,950円でございます。

取得の相手方は、千葉県匝瑳市上谷中2211番地22、千葉トヨタ自動車株式会社八日市場店であります。

次に、契約の経過を説明いたします。

入札参加登録業者で、過去の納入実績等を勘案いたしまして、2社を指名いたしました。11月9日に指名競争入札を実施いたしまして、この入札の金額でございますが、消費税抜きで、千葉トヨタ自動車株式会社八日市場店が2,918万6,432円、千葉日産自動車株式会社4,004万2,722円ということございました。なお、落札率は89.19%ございました。入札の結果、予定価格に達しておりましたので、11月10日、昨日、仮契約を締結したものでございます。納入期限は平成22年3月31日でございます。

以上でございます。

議長(向後和夫) 財政課長の補足説明は終わりました。

以上で議案の補足説明は終わりました。

追加日程第4 議案質疑

議長(向後和夫) 追加日程第4、議案質疑。

これより議案の質疑を行います。

議案第13号について質疑はありませんか。

日下昭治議員。

13番(日下昭治) 議案第13号について質疑を申し上げたいと思います。

この高規格救急車が納車された際ですけれども、今まで使っていた救急車が廃止されるの

か、あるいはまた車が増えるのか、その辺をお願いしたいと思います。

議長（向後和夫） 日下議員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

消防長（菅谷衛一） お答えいたします。

現在、通常の救急活動には4台の救急車、そして1台、予備車として配備しております。

一応今回導入した場合には、1台は廃車となる予定です。1台が予備車となります。

以上です。

議長（向後和夫） 日下議員。

13番（日下昭治） もう一つ、高規格救急車でなく、一般の救急車を廃車されるということですか。

（発言する人あり）

13番（日下昭治） そうしますと、今度、高規格救急車となりますと、救急救命士が必要になると思いますが、この辺の充足人数ですか、そういったものはどういう形になるのでしょうか。

議長（向後和夫） 日下議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

消防長（菅谷衛一） 救命士につきましては、現在4台の救急車、通常の対応で15名の救命士で対応しておりまして、通常は4台で動いておりますので、特に差し支えはございません。

以上です。

議長（向後和夫） 日下議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 以上で議案の質疑を終わります。

追加日程第5 常任委員会議案付託

議長（向後和夫） 追加日程第5、常任委員会議案付託。

これより常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会に議案第13号の1議案を付託いたします。付託いたしました議案は、17日

までに審査を終了されますようお願いいたします。

議長（向後和夫） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は19日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時29分

平成21年旭市議会第4回定例会会議録

議事日程（第4号）

平成21年11月19日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長陳情報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 事務報告
- 第 6 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長陳情報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 追加日程第 1 発議案上程
- 追加日程第 2 提案理由の説明
- 追加日程第 3 質疑、討論、採決
- 日程第 5 事務報告
- 日程第 6 閉 会

出席議員（22名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 伊 藤 保 | 2番 | 島 田 和 雄 |
| 3番 | 平 野 忠 作 | 4番 | 伊 藤 房 代 |
| 5番 | 林 七 巳 | 6番 | 向 後 悦 世 |
| 7番 | 景 山 岩三郎 | 8番 | 滑 川 公 英 |
| 9番 | 嶋 田 哲 純 | 10番 | 柴 田 徹 也 |
| 11番 | 木 内 欽 市 | 12番 | 佐久間 茂 樹 |

13番 日下昭治
 15番 林俊介
 18番 高木武雄
 20番 向後和夫
 24番 神子功

14番 平野浩
 17番 林一雄
 19番 嶋田茂樹
 22番 林正一郎
 26番 林一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	増田雅男
教育長	多田哲雄	病院事務部長	渡辺清一
総務課長	平野哲也	秘書広報課長	米本壽一
企画課長	堀江隆夫	財政課長	加瀬正彦
税務課長	野口徳和	市民課長	増田富雄
環境課長	平野修司	保険年金課長	花香寛源
健康管理課長	小長谷博	社会福祉課長	在田豊
高齢者福祉課長	渡辺輝明	商工観光課長	神原房雄
農水産課長	林清明	建設課長	北村豪輔
都市整備課長	伊藤恒男	下水道課長	佐藤邦雄
会計管理者	高山重幸	消防長	菅谷衛一
水道課長	横山秀喜	庶務課長	浪川敏夫
学校教育課長	平野一男	生涯学習課長	野口國男
国体推進室長	高野晃雄	監査委員局長	林久男
国民宿舎支配人	堀川茂博	病院事務次長	石鍋秀和
病再整備室長	鎗木友孝		

事務局職員出席者

事務局長	加瀬寿一	事務局次長	石毛健一
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

議長（向後和夫） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 常任委員長報告

議長（向後和夫） 議案第1号から議案第13号までの13議案と陳情第6号の陳情1件を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配布のとおりであります。配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 配布漏れないものと認めます。

日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、公営企業常任委員長の報告を求めます。

委員長、日下昭治議員、ご登壇願います。

（公営企業常任委員長 日下昭治 登壇）

公営企業常任委員長（日下昭治） おはようございます。

公営企業常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月9日の本会議において、当委員会に付託されました議案第2号、平成21年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、議案第9号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についての2議案について、審査経過並びに結果を申し上げ

ます。

去る11月12日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催しました。

初めに、議案第2号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、今回の補正予算では、2,500万円の資金を市より借りたが、今後の見通しはどうなっているのかとの質疑では、今回の補正については、事業を行う上で支障を来すような故障がたびたび発生するので願うもので、きちっと機能を果たせるような修繕が済めば、営業努力によって赤字をかなり解消できるものと考えている。また、平成23年から借入金の支払いが始まるが、それらを視野に入れ、人件費の節約をしながら施設を維持していけば不可能ではないと考えており、特に近隣から宿泊していただけるような営業努力もしていきたいとの答弁がありました。

2点目として、宿泊料金を下げることと考えているとのことだが、当初は、部屋数が減った分、宿泊料金を上げて、収支が合うとの説明があった。今回、部屋数が減ったまま宿泊料金を下げることになると、当初の説明と矛盾していると思うが、その辺はどう考えているのかとの質疑では、宿泊料金を値下げに踏み切った理由は、近隣で1万2,000円以上する宿泊施設は、銚子市まで含めてもほとんどない。市長と相談した上で、料金の見直しについて運営委員会に諮問し、全会一致で値下げすべきだという答申をいただいた上、1月から値下げに踏み切ることとしたとの答弁がありました。

次に、議案第9号の質疑について申し上げます。

今回改正する料金は、近隣の病院の分娩にかかわる料金と比べてどうなのか。また昨年の分娩のうち旭市内の患者数はとの質疑では、改正後の旭中央病院の料金は7日間の入院で40万円から46万円であり、成田日赤病院が47万円前後、君津中央病院が45万円前後、船橋市立病院が40万円から48万円である。また、昨年の分娩件数は1年間で1,188件あり、旭市内の患者さんは311件、26%となっているとの答弁がありました。

以上、質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、2議案とも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

平成21年11月19日、公営企業常任委員会委員長、日下昭治。

議長（向後和夫） 公営企業常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長、柴田徹也議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 柴田徹也 登壇)

文教福祉常任委員長(柴田徹也) 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月9日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第7号、旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、財産の取得について、議案第11号、工事請負契約の締結についての5議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る11月13日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、繰越明許費で矢指小学校改築事業、第一中学校改築事業、大原幽学記念館管理費の三つの教育関係の事業があるが、現在の進捗状況並びになぜ繰越明許設定をしなければならないのかとの質疑では、繰り越しの理由については、矢指小学校改築事業では、開発行為の許可が必要ということで敷地の調査等をしたところ、赤道があり、用途の変更の手続き上、利害関係人の同意が必要となった。また、開発の許可のため隣接の同意も必要で、その境界同意の手続きに時間を要すると考えている。

第一中学校改築事業では、隣接する地主が6名おり、今回、矢指小学校の問題が生じたので、境界をはっきり確認してから建設したほうがよいと判断し、その手続きに時間がかかっている。本年度の予算をすべて繰り越し、その中で契約ができ、工事ができるものについては順次発注し、残ったものを繰越計算書により報告することになる。また、この手続きをしておかないと来年度、当初の契約をする時点で来年にずれ込む分の財源がなくなってしまうため、繰り越しする必要がある。

大原幽学記念館管理費では、記念館にエレベーターを設置する工事で、設計業務の委託契約を11月11日に締結して、現在設計に入っているが、施工に係る耐震設計と構造計算等の関係で建築確認申請が必要になり、この期間を1か月程度見なければいけないとのことから、年度内に完成が難しくなったとの答弁がありました。

2点目として、保育所総務事務費、第三者評価委託料は、保育サービスの向上のために評価をする体制をとりたいので、新規事業で本年度試行するということだが、どのようなこと

を目的とし、どのように評価する内容を考え、実行していくのか。またどのような方々によって評価をするのかとの質疑では、第三者評価については、保育の現状、保護者の意向、保育所職員の保育所運営に関する考え方等の調査項目により、細かく評価をし、保育所そのものがどのような状況・考え方のもとで運営されているのかを客観的に判断いただくもので、報告書については公表することを前提に考えている。委託先は社会福祉法人等で、評価をする方々は決まっていないが、学識経験豊かな方や現場の経験をされている方、経営の全体的な部分を見れる方などを考えており、今後詰めていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第10号の主な質疑について申し上げます。

新給食センター建設のため、建設検討委員会を立ち上げて高生地先を選定されたとのことだが、旧海上中学校跡地が選ばれなかったのは、住宅地に隣接しており、騒音や排水などが障害になったためかとの質疑では、旧海上中学校跡地も候補地となったが、騒音、悪臭等の問題や給食センターが食品製造工場の扱いとなり、住宅の多いところに建設するのはふさわしくないとの意見があった。また、第一給食センターでは、騒音等の苦情を何年かにわたって解決した経緯があったことなどを考えて用地選定をしたとの答弁がありました。

次に、議案第11号の主な質疑について申し上げます。

中央小学校北校舎は22年3月に完成し、21年・22年の継続事業ということであるが、契約額の3億7,149万円の予算の配分と財源はどうなっているのか。また、今回の工事請負契約の締結が終わった後の予定はとの質疑では、本年度が4割、来年度が6割という配分で実施する予定であり、国の補助金も予定されているが、入札、契約の額によっても違ってくるため、今年度精査をしていきたい。今後の予定については、今回の契約は本体工事であり、今後、電気と設備の二つの工事の契約を結べば、すべてが終わる予定であるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容などについて申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第10号については賛成多数で、そのほかの議案については全員賛成でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

そのほか、所管事項の報告において所管課から各事業等の説明があったが、問題点を多く含んでいる事業もあると思うので、今後の執行に当たっては、その点を十分踏まえて、くれぐれも慎重に事業を進めるよう意見がありました。

以上のとおり報告いたします。

平成21年11月19日、文教福祉常任委員会委員長、柴田徹也。

議長（向後和夫） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、建設経済常任委員長の報告を求めます。

委員長、嶋田哲純議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 嶋田哲純 登壇）

建設経済常任委員長（嶋田哲純） おはようございます。

建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月9日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、市道路線の廃止についての2議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る11月16日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について申し上げます。

特に質問等はなく、審査の結果、別紙報告書のとおり、2議案とも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成21年11月19日、建設経済常任委員長、嶋田哲純。

議長（向後和夫） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員長の報告を求めます。

委員長、佐久間茂樹議員、ご登壇を願います。

（総務常任委員長 佐久間茂樹 登壇）

総務常任委員長（佐久間茂樹） おはようございます。

総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月9日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての5議案と、去る11月11日の本会議において、本委員会に付託されました議案第13号、財産の取得についての1議案、合わせて6議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る11月17日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、定住自立圏構想策定事業について、政権交代後も定住自立圏構想全体の予算や旭市に来る予算が当初の計画どおり来るのかとの質疑では、政権交代の中で、民間投資への交付金の予算が当初550億円あったが、執行停止により100億円になってしまい、この事業の医療機関への補助率も2分の1から5分の1へ低くされてしまった。しかし、行政に対する支援の部分については削減されるという話は聞いていないことを県に確認しており、旭市へは年間4,000万円、5年間支援していただける予定であるとの答弁がありました。

2点目として、定住自立圏形成方針策定支援業務委託料120万円の内容はとの質疑では、委託料120万円は、定住自立圏構想の中心市宣言をするに当たっての国・県へのさまざまな手続きや旧3町と旧旭市の連携を持った方針の作成などについて、支援を民間等の力をかりながら一緒にやっていきたいと考えており、その業務の委託料であるとの答弁がありました。

次に、議案第13号の質疑について質疑について申し上げます。

高規格救急自動車の耐用年数と配備してある高規格救急自動車の更新はいつごろの計画かとの質疑では、現在活動している救急車は4台あり、耐用年数は大体12年から13年をめどにしている。次の更新については海上の救急車で、平成15年度に配備したもので、平成26年度を予定しているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、6議案とも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成21年11月19日、総務常任委員会委員長、佐久間茂樹。
議長（向後和夫） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

日程第2 質疑、討論、採決

議長（向後和夫） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第13号までの13議案について採決いたします。

議案第1号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成21年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向後和夫) 賛成多数。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、市道路線の廃止について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第3 常任委員長陳情報告

議長(向後和夫) 日程第3、常任委員長陳情報告。

これより総務常任委員会に付託をいたしました陳情審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

(総務常任委員長 佐久間茂樹 登壇)

総務常任委員長(佐久間茂樹) 総務常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る11月9日の本会議において、本委員会に付託されました陳情第6号、非核三原則の法制化を求める陳情の1件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、11月17日、付託議案の審査終了後、担当課より本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、特に意見はなく、別紙報告書のとおり、全員賛成で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成21年11月19日、総務常任委員会委員長、佐久間茂樹。

議長(向後和夫) 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託陳情に対する委員長の報告は終わりました。

日程第4 質疑、討論、採決

議長（向後和夫） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 討論なしと認めます。

これより陳情第6号の陳情1件について採決いたします。

陳情第6号、非核三原則の法制化を求める陳情について、総務常任委員長の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向後和夫） 賛成多数。

よって、陳情第6号は採択と決しました。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時45分

議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第2号、非核三原則の早期法制化を求める意見書の提出についての1発議案であります。

配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(向後和夫) 配布漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、嶋田茂樹議員、ご登壇を願います。

(議会運営委員長 嶋田茂樹 登壇)

議会運営委員長(嶋田茂樹) ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容につきまして、私のほうよりご報告申し上げます。

提出されました発議案は、発議第2号、非核三原則の早期法制化を求める意見書の提出についてであります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してあります平成21年旭市議会第4回定例会議事日程(その4)、本日11月19日木曜日のおり、この後、追加日程第1、発議第2号を上程。追加日程第2、提案理由の説明。提案理由の説明は、総務常任委員長、佐久間茂樹議員を予定しております。追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。

よろしくお願いたします。

議長(向後和夫) 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第2号の1発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(向後和夫) ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 発議案上程

議長(向後和夫) 追加日程第1、発議案上程。

発議第2号を上程いたします。

発議第2号 非核三原則の早期法制化を求める意見書の提出について

追加日程第2 提案理由の説明

議長（向後和夫） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

総務常任委員長、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 佐久間茂樹 登壇）

総務常任委員長（佐久間茂樹） それでは、発議第2号、非核三原則の早期法制化を求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

非核三原則の早期法制化を求める意見書。

広島・長崎の原爆被爆から64年目が経ちました。

「ふたたび被爆者をつくるな」という原爆被害者の悲痛の願いをはじめとして、わが国の「非核三原則」を国是とする核兵器反対の政策は、世界中の国々、国民を動かして、いくどとなく訪れた核兵器使用の危機を防いできました。今、核兵器廃絶をめざす潮流は、さらにその流れを強めています。

核兵器を使用した唯一の国であるアメリカのオバマ大統領が、「核兵器のない世界」を追求していくことを明言しました。

今こそ日本は、核戦争唯一の被害国として、核兵器廃絶に向けた主導的役割を果たすべきときです。

そのためにも「非核三原則」を国是としてかかげるだけでなく、その法制化を早期にはかることによって、国際的な世論のリーダー役としての明確な意見を示すことができると信じます。

よって、国会及び政府におかれましては、被爆国日本として世界の諸国、諸国民からかけられている期待の大きさを踏まえて、「非核三原則」の法制化の決断を早期に決断されることを要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、参議院議長、衆議院議長あてでございます。

す。

以上でございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

議長（向後和夫） 提案理由の説明は終わりました。

追加日程第3 質疑、討論、採決

議長（向後和夫） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第2号について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

これより発議第2号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

林七巳議員。

5番（林 七巳） 核兵器は反対ですが、今、我が国をめぐる周りの、北朝鮮の問題が解決しない限りは、私は自国が進んでやるべきではないという意見を持っております。

以上です。

議長（向後和夫） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 討論を終わります。

これより発議第2号について、採決いたします。

発議第2号、非核三原則の早期法制化を求める意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向後和夫） 賛成多数。

よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第5 事務報告

議長（向後和夫） 日程第5、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 平野哲也 登壇）

総務課長（平野哲也） それでは、篤志寄附を受納いたしましたので、ご報告を申し上げます。

1つ、金100万円を伊藤澄子様より9月30日受納いたしました。

1つ、豚肉170キログラムを農事組合法人千葉スワイン様より10月13日受納いたしました。

1つ、逆あがり補助板及び球技用具を旭市ゴルフ協会様より11月5日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

議長（向後和夫） 事務報告は終わりました。

日程第6 閉 会

議長（向後和夫） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて平成21年旭市議会第4回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時54分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 向 後 和 夫

議 員 林 正一郎

議 員 林 一 哉